

## V 資料編 (Web版)

Web版ページはコチラ▼



福島県土木部 事業計画



## V-1 福島県の状況

項 目		単 位	福島県	全国	順位	統計年月日
土地	面積	km <sup>2</sup>	13,784.39	377,975.64	3	R6.10.1
人口	人口	人	1,742,852	123,801,750	21	R6.10.1
	人口密度	人(1km <sup>2</sup> 当たり)	126.4	327.5	40	R6.10.1
	年少人口割合	%(15歳未満÷総人口)	10.6	11.2	36	R6.10.1
	生産年齢人口割合	%(15~64歳÷総人口)	55.8	59.6	29	R6.10.1
	老年人口割合	%(65歳以上÷総人口)	33.7	29.3	17	R6.10.1
	総世帯数	世帯	798,738	60,779,141	24	R6.1.1
	一世帯当たり人員	人	2.25	2.05	9	R6.1.1
	合計特殊出生率	—	1.21	1.20	35	令和5年
医療	医師数	人(10万人当たり)	218.7	262.1	42	R4.12.31
	医療施設数	施設(10万人当たり)	130.6	144.6	34	R5.10.1
農林 水産業	耕地面積	百ha	1,337	42,720	7	R6.7.15
	農業産出額	億円	2,163	95,543	16	令和5年
	販売農家数	戸	41,060	1,027,892	3	R2.2.1
工業	事業所数	事業所	3,914	223,391	20	R5.6.1
	従業者数	人	154,852	7,751,935	20	R5.6.1
	製造品出荷額等	億円	54,994	3,617,749	23	令和4年
商業	事業所数	事業所	19,975	1,228,920	18	R3.6.1
	従業者数	人	152,062	11,397,130	21	R3.6.1
	年間商品販売額	億円	46,513	5,398,139	20	令和2年
所得	一人当たり県民所得	千円	2,921	3,330	25	令和3年度
	県内総生産(名目)	億円	78,447	5,773,513	21	令和3年度
財政	県普通会計歳入決算額	百万円	1,257,263	58,489,022	12	令和5年度
	県普通会計歳出決算額	百万円	1,224,298	56,647,303	11	令和5年度
	県財政力指数	—	0.505	0.478	20	令和3~5年度

## V-2 福島県の社会資本整備状況

区分	指標項目	福島県	全国	順位	統計年月日	
道路	道路延長(国道、県道、市町村道)	39,126km	1,231,085km	7	R5.3.31	
	道路改良率(国道、県道、市町村道)	62.8%	63.3%	28	R5.3.31	
	道路整備状況 (改良率) 幅員5.5m以上	一般国道(県管理分)	84.4%	93.3%	38	R5.3.31
		主要地方道	78.6%	80.3%	27	R5.3.31
		一般県道	53.3%	64.2%	36	R5.3.31
		県道計	64.6%	71.3%	33	R5.3.31
		市町村道	13.7%	60.3%	29	R5.3.31
	道路整備状況 (舗装率) 簡易舗装含まない	一般国道(県管理分)	77.5%	93.6%	42	R5.3.31
		主要地方道	71.9%	76.7%	34	R5.3.31
		一般県道	43.9%	59.1%	40	R5.3.31
		県道計	56.5%	67.0%	38	R5.3.31
		市町村道	11.9%	19.8%	36	R5.3.31
	歩道設置道路実延長	4652.0km	184,671km	-	R5.3.31	
	無電柱化整備延長	48.2km	-	-	R7.3.31	
河川港湾	河川改修率	49.0%	-	-	R7.3.31	
	海岸保全整備率 (水管理・国土保全局、港湾局、水産庁)	92.0%	-	-	R7.3.31	
	土石流危険渓流整備率	22.1%	-	-	R7.3.31	
	地すべり危険箇所整備率	44.4%	-	-	R7.3.31	
	急傾斜地崩壊危険箇所整備率	37.9%	-	-	R7.3.31	
都市	都市計画街路整備率	69.8%	68.3%	19	R6.3.31	
	都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積	15.1m <sup>2</sup>	12.7m <sup>2</sup>	17	R6.3.31	
	下水道処理人口普及率	56.5%	81.8%	41	R7.3.31	
	汚水処理人口普及率	87.9%	93.7%	33	R7.3.31	
建築	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	87.1%	87.0%	-	H30.10.1	
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	43.2%	42.0%	-	H30.10.1	
	一定の省エネルギー対策を講じた住宅の比率	38.0%	-	-	H30.10.1	
	新築住宅における住宅性能表示の実施率	37.4%	-	-	R6.3.31	
	住宅の利活用期間	約31.5年	-	-	H30.10.1	

## V-3 令和7年度 受賞・表彰事業一覧

(単位:百万円)

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
東北地方整備局 管内業務発表会 奨励賞	住民説明会へのCIMの活用について ～住民との円滑な合意形成に向けて～	喜多方西会津線	-	-	マネジメント
福島県優良 土木・建築 工事表彰	道路橋りょう整備(交付)工事(改良舗装)	国道349号	二本松市杉沢地内	109	改良舗装工
	道路橋りょう維持(防災)工事(落石対策)	小栗山宮下線	大沼郡三島町大字桑原地内	288	高エネルギー吸収型落石防護柵設置工
	道路橋りょう整備(交付)工事(道路改良)	国道399号	いわき市平並木の杜地内	122	道路改良工
	道路橋りょう整備(再復)工事(改良舗装)	小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内地内	174	改良舗装工
	道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁上部)	小野富岡線	双葉郡川内村大字上川内地内	963	橋梁上部工
	河川(補助)工事(護岸)	滝川筋	伊達郡国見町大字徳江地内	145	築堤護岸工
	河川災害復旧助成工事(樋門工)	好間川筋	いわき市好間町中好間字下川原地内(金子沢樋門)	474	樋門・樋管本体工
	砂防(交付)工事(擁壁)	北表1号地区	郡山市田村町谷田川地内	93	重力式擁壁工
	道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修)	国道349号	伊達郡川俣町飯坂諏訪山地内	54	舗装補修工
	道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修)	石川矢吹線外	西白河郡矢吹町明新中地内	60	舗装補修工
	道路橋りょう維持(維補)工事(舗装補修)	会津若松裏磐梯線	会津若松市河東町八田地内	52	舗装補修工
	道路橋りょう維持(防災)工事(道路改良)	豊間四倉線	いわき市平藤間字鯨地内	123	道路改良工
	安積中高一貫校整備(建築)工事	安積中学校	郡山市開成5丁目地内	1,419	建築工事
	岩瀬農業高校大規模改造工事(建築・2期)	岩瀬農業高等学校	岩瀬郡鏡石町桜町地内	134	建築工事
	南会津高校環境科学室新築等(建築)工事	南会津高校(田島・南会津統合校)	南会津郡南会津町田島字田部原地内	155	建築工事
	くろがね小屋商用電源引込工事	くろがね小屋	二本松市永田字長坂国有林地内	640	高圧ケーブル埋設
	白河実業・埴工業統合校実習棟新築(機械)工事	白河実業高等学校	白河市瀬戸原地内	317	機械設備工
	双葉地区特別支援学校移転新築(機械)工事	ふたば支援学校	双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡地内	703	機械設備工
	県営住宅改善工事(内部改善・建築)	県営錦町団地	会津若松市錦町地内	50	内部改善工事
	県営住宅改善工事(外壁改修外)	鯨岡団地	いわき市平鯨岡字河端地内	147	改修工
漁港災害復旧工事(海岸堤防)	松川浦漁港海岸	相馬市磯部地内	353	海岸堤防工	

受賞・表彰名	工事名等	箇所	所在地	事業費	事業内容
福島県土木部 優良下請企業 表彰	南会津高校環境科学室新築等(建築)工事	南会津高校(田島・南会津統合校)	南会津郡南会津町田島字田部原地内	13	屋根工事
	双葉地区特別支援学校移転新築(機械)工事	ふたば支援学校	双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡地内	15	冷暖房設備・換気設備のダクト工事
	県営住宅改善工事(外壁改修外)	鯨岡団地	いわき市平鯨岡字河端地内	9	塗装工事
福島県優良 土木・建築 委託業務表彰	地質調査業務委託(道改・改良)	国道349号	伊達市梁川町五十沢地内	5	地質調査
	地質調査業務委託(道整・交付)	矢吹天栄線	白河市大信町屋地内	7	地質調査
	橋梁点検業務委託(道維・維補)	国道121号外	河沼郡湯川村大字湊地内外	29	橋梁点検
	地質調査業務委託(道整・再復)	浪江三春線	双葉郡葛尾村大字葛尾字小出谷地内	124	地質調査
	地質調査業務委託(河改・改良)	新川筋外	いわき市内郷内町堤田地内外	46	地質調査
	測量業務委託(砂防・補助)	西根川	南会津郡南会津町宮里地内	28	用地測量
	測量設計業務委託(単災調査)	湯野上会津高田線	南会津郡下郷町大字湯野上地内	20	路線測量
	測量業務委託(道整・帰還)	井手長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢地内	21	用地測量
	設計業務委託(道改・改良)	上名倉飯坂伊達線	福島市飯坂町平野地内	10	道路詳細設計
	測量設計業務委託(河改・ふなっこ)	常夏川筋	郡山市湖南町赤津地内	7	落差工付帯施設設計
	測量設計業務委託(道整・交付)	国道288号	郡山市富久山町福原地内	12	3次元モデル作成
	河川整備計画策定業務委託(河改・改良)	阿武隈川外	西白河郡矢吹町明新東地内外	11	河川整備計画策定
	測量設計業務委託(道改・改良)	別舟渡線	河沼郡会津坂下町大字束松地内	48	道路詳細設計
	測量設計業務委託(道維・災防)	国道459号	耶麻郡北塩原村大字大塩地内	9	道路詳細設計
	設計業務委託(道維・長寿)	国道121号	喜多方市熱塩加納町熱塩地内	29	橋梁詳細設計
	設計業務委託(道維・補助)	国道252号	南会津郡只見町大字田子倉地内	77	構造物補修設計
	設計業務委託(道維・維補)	原町川俣線外	南相馬市原町区深野地内外	26	橋梁補修設計
	設計業務委託(下水整備・交付)	保原幹線外	伊達郡桑折町大字上郡地内外	40	下水道詳細設計
	郡山東高校大規模改修工事設計委託	郡山東高校	郡山市山根町 地内	6	建築設計

## V-4 建設行政をめぐる新たな動き

### 1. 計画に関する事項

- (1) 福島県総合計画の策定 .....214
- (2) 第2期福島県復興計画の策定 .....214
- (3) 「福島県国土強靱化地域計画」について .....214
- (4) ふくしま創生総合戦略の策定 .....215
- (5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～  
について .....215
- (6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について .....218
- (7) 「ふくしま道づくりプラン」について .....219
- (8) 住宅・建築物の耐震化の促進について .....219

### 2. 財源に関する事項

- (1) 社会資本整備総合交付金について .....219
- (2) 防災・安全交付金について .....220
- (3) 県土の国土強靱化に向けた取り組みについて .....221
- (4) 緊急防災・減災事業債について .....221
- (5) 公共施設適正管理推進事業債について .....222
- (6) 緊急自然災害防止対策事業債について .....222
- (7) 緊急浚渫推進事業債について .....223
- (8) 脱炭素化推進事業債について .....223
- (9) 復興の変遷と今後の取組について .....224
- (10) 福島再生加速化交付金について .....225

### 3. 各部門の重要施策

- (1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進 .....225
- (2) 市町村合併支援道路整備事業の推進 .....226
- (3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画 .....226
- (4) 国際バルク戦略港湾 .....227
- (5) 特定貨物輸入拠点港湾 .....227
- (6) カーボンニュートラルポートの形成 .....227
- (7) デジタル変革（DX） .....227

### 4. 関係する法律

- 福島復興再生特別措置法 .....228
- 福島復興再生基本方針 .....228
- 福島復興再生計画 .....229
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画 .....229
- 特定帰還居住区域復興再生計画 .....230
- 東日本大震災復興基本法 .....231
- 東日本大震災復興特別区域法 .....231

●国土形成計画法	231
●社会資本整備重点計画法	232
●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について	232
●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について	233

## V-4 建設行政をめぐる新たな動き

### 1. 計画に関する事項

#### (1) 福島県総合計画の策定

福島県では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生に向けて、総合計画「ふくしま新生プラン」を平成24年12月に策定し、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げ、一歩ずつ復興の歩みを進めてきました。

一方で、復興の進捗に伴う新たな課題の顕在化、人口減少、令和元年東日本台風等の頻発化・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症などは、復興・再生と地方創生に大きな影響を及ぼしています。

このような状況下においても、切れ目なく着実に復興・創生の歩みを進め、みんなで創り上げるふくしまの将来の姿として「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ（深化、進化、新化）する豊かな社会を実現するため、“世代を超えてつなぐ、ありたいふくしま”をイメージに「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とした「福島県総合計画」を令和3年9月に策定しました。

#### (2) 第2期福島県復興計画の策定

復興計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨などの一連の災害からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画です。

これまで、復興にあたっての基本的な方向を示した「復興ビジョン」（平成23年8月策定）及び「復興計画」（1次～3次）に基づき復興・再生に取り組んできましたが、着実に成果が現れてきた一方で、復興の進展に伴い新たな課題が顕在化するなど、いまだ深刻で複雑な課題が山積しています。

今後も、国・市町村と連携して復興・再生を切れ目なく着実に進めていくことを目指し、第2期福島県復興計画を令和3年3月に策定しました。

#### (3) 「福島県国土強靱化地域計画」について

法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本の指針となるものです。

本県の国土強靱化地域計画は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、平成30年1月に策定し、これまで令和3年4月に、令和元年東日本台風等の検証等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のさらなる加速化・深化を図るための改定を、令和5年3月に、脆弱性評価（課題）や社会情勢等の変化（新型コロナ、DX等）を踏まえた改定を行ってきました。

また、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正、7月に国土強靱化基本計画が改定され、国の国

土強靱化施策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続き、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実にさらなる国土強靱化を推進するため、令和7年6月に基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である「第1次国土強靱化実施中期計画」が決定されたことを踏まえ、令和8年3月に新たな福島県国土強靱化地域計画を策定しました。

#### (4) ふくしま創生総合戦略の策定

平成27年に「福島県人口ビジョン」及び「ふくしま創生総合戦略」を策定し、これまで10年間の地方創生の取組を踏まえ、福島で生まれ、学び、働き、暮らすことを誇りに感じられる県づくりを進めるため、『連携・共創による「福島ならではの」の県づくり』を基本理念に、新たな「ふくしま創生総合戦略」を令和7年3月に策定しました。

基本目標として、(1)一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)、(2)あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)、(3)若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)、(4)国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)を設定し、4つの基本目標ごとに実施する以下の基本施策を積極的に推進します。

<b>基本目標</b> <b>1</b>	<b>一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる(ひと)</b> <b>【基本施策】</b> 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実 2 健康長寿社会の実現 3 教育の充実 4 誰もが活躍できる社会の実現
<b>基本目標</b> <b>2</b>	<b>あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる(暮らし)</b> <b>【基本施策】</b> 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現 2 環境と調和・共生する暮らしの実現 3 過疎・中山間地域の振興
<b>基本目標</b> <b>3</b>	<b>若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる(しごと)</b> <b>【基本施策】</b> 1 働き方改革の推進 2 若者の定着・還流の促進 3 中小企業等の振興 4 新産業の創出・企業誘致・起業・創業の推進 5 農林水産業の成長産業化
<b>基本目標</b> <b>4</b>	<b>国内外から福島への新しい人の流れをつくる(人の流れ)</b> <b>【基本施策】</b> 1 移住・定住の促進 2 交流人口の拡大

#### (5) 福島県土木・建築総合計画～安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり～について

##### ・概要

東日本大震災及び原子力災害、気候変動による自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの世界的なまん延など、本県を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの社会経済情勢を踏まえ、令和3年10月に策定された福島県総合計画を具現化するための部門別計画として、「福島県土木・建築総合計画」を令和3年12月に策定しました。

・計画の期間

30年後を見据え、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とし、計画に掲げた目標や施策の進行状況、指標の達成状況について、計画中間年の翌年度である令和8年度に評価を行い、建設行政運営の改善を図ります。

・基本目標

**<基本目標>**  
**安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり**

・ありたい姿を実現するための施策

新たな課題や時代潮流に対応し、30年後のありたい姿を実現するため、「安全・安心、豊かさを次代につなぐ県土づくり」を基本目標に、7つの目標と14の施策を設定するとともに、地域別計画で具体的な取組を位置付け、本県建設行政をしっかりと推進していきます。

7つの目標と14の施策

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>1 震災復興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①東日本大震災からの復興</li> </ul> <p><b>2 水災害に強い県土</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②治水対策の推進</li> </ul> <p><b>3 安全・安心</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③自然災害対策の推進</li> <li>④地震対策・耐震化の推進</li> <li>⑤老朽化対策・適切な維持管理</li> <li>⑥交通安全対策・過疎・中山間地域の交通対策</li> </ul> <p><b>4 地方創生・にぎわい創出・健康</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦移住・定住、二地域居住、空き家対策の推進</li> <li>⑧快適な都市空間の形成</li> <li>⑨良質な住環境の整備</li> </ul> | <p><b>5 環境・再生可能エネルギー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会形成の推進</li> </ul> <p><b>6 産業振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪広域道路ネットワークの整備</li> <li>⑫地域道路ネットワークの整備</li> <li>⑬港の整備</li> </ul> <p><b>7 持続可能な建設産業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑭DX推進等による建設産業の環境改善</li> </ul> |
|---|---|

・指標一覧

目標1 震災復興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
1	1-1	ふくしま復興再生道路（8路線29工区）の整備完了率	48%	100%	100%	○
2	1-1	被災12市町村の復興に係る道路（特定復興再生拠点、福島イノベーション・コースト構想の関連施設へのアクセス等）の整備完了率	0%	100%	100%	

目標2 水災害に強い県土

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
3	2-1	過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	-	9,000戸	11,000戸	○
4	2-1	土砂災害から保全される人家戸数	15,061戸	16,305戸	17,501戸	○
5	2-1	土砂災害から保全される要配慮者利用施設の率	56%	72%	86%	○
6	2-1	土砂災害警戒区域指定率	79%	96%	100%	

7	2-1	土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	8%	65%	100%	○
8	2-1	流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率	7%	50%	100%	○
9	2-1	下水道雨水計画を有する22市町村（R2時点）のうち浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	18%	63%	100%	○

### 目標3 安全・安心

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
10	3-1	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険個所の対策率	75%	100%	100%	
11	3-1	市街地等における無電柱化整備率	46%	51%	57%	○
12	3-1	雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	34%	36%	37%	
13	3-2	災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	43%	68%	100%	○
14	3-2	住宅の耐震化率	87% (H30)	95%	概ね解消	
15	3-3	早急に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 1 巡目法定点検（H26～H30）で判定区分Ⅲ	17%	100%	-	○
16	3-3	早急に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率 2 巡目法定点検（R1～R5）で判定区分Ⅲ	-	40%	100%	○
17	3-4	通学路における安全対策の完了率	49%	62%	75%	○
18	3-4	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	67%	68%	69%	
19	3-4	すれ違い困難箇所の解消率（日常的に通行に使用する21箇所）	0%	67%	100%	○

### 目標4 地方創生・賑わい創出・健康

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
20	4-1	空き家の活用等累計戸数	366戸	700戸	1,000戸	○
21	4-2	市街地内の都市計画道路（幹線道路）の整備延長	334.8km	338.5km	344.6km	○
22	4-2	一人当たりの都市公園面積	14.2m <sup>2</sup> /人 (R1)	14.9m <sup>2</sup> /人	15.2m <sup>2</sup> /人	○
23	4-3	県営住宅のバリアフリー化率	38%	46%	53%	
24	4-3	省エネ改修による既存住宅の年間CO2排出削減量	277t	600t	1,000t	○

## 目標5 環境・再生可能エネルギー

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
25	5-1	汚水処理人口普及率	83.7% (R1)	93.3%	97.4%	○
26	5-1	再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設（県有建築物・道路・都市公園）の年間CO2排出削減量	836t	2,154t	2,654t	○

## 目標6 産業振興

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
27	6-1	30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	51	53	53	○
28	6-1	七つの地域の主要都市間の平均所要時間	86分	84分	82分	○
29	6-1	広域道路において、国際海上コンテナ車（40ft背高）が許可なく通行できる延長の割合	70%	75%	77%	
30	6-2	渋滞対策実施箇所率	15%	22%	30%	
31	6-2	観光地へのアクセス道路の整備率	15%	77%	100%	
32	6-2	外国人旅行者にわかりやすい標識整備率	79%	100%	100%	
33	6-2	自転車道の整備率	88%	90%	91%	
34	6-3	小名浜港・相馬港の年間総貨物取扱量	23,335 千トン	25,900 千トン	28,600 千トン	○
35	6-3	小名浜港・相馬港の年間コンテナ貨物取扱量	18,466TEU	25,000TEU	26,500TEU	○

## 目標7 持続可能な建設産業

No.	施策	指標名	現状 (R2)	中間 (R7)	目標 (R12)	総合計画
36	7-1	ICT活用工事実施率	20%	40%	50%	
37	7-1	建設業の総実労働時間/月の削減	169h/月	160h/月	152h/月	

### (6) 「第2次ふくしま建設業振興プラン」について

福島県の基幹産業である建設業は、社会資本の整備や、維持管理、除雪、災害対応などを担い、さらには、雇用の受け皿となるなど、県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠な地域の守り手としての役割を果たしています。

本計画は、県内建設業の現状を考慮したうえで、建設業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、建設業の振興に向けた課題解決型の取組を展開していくために、今後取り組むべき課題と計画期間における取組の指針となる基本目標を改めて整理し、将来にわたり建設業が持続可能で活力ある産業となるよう、県が取り組む建設業振興施策の基本計画として令和4年3月に策定しました。

## (7) 「ふくしま道づくりプラン」について

平成25年3月に「ふくしま道づくりプラン（復興計画対応版）」を策定し、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興を成し遂げるための道づくりを進めてまいりました。

今年度策定した上位計画である福島県土木・建築総合計画にあわせ、復興の進展や人口減少、少子高齢化、高まる自然災害リスクへの対応、カーボンニュートラルやデジタル技術の進展によるDXの推進など、道路を取り巻く時代潮流を踏まえ、令和4年3月に新たな「ふくしま道づくりプラン」を策定したところであり、基本目標である『安全・安心な、活力ある未来へつなぐ道づくり』の実現を目指し、8つの施策の柱により、新しい時代にふさわしい道づくりを進めてまいります。

## (8) 住宅・建築物の耐震化の促進について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成18年度に策定した「福島県耐震改修促進計画」により、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化に取り組んできました。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、福島県を含む極めて広範囲において、住宅・建築物が甚大な被害を受けたため、国は平成25年に法律を改正し、今後、発生が予想される大地震に備え、住宅・建築物のより一層の耐震化に取り組んでいくこととしました。

この法改正を受け、県においても改定した「福島県耐震改修促進計画」に基づき、県内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に向けた取組を充実・強化し、地震に対する安全性・防災性の向上に努めます（令和3年12月20日改定）。

### 【民間の住宅・建築物の耐震化への支援】

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 県が指定する防災拠点建築物、避難路沿道建築物の耐震設計・耐震改修等に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に取り組む市町村への補助
- 木造住宅の耐震改修等に取り組む市町村への補助
- ブロック塀等の安全対策に取り組む市町村への補助

## 2. 財源に関する事項

### (1) 社会資本整備総合交付金について

国では、地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を、平成22年度に創設しました。

【交付対象】 都道府県及び市町村

【交付期間】 概ね3～5年

【交付対象事業】 国土交通省が所管する住宅・社会資本整備に関する事業全般

#### ① 基幹事業

計画の目標を達成するため基幹的な事業として実施する事業

道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、水道・下水道事業、海岸事業、

都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、地域住宅計画に基づく事業、地域の住環境整備事業など

② 関連社会資本整備事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③ 効果促進事業

計画の目標を達成するため基幹事業と一体的となつてその効果を一層高めるために必要な事業

④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本整備計画の目標を実現するため基幹事業に先行し又は併せて実施する地籍調査

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

① これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化

② 計画に位置付けられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能

③ 客観性・透明性の確保（評価やチェックの確保）

- ・ 地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
- ・ 計画期間の終了後は、地方公共団体自ら事後評価を行って公表

上記対象事業のうち、東日本大震災に関連する復旧・復興事業（「東日本大震災からの復興の基本方針」に該当するもの）について、地方負担額は震災復興特別交付税により手当され、実質的には地方負担がゼロとされました。

## (2) 防災・安全交付金について

国では、地方公共団体が実施する地域の防災・減災、安全を実現する取組について、平成24年度補正予算より、これらに特化した交付金である防災・安全交付金により支援します。

※ 計画期間3～5年

※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定

※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

※ 「避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在」かつ「避難行動要支援者名簿に記載等された情報を未提供」の自治体が含まれる整備計画については、令和5年度以降、段階的に重点配分の対象外とされた。

※ 「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない自治体」が交付対象である要素事業は、令和7年度以降、重点計画内の事業である場合も原則として重点配分の対象外となる。

【交付対象事業】

- ・ 地域における事前防災・減災対策
- ・ 地域における老朽化対策
- ・ 地域における総合的な生活空間の安全確保

【交付率】 現行の事業で適用される国費率を基本

【特徴】

- ・ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化
- ・ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

### (3) 県土の国土強靱化に向けた取組について

#### ● 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」を柱とし、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策が講じられました。

#### 【重点的に取り組む対策・事業規模】

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目標

①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（78対策）

・人命・財産の被害を防止・最小化するための対策（50対策）

・交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策（28対策）

②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（21対策）

③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（24対策）

・国土強靱化に関する施策のデジタル化（12対策）

・災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化（12対策）

#### ● 「第1次国土強靱化実施中期計画」

近年の災害の発生状況や5か年加速化対策等の効果をふまえ、災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境の3つの変化に対応しながら、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、「防災インフラの整備・管理」「ライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用」「官民連携強化」「地域防災力の強化」の各柱より、推進が特に必要となる施策について、令和8年度から令和12年度までの5年間に重点的・集中的に対策が講じられます。

### (4) 緊急防災・減災事業債について

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業を早急に進めるため、緊急防災・減災事業債が創設（平成23年度）されました。

なお、自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間が令和12年度まで5年間延長されました（令和7年12月26日）。

〈対象〉都道府県および市町村（一部事務組合等含む）

〈事業期間〉令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築

津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設

地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化 等

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

#### (5) 公共施設等適正管理推進事業債について

平成29年度地方債同意等基準（平成29年総務省告示第139号）等に定めるとおり、地方公共団体が公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に取り組んでいけるよう、従来の公共施設最適化事業債について、長寿命化事業を追加するなど内容を拡充した、公共施設等適正管理推進事業債が創設（平成29年度）されました。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象になっています。

なお、公共施設の長寿命化や脱炭素化の取組等の支援のため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間が延長されました（令和3年12月24日）。

〈対象〉 都道府県及び市町村

〈事業期間〉 令和4年度～令和8年度

〈対象事業〉 道路：舗装表層、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策

河川管理施設：護岸・堤防の改修事業、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業

砂防関係施設：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業

海岸保全施設：堤防、水門・陸閘等の改修事業

港湾施設：水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業

漁港施設：国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業（外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋に限る。）、漁港施設用地（用地護岸及び人工地盤に限る。）、漁港浄化施設

公園施設：国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業（2ha未満の都市公（令和元年度～）園における公園施設の改築（遊戯施設の改築を除く）、公園施設の改築で総事業費が3千万円（都道府県にあっては6千万円）×事業年数未満）

〈対象事業の拡充（令和4年度から適用）〉

河川管理施設：ダム（本体、放流設備）

空港施設：基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地）、付帯施設（排水施設、護岸、道路、橋）

〈起債充当率〉 90%

〈交付税措置率〉 財政力に応じて、30%～50%

#### (6) 緊急自然災害防止対策事業債について

地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を強力に推進するため、総務省は令和元年に充当率100%、交付税措置率70%という地方負担を極限まで軽減した「緊急自然災害防止対策事業債」を創設しました。

自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、対象事業を拡充した上で、事業期間が令和12年度まで5年間延長されました（令和7年12月26日）。

〈対象〉 緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

〈事業期間〉 令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉 道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、

急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災等

〈対象事業の拡充（令和3年度から適用）〉 ※令和7年度から適用

河川事業（ダム施設改良、ダム下流河道整備、貯水池保全）

流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策、内水氾濫対策（下水道）、  
農業水利施設・林道、都市公園）

道路防災（小規模事業、橋梁・道路の洗掘・流失対策、※路盤改良）

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

## (7) 緊急浚渫推進事業債について

令和元年東日本台風等による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であり、このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設しました。

なお、特例措置の期限である令和6年度において、浚渫事業の必要性が高い状況が継続しているため、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長しました（令和6年12月27日）。

〈対 象〉各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山等に係る浚渫

〈事業期間〉 令和7年度～令和11年度

〈対象事業〉 1 一級河川、二級河川、準用河川、普通河川等

2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

〈起債充当率〉 100%

〈交付税措置率〉 70%

## (8) 脱炭素化推進事業債について

GX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より、従来の公共施設等適正管理推進事業（脱炭素化事業）を拡充し、「脱炭素化推進事業債」を創設しました。

温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化させるため、対象事業及び事業費の拡充の上、事業期間を延長しました（令和7年12月26日）。

〈対 象〉地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

〈事業期間〉 令和8年度～令和12年度

〈対象事業〉再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）、及び付随する蓄電池等

公共施設等のZEB化（省エネ）のための設備の整備（空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等）

公共施設等のLED照明の導入のための改修事業 等

〈起債充当率〉90%

〈交付税措置率〉財政力に応じて、30%～50%

(9) 復興の変遷と今後の取組について〈復興庁資料より抜粋〉

### Ⅲ. 復興の変遷

Ⅰ 集中復興期間 (H23.3～H28.3)	Ⅱ 第1期復興・創生期間 (H28.4～R3.3)	Ⅲ 第2期復興・創生期間 (R3.4～R8.3)
<p>「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H23.7閣議決定/H23.8改定) 被災地の一刻も早い復旧復興を目指す</p> <p>＜組織・制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興基本法 公布・施行 (H23.6)               <ul style="list-style-type: none"> <li>→復興対策本部設置</li> </ul> </li> <li>復興庁設置法 公布 (H23.12)               <ul style="list-style-type: none"> <li>施行 (H24.2)</li> <li>→復興庁創設</li> </ul> </li> <li>復興特区法 公布・施行 (H23.12)</li> <li>中長期ロードマップ※決定 (H23.12)               <ul style="list-style-type: none"> <li>※R1改訂</li> </ul> </li> <li>東日本大震災復興特別会計創設 (H24.4)</li> </ul> <p>※東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ</p> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24.3)</li> <li>福島県において漁業の試験操業開始 (H24.6～)。R3.3まで試験操業を実施し、現在は本格操業への移行段階)</li> <li>避難所が解消 (H25.2)</li> <li>避難指示区域の見直し完了 (H25.8)</li> <li>福島県の一部地域を除き、災害廃棄物処理が完了 (-H26.3)</li> </ul>	<p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」 (H28.3閣議決定/H31.3改定)</p> <p>復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す</p> <p>＜組織・制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29.2)</li> <li>復興庁の設置期限が10年延長 (R2.6)</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復 (R30.3)</li> <li>主要港湾施設の復旧が完了 (H30.3)</li> <li>帰還困難区域を除く8県100市町村において面的除染が完了 (H30.3)</li> <li>帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除 (R2.3)</li> <li>住宅再建・復興まちづくりが完了し、公共インフラ工事も概ね完了 (-R2.12)</li> <li>岩手県・宮城県において応急仮設住宅の供与終了 (R3.3)</li> <li>福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了</li> <li>仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業者が退去し、入居者は97事業者となった (R3.3)</li> </ul>	<p>「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」 (R3.3閣議決定/R6.3改定)</p> <p>第1期復興・創生期間の理念を継承</p> <p>(1) 地震津波被災地域</p> <p>残された課題について、きめ細かく対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援について復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応</li> <li>移転元地等の活用を後押し</li> <li>被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援</li> </ul> <p>(2) 原子力災害被災地域</p> <p>引き続き国が前面に立って、中長期的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故収束及び環境再生に向けた取組を継続</li> <li>帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進</li> <li>帰還困難区域における特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、居住に向けた取組を推進</li> <li>福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の取組の推進</li> <li>農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応</li> </ul> <p>(3) 記憶・教訓の後世への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備</li> <li>震災遺構・伝承施設との連携</li> <li>効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発</li> <li>復興施策の評価</li> </ul>

### (参考) 復興の基本方針 改定経緯

	平成23年3月	東日本大震災発災
集中復興期間 平成23～27年度	平成23年7月	東日本大震災からの復興の基本方針 東日本大震災復興対策本部決定 ・復興期間を10年間とし、前期5年を「集中復興期間」と定める。財源・体制など総論・基本的考え方と復興施策を列挙。 ・集中復興期間終了前に必要な見直しを行う旨規定。
	平成28年3月	「復興・創生期間」における復興の基本方針 閣議決定 ・後期5年を「復興・創生期間」と定める。大部で網羅的内容である当初方針を残して新規規定。 ・3年後(平成31年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。
第1期復興・創生期間 平成28～令和2年度	平成31年3月	「復興・創生期間」における復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・復興施策の総括を行った上で、今後の対応を検討する旨を規定。 令和元年7月～10月 復興推進委員会「東日本大震災の復興施策の総括に関するWG」で復興施策を総括
	令和元年12月	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 閣議決定 ・地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間(令和7年度)で復興事業がその役割を全うすることを目指す。 ・原子力災害被災地域は、当面10年間(令和12年度)、5年目(令和7年度)に事業全体のあり方を見直す。 ・復興庁の設置期間(令和2年度末まで)を10年延長。令和7年度に組織のあり方を検討。
第2期復興・創生期間 令和3～7年度	令和3年3月	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (名称変更を伴う全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・令和3～7年度の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和7年度までの財源フレーム等を整理。 ・3年後(令和6年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。
	令和6年3月	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・「第2期復興・創生期間」開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況等を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間での復興を見据えた修正を行う。
第3期復興・創生期間 令和8～12年度	令和7年6月	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (全部変更) 閣議決定 ・第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める。
	復興庁設置期限	

- 「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組	
<p><b>1. 原子力災害被災地域</b></p> <p>地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。</p> <p>○ <b>事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃炉については、安全確保を最優先しつつ、持続的な人的体制・資金の確保、<b>廃炉を通じたイノベーション</b>の促進、誇りを持つ現場とするための理路開成・情報発信等を行う</li> <li>・ <b>汚染水の処理</b>については、<b>輸入規制の即時実施、水産業支援</b>に取り組む</li> </ul> <p>○ <b>環境再生に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県内の除去土壌等の2023年3月までの県外最終処分に向けた国が責任を持って取り組む</li> <li>・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し、<b>復興再生利用を推進</b>。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、<b>福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める</b></li> <li>・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化</li> </ul> <p>○ <b>帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、<b>ハード・ソフト両面で生活環境を整備</b></li> <li>・ 住民が「誰」の恵みを受けられるよう、森林整備の再開を始め、「<b>区域から個人へ</b>」の考え方の下、<b>安全確保を大前提とした活動の自由化等</b>、住民等の今後の活動の在り方を検討</li> <li>・ 交流・関係人口の拡大に向け、<b>福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用</b>や芸術等の新たな地域コンテンツの発信等</li> <li>・ ホーブツーリズムを始めとした、<b>観光振興策を戦略的に推進</b></li> </ul> <p>○ <b>福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ロボット」「園林水産業」「工学分野」「先端材料・先端医療・先端産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の継承・発展」の各分野の協働的、研究開発の推進、<b>国際連携の可能な限りの精進</b></li> <li>・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備</li> </ul> <p>○ <b>福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構想の具体化、<b>イノベーションと創発を連ね、「実践の聖地</b>」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現</li> <li>・ <b>ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致</b></li> </ul> <p>○ <b>農林水産業の再建</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和12年度末までに約11,200haを目標とする地域の取組を支援し、<b>営農再開の加速化</b>、省力的かつ確かな農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進</li> <li>・ <b>帰還困難区域内の森林整備再開</b>に向け条件整備の上で<b>本格復旧に着手</b>、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等</li> <li>・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進</li> </ul> <p>○ <b>風評払拭・リスクコミュニケーションの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品規制等を科学的・合理的の見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の規制制限見直し</li> </ul>	<p><b>2. 地震・津波被災地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み</li> <li>・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進</li> <li>・ <b>心のケア</b>や被災した子どもに対する支援等の<b>中長期的取組が必要な課題</b>については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応</li> </ul> <p><b>3. 教訓・記憶の後世への継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発</li> <li>・ 被災各地の追悼・祈念施設、産災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承</li> </ul>
<b>復興を支える仕組み等</b>	
<p>○ <b>財源等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、<b>今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する</b></li> <li>・ <b>令和8年度から5年間の事業規模は1.5兆円程度の見込み</b></li> <li>・ この中で、<b>福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるもの</b>と見込まれる</li> </ul> <p>○ <b>自治体支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続</li> </ul> <p>○ <b>組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備</li> <li>・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備</li> </ul> <p>○ <b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し</li> </ul>	

### (10) 福島再生加速化交付金について

復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して国が支援するため、地方公共団体が自主的に対象事業を選択して作成した事業計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付します。

- ・ 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備) 7分野49事業
  - 町内復興拠点の整備、公的賃貸住宅等の整備 等
- ・ 福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)(コミュニティ復活交付金)
  - 帰還困難区域等を持つ町村における町村外での生活拠点整備
- ・ 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)(子ども元気復活交付金)
  - 全天候型運動施設の整備、遊具の更新 等

#### 【交付対象(土木部関連)】

- 福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)
  - 避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)
- 福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)(コミュニティ復活交付金)
  - 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村
- 福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)(子ども元気復活交付金)
  - 原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

## 3. 各部門の重要施策

### (1) 福島県過疎・中山間地域振興戦略の推進(平成25年3月策定)

平成25年3月、東日本大震災の影響等を踏まえ、「福島県過疎・中山間地域振興戦略」が

見直されました。振興戦略は、各振興局単位で設けられた地方会議により、部局間や市町村との連携を図りながら取り組んでおり、新たな戦略についても、震災からの復興に向け各種事業を構築・実施しています。

「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年3月31日法律第15号）が令和3年3月末で期限を迎えたことから、新たに令和13年3月31日まで10年間の限時法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、令和3年4月1日から施行されました。

県内では、34（35）の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けています。（市町村のうち、一部の区域が適用されている場合を含む。括弧書きは経過措置が適用される1村を含む。）

## (2) 市町村合併支援道路整備事業の推進

平成18年3月31日に改訂した「福島縣市町村合併支援プラン」の中に、合併推進債を活用して新市町の一体化に資する県管理道路の整備を行う「市町村合併支援道路整備事業」を位置づけ、平成18年度に市町村合併支援道路整備事業を進めるための基本となる「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

平成20年度には、旧合併特例法対象箇所全22箇所に加えて、新たに新合併特例法による支援箇所を2箇所選定し、「市町村合併支援道路整備計画」を作成しました。

（対象事業）

- ア 合併市町の中心部と合併関係市町村の中心部を連絡する道路の整備
- イ 合併関係市町村内の公共施設等について、合併市町の住民による共同利用を促進させるのに必要な道路の整備

（事業の実施箇所概要）

- 「市町村合併支援道路整備計画」を対象地域ごとに作成
- ア 事業実施年度 旧法 平成19年度～令和8年度、新法 平成21年度～令和10年度
  - イ 実施路線 旧法10市町 22箇所(17路線)、新法 2市 2箇所(2路線)
  - ウ 概算事業費合計 380億円

（事業の完了箇所）

21箇所（16路線）

## (3) 重要物流道路制度と福島県新広域道路交通計画

国土交通省は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するため「重要物流道路制度」を創設しました。（H30.3道路法一部改正）

【指定による効果】

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間について、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置を導入（令和元年7月31日～）
- ・重要物流道路は、構造基準（高さ）4.5mから4.8mへ引上げ（高さ4.1mの車両に対応）

また、中長期的（概ね20～30年間）な視点から、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を示した「福島県新広域道路交通ビジョン」を令和3年6月に策定しました。さらに、ビジョンに基づき、「福島県広域道路整備基本計画」をベースとした県の骨格を担う6本の連携軸など、平常時・災害時を問わず物流・人流の確保を図るべき路線を位置付けた広域道路ネットワークなどを示した「福島県新広域道路交通計画」を同じく令和3年6月に策定しました。

#### (4) 国際バルク戦略港湾

国土交通省は、資源、エネルギー、食糧等の安定的かつ安価な供給のため、「国際バルク戦略港湾」を公募し選定を進めてきましたが、平成23年5月に東日本地域の石炭エネルギー供給を支える拠点港として、重要港湾小名浜港が対象品目を石炭として選定されました。平成24年7月には港湾計画を変更し、東港地区に耐震化された大水深岸壁を新たに計画しました。

「国際バルク戦略港湾」は、今後国家戦略として「選択」と「集中」による政策実現のための整備が図られます。

#### (5) 特定貨物輸入拠点港湾

第183回国会において、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾（特定貨物輸入拠点港湾）における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、平成25年6月5日に公布されました。

また、改正法の一部の規定が平成25年12月1日から施行されたことに伴い、平成25年12月19日に小名浜港が全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定されました。

#### (6) カーボンニュートラルポートの形成

令和2年10月、政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、国土交通省では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」）の形成を推進しています。

福島県においても、重要港湾である相馬港・小名浜港におけるCNPの形成に向け、令和6年度に港湾脱炭素化推進計画を策定しました。

#### (7) デジタル変革（DX）

政府は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」（R2.12.25総務省）を策定し、デジタル変革（DX）を強力に推進していくこととしました。施策を推進するための「デジタル社会形成基本法」やそれを中核とする「デジタル庁設置法」等のデジタル改革関連法が公布（R3.5.19）され、デジタル社会の形成に向けた取組が一層加速するものと考えられます。

県では、「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」（R3.9月）及び「福島県デジタル化推進計画」（R4.3月）の下、行政分野・地域分野の双方でDXを推進してきましたが、先端技術の本格的な活用段階への移行や地域社会におけるデジタル化需要の拡大等を踏まえ、行政サービスの利便性の向上と、地域社会の持続的発展につながるDXを全県的に推進するため、福島県デジタル化推進計画の次期計画となる「福島県DX推進戦略」を令和8年3月に策定しました。

土木部においては、基本方針に基づき、社会情勢の著しい変化を踏まえ建設行政に求められている課題に対応するため、「土木部DX推進計画」を令和5年3月に策定し、建設DXをはじめとして、設計、施工から管理に至る一連の建設生産システムの効率化を進めています。

また、部内でのDXをさらに推し進めるため、新規取組の追加や既存取組内容の見直し更新等を適宜行っており、令和7年3月に計画を第3版として改定しました。

## 4. 関係する法律

### ●福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行、令和5年6月9日一部改正）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることから、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的としています。

これまでの主な改正内容としては、令和2年に第2期復興・創生期間においても本格的な復興・再生に向けた取組を加速させるため、移住等の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応等のほか、福島県知事が地域の実情を踏まえて復興再生計画（避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画、重点推進計画を統合）を作成し国が認定する計画制度の見直し等について法律の一部改正が行われ、令和4年には、福島をはじめ東北の復興を一層推進し、科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、福島国際研究教育機構を設立することについて法律の一部改正が行われました。

また、令和5年には、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域において、帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押しするため、「特定帰還居住区域」の創設や、「特定帰還居住区域復興再生計画」の作成及び内閣総理大臣による認定等、法律の一部改正が行われました。

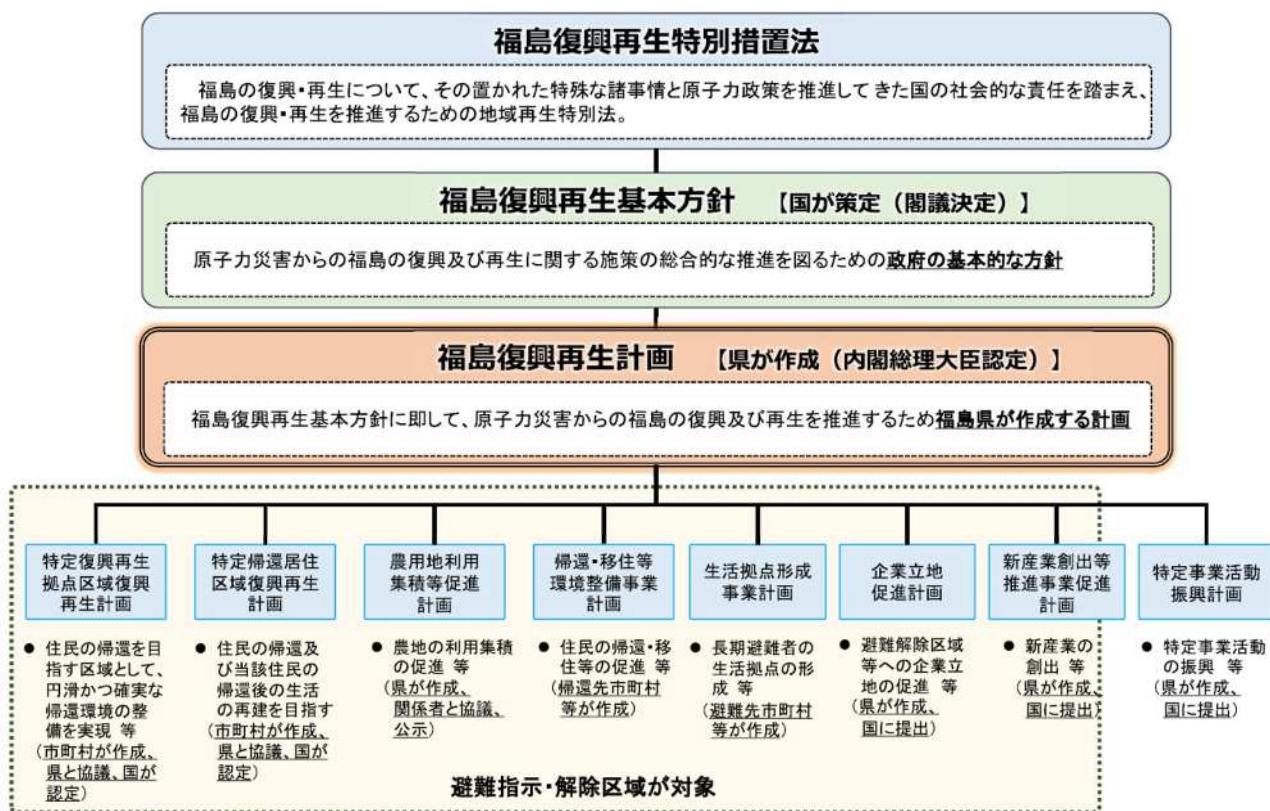
### ●福島復興再生基本方針

- 福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針です。（第5条）
- 内閣総理大臣からの県知事への意見聴取手続き（県知事は県内市町村長の意見聴取）を踏まえて、平成24年7月13日に閣議決定されました。
- 令和3年3月26日に改定された基本方針では、「第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む」ことが明記され、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、各種課税の特例、国内外における風評の払拭、福島イノベーション・コースト構想関係の課税の特例、国職員の派遣、国際教育研究拠点の整備などの内容が新たに盛り込まれました。
- 令和4年8月26日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年7月28日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。
- 令和7年12月16日に改定された基本方針では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「今後の福島の復興・再生に関する最近の政府の方針や復興の進捗状況」等を反映した内容が追加されました。

## ●福島復興再生計画

- 令和2年6月に改正された「福島復興再生特別措置法」において、県が「福島復興再生計画」を作成し、国の認定を受ける制度が新たに創設されました。
- 「福島復興再生計画」は国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して作成されており、令和3年4月9日に国の認定を受けています。
- 計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、原子力災害からの復興及び再生を推進するために必要な事項が記載されています。
- 令和4年12月26日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「福島国際研究教育機構の設立」等に関する内容が追加されました。
- 令和5年9月8日に変更認定された計画では、「福島復興再生特別措置法」の一部改正等を踏まえ、「特定帰還居住区域」等に関する内容が追加されました。
- 令和8年3月17日に変更認定された計画では、「福島復興再生基本方針」の改定を踏まえ、令和8年度から始まる第3期復興・創生期間に向け、現行計画を改定しました。

### 福島復興再生特別措置法の体系 参考資料



## ●特定復興再生拠点区域復興再生計画

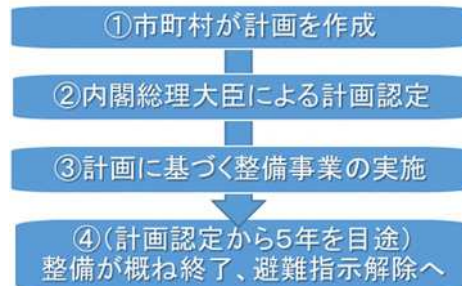
- 福島復興再生特別措置法の改正（H29.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進します。

### 【特定復興再生拠点区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年9月15日）

- ・大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年11月10日）
- ・浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成29年12月22日）
- ・富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 3月 9日）
- ・飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 4月20日）
- ・葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画（認定日：平成30年 5月11日）

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



## ● 特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（R5.6）により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示の解除により住んでいた方々の帰還とその後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を定めることが可能となりました。
- 市町村は特定帰還居住区域の設定と環境整備に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づき、復興・再生に向けた取組が進められています。

【特定帰還居住区域復興再生計画の申請・認定状況】

- ・大熊町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和8年3月24日変更認定
- ・双葉町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和5年9月29日）※令和8年2月13日変更認定
- ・浪江町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年1月16日）※令和7年3月18日変更認定
- ・富岡町特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和6年2月16日）※令和8年2月13日変更認定
- ・南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年3月18日）
- ・葛尾村特定帰還居住区域復興再生計画（認定日：令和7年7月29日）※令和8年3月24日変更認定

### 特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



#### ■計画の認定基準（区域の条件）

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

#### ■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

●東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日公布、平成26年4月18日最終改正）

東日本大震災からの復興についての基本理念と、復興のための財源、特別区域制度の整備、政府の復興体制等を定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生を図ることを目的として制定されました。基本理念では、単なる復旧にとどまらず、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指すことを記載しています。

財源については、復興関係以外の予算の徹底見直しを行うほか、その他の公債と区分管理した復興債の発行について決めました。

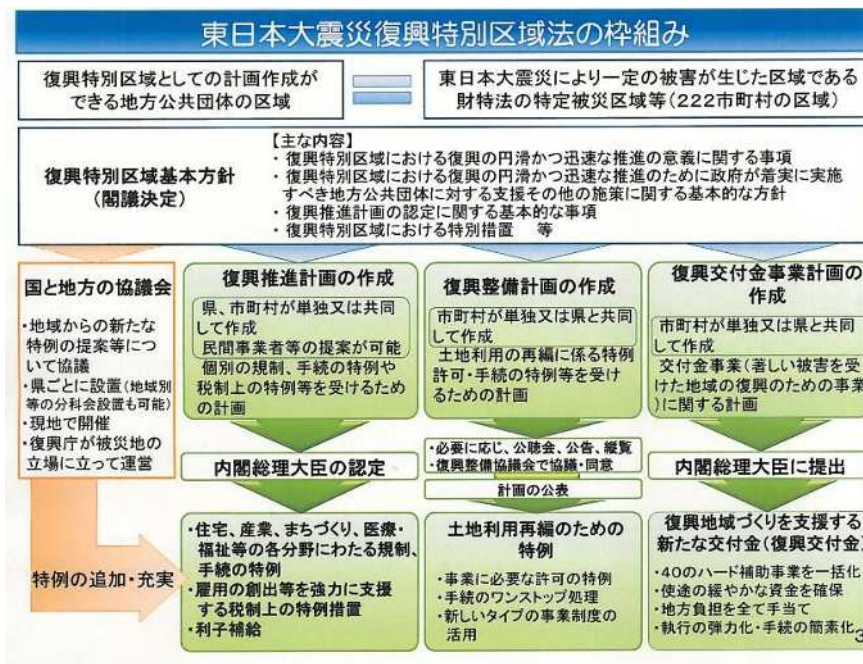
復興特別区域制度については、地方公共団体の申し出により、地域の創意工夫を活かした復興に向けた取組を推進する法制度の措置を講ずることとしています。（→東日本大震災復興特別区域法）

政府の復興体制については、内閣府に置く復興対策本部、地方機関としての現地対策本部等を決めました。また、別法により復興庁を設置し、復興庁の設置の際には復興本部を廃止することが定められました。

●東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行、令和3年9月1日最終改正）

東日本大震災復興基本法の趣旨にのっとり、復興特別区域の基本方針、特別区域の認定やその実施に係る措置、復興交付金の交付等について定め、東日本大震災からの復興と活力ある日本の再生に資することを目的として制定されました。

復興庁説明資料より



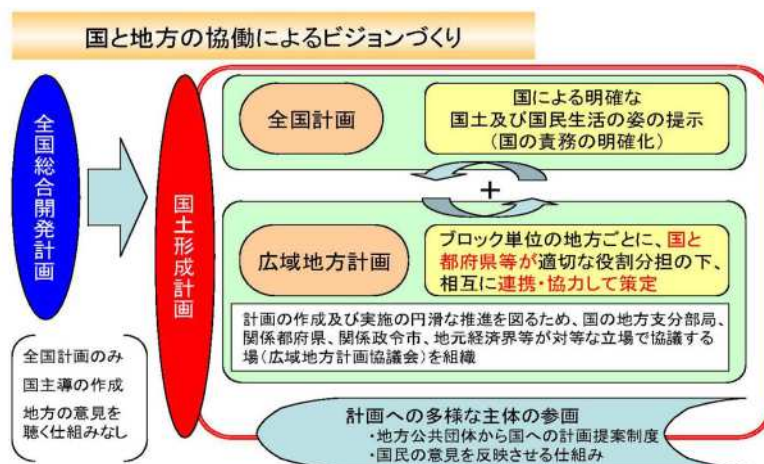
●国土形成計画法（昭和25年6月1日施行、平成24年3月31日最終改正）

社会経済情勢の変化に適切に対応するため「国土総合開発法」を抜本的に改正し、法律の題名も「国土形成計画法」に改めました。

国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため所要の改正が行われました。

平成27年8月14日に全国計画が策定され、28年3月に東北圏広域地方計画が策定されました。

なお、令和5年7月28日に全国計画の変更の閣議決定がなされ、東北圏においても、諸課題に対応すべく計画を見直すこととしております。



### ●社会資本整備重点計画法（平成15年4月1日施行、令和5年5月26日最終改正）

道路や河川、下水道、港湾などの社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的に制定しました。また、この法律に基づき、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備に係る各事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画を定めました。

社会資本整備重点計画は、当初計画が平成15年度からの5年間、第2次計画は平成20年度からの5年間、第3次計画は平成23年3月に発生した東日本大震災による大災害を踏まえて平成24年8月31日に策定、第4次計画は平成27年度からの6年間、第5次計画は令和3年度からの5年間、現行（第6次）計画は令和8年度から令和12年度の期間として、令和8年1月16日に閣議決定されました。

### ●公共工事の品質確保の促進に関する法律改正への対応について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）改正が、令和6年6月19日に公布・施行され、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が令和7年2月3日に関係省庁連絡会議における申合せにより改正され運用が開始されました。

運用指針の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保の促進や適切な発注関係事務の実施に向け、福島県ブロック発注者協議会等を通じて、県内市町村の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策を推進していきます。

#### ○福島県ブロック発注者協議会

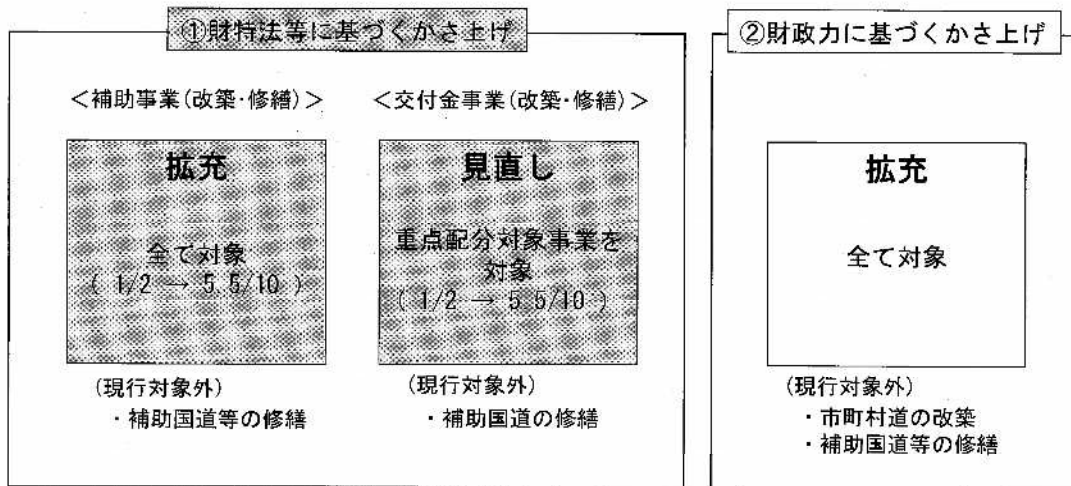
- ・福島県ブロック発注者協議会とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の主旨及び東北地方発注者協議会の設置要領に基づき設置された組織で、国、県、市町村の公共工事の品質確保を担当する課長等で構成しています。

●道路財特法による補助率等のかさ上げの継続について

国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関して「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する補助率等のかさ上げについては、引き続き、平成30年度以降10年間継続されます。

あわせて、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況を考慮し、以下の措置が講じられます。

- ・地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- ・交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化
- ・財政力の低い地方公共団体への支援の強化



※ 直轄事業(改築)のかさ上げは継続(高規格幹線道路 2/3 → 7/10)

第12版  
社会資本の  
ストック効果事例集



Infrastructure  
Stock Effects

令和8年3月  
福島県



Fukushima  
Prefecture

Infrastructure  
Stock Effects



# ストック効果の最大化に向けた取組

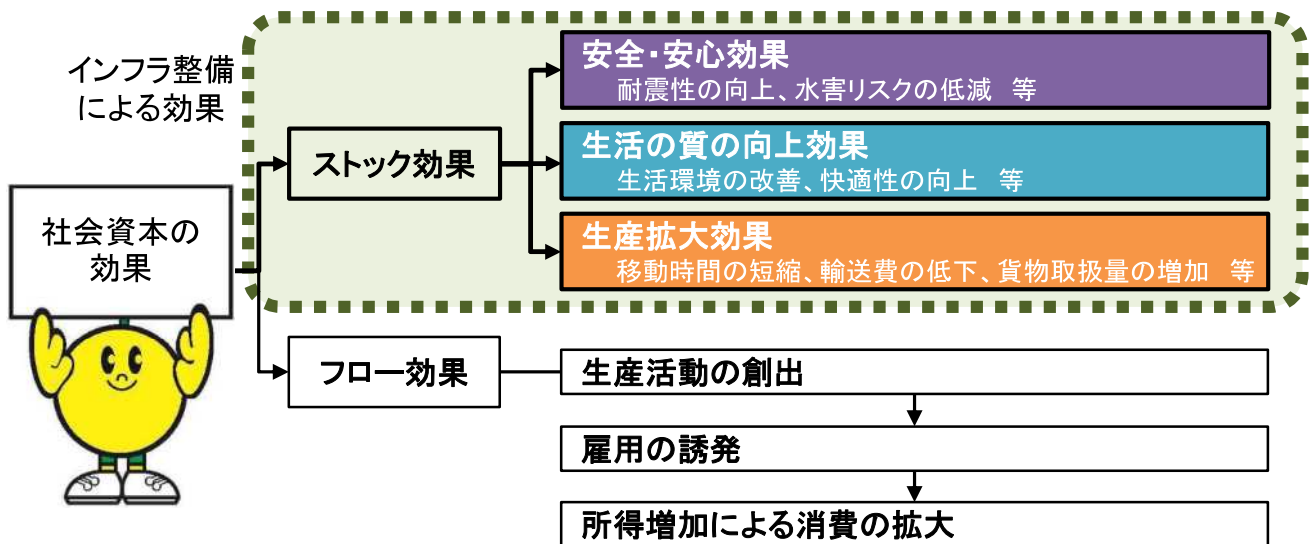
## 社会資本のストック効果の概要

整備された道路や河川などの**社会資本が機能して、効率性や生産性等が向上する効果**のこと。

長期にわたりその効果が発揮されるとともに、他の社会資本や民間開発等との相乗作用により、効果が広がる。

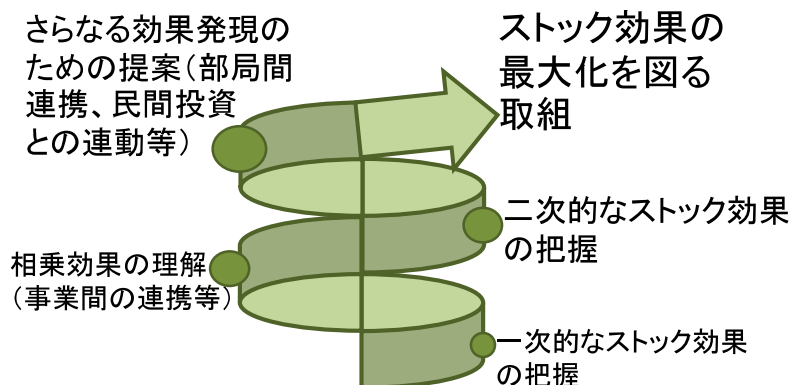
(例)

- ◆ 高速道路網の完成により、新たな観光ルートが形成され、経済の活性化に寄与する。
- ◆ 治水事業により水害リスクが低減されることで、土地利用の高度化が図られる。
- ◆ 従前から整備していた施設が効果を発揮し、豪雨災害の防止に繋がる。



## <ストック効果の最大化に向けて・・・>

- 更なるストック効果を生み出していくため、計画や設計など早い段階からの対応（事業間の連携や民間投資との連動など）が必要となる。
- 県でも事例集の充実を図りながら、ストック効果の最大化に取り組んでいる。



### [ストック効果の数値化への取組]

国は、これまでの事業評価手法であるB/C(費用対効果)に加え、ストック効果の見える化(数値化)の検討を進めている。

「間接的な効果の範囲をどこまで広げるか」「誰の視点で評価するのか」などの課題はあるが、整理できれば、今後の事業評価において有効な手段となる。

「第2期復興・創生期間」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で実施した事業により新たに発現したストック効果や、今後、ストック効果の発現が期待される事業箇所などの代表事例を紹介します。

(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

(2)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

## (1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

◆原子力災害からの復興に向け、国等と連携し、避難指示解除区域と周辺の主要都市を結ぶ「**ふくしま復興再生道路**」の整備を進めてきました。



小名浜道路 (R7.8月開通)

◆ふくしま復興再生道路(8路線29工区)は、全工区着工し、令和7年度末に**全体の86%が完了**。

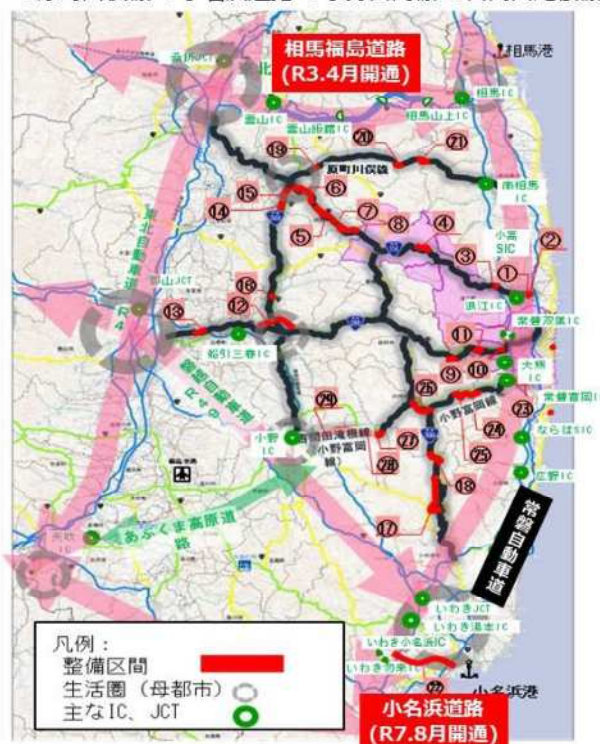


相馬福島道路 (R3.4月開通)

◆浜通り地方の縦軸の常磐自動車道と横軸の**相馬福島道路**(R3.4月開通)や**小名浜道路**(R7.8月開通)が接続し**広域的な道路ネットワークの強化**が図られました。

### ふくしま復興再生道路の整備(8路線29工区)

- 国道114号 ●国道288号 ●国道349号 ●国道399号
- 原町川俣線 ●小名浜道路 ●小野富岡線 ●吉間田滝根線



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○小名浜道路(令和7年8月開通)の整備効果(P.1~3)



県道いわき上三坂小野線 小名浜道路(いわき市)【令和7年8月開通】



	整備前	整備後	短縮効果
いわき湯本IC ⇔小名浜港	29分	13分	16分短縮
いわき勿来IC ⇔小名浜港	30分	13分	17分短縮

小名浜道路開通による走行時間の短縮効果



道の駅 いわき・ら・ら・ミュウの8月の入込客数

- ◆小名浜道路の開通により、小名浜港からの移動時間が短縮されたことで、小名浜港と内陸部とのアクセスが強化され、**小名浜港からの90分圏域の移動可能範囲が会津若松市まで拡大。**
- ◆小名浜港に継続的に寄港する国内外のクルーズ船乗客の**観光周遊ルート**の**選択肢が増加。**



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○只見川河川改修、国道252号本名バイパス(P.9～10)



国道252号 冠水状況

◆平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川（只見町～会津坂下町）では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

◆本名地区は、付近に代替路線がないことから、**築堤により洪水被害を軽減**するとともに、トンネル等の**バイパス整備により安全で円滑な通行が確保**され、**魅力ある奥会津地域**として**観光客が増加**しています。



◆湯倉地区は、平成23年7月の新潟・福島豪雨時に家屋等の浸水被害を受けました。このため、**築堤により、洪水時の浸水リスクを低減**し、令和5年6月の梅雨前線による大雨の際にも**浸水被害はありませんでした**。

◆水沼地区は、新潟・福島豪雨時に道路が冠水し、大きな迂回が生まれました。このため、**道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行**を確保しました。



(1)「第2期復興・創生期間」の復興事業

○井手長塚線 長塚工区の整備(P.11~12)



◆令和7年8月に長塚跨線橋が開通し、JR常磐線東西のアクセス性が向上し、JR双葉駅周辺における「**新たな生活の場**」の確保や「**既成市街地の再生**」を後押しします。

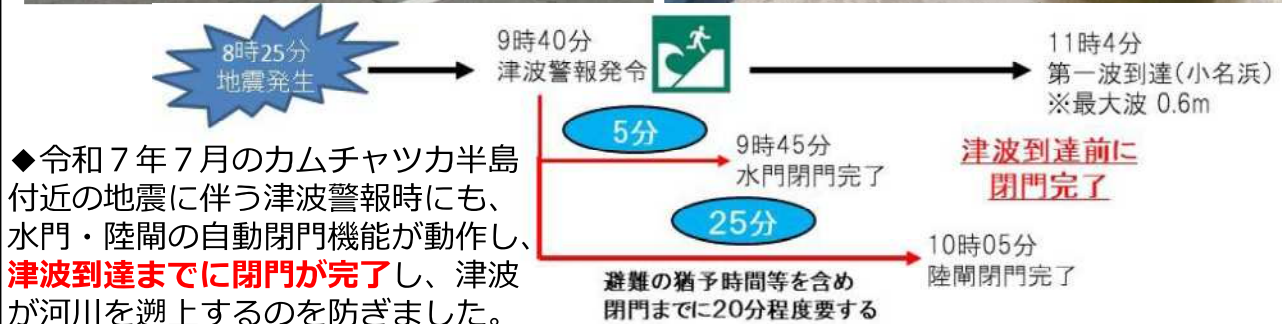


◆双葉町に整備した福島再生賃貸住宅と合わせて、**住民帰還や交流の促進、にぎわい創出**に寄与しています。

◆双葉町主催の「双葉町はたちを祝う会」に参加された皆様に「**双葉町復興への願い**」を綴っていただき、施工中の橋の上で記念撮影を行いました。

○水門・陸閘の整備(P.13)

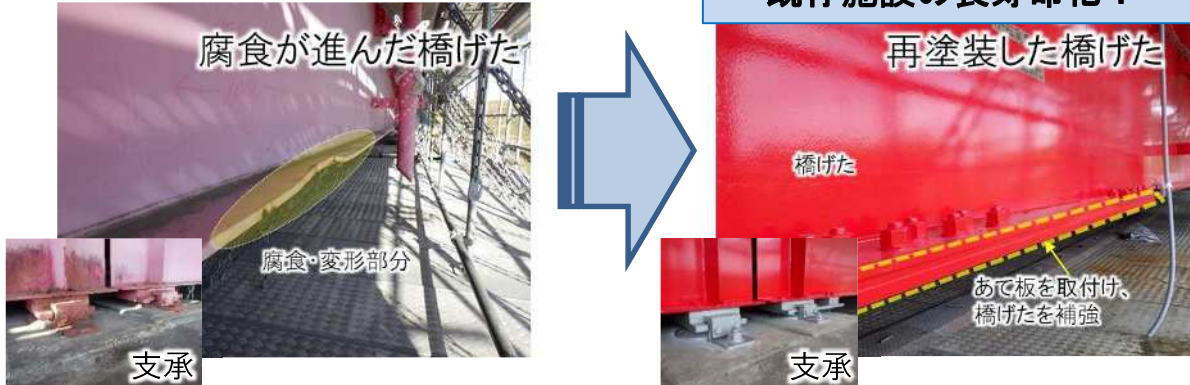
◆東日本大震災を踏まえ、津波警報発令時に安全かつ確実に水門等を閉鎖するため、**閉門の自動化及び遠隔操作監視システム**を整備しました。



(2)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

○既存施設の老朽化対策(P.44～45)

◆必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施。



○橋梁の耐震補強対策(P.47)

◆落橋や橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅や橋脚の補強を実施。  
◆耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通機能の確保が可能に。



○下水道管渠の耐震化(P.72)

◆耐震診断調査において耐震性能不足と診断された下水管渠の耐震化を計画的に進めています。  
◆道路交通状況や住民生活への影響を考慮し、**下水道を供用させながら**管の耐震性能の向上を図る管更生の工法を選定しています。

【before】管更生前



耐震性能不足の管渠

【after】管更生後(令和7年8月)



管更生により耐震性能を確保

# 目次

## 「第2期復興・創生期間の復興事業」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

＜小名浜道路（いわき市）＞	小名浜港と常磐自動車道を直結し、いわき地域の産業・観光振興に貢献	1
＜吉間田滝根線 広瀬工区（小野町・田村市・いわき市）＞	相双地区と県中・県南地区を結ぶ道路網の整備により、帰還促進や広域交流・物流の活性化を支援	4
＜国道114号 山木屋工区（川俣町）、浪江拡幅（浪江町）＞	広域交流・物流の活性化や沿線地域の振興を支援	5
＜原町川俣線 八木沢トンネル、下高平工区（南相馬市）＞	急カーブ連続区間の解消による広域交流活性化、交流人口の拡大を支援	7
＜只見川、本名BP、水沼BP（金山町）＞	河川改修と道路整備による安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興を支援	9
＜井手長塚線 長塚工区（双葉町）＞	復興まちづくりと合わせた道路整備により、住民の帰還や移住・定住を促進	11
＜水門、陸間（いわき市）＞	水門・陸間の自動化による安全・安心の確保	13
＜国道118号 鳳坂工区（天栄村）＞	道路整備により冬期交通・救急医療と地域連携を支える	14
＜国道401号 博士峠（会津美里町、昭和村）＞	冬期交通と救急医療を支え、地域振興の活性化を支援	16

## 復興まちづくり

＜新地駅周辺地区（新地町）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	17
＜原釜・尾浜地区（相馬市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	19
＜四倉地区（いわき市）＞	多重防御による防災力の高いまちづくりを実現	21

## 生産拡大

＜国道349号 大綱木工区（川俣町）＞	避難地域の復興・再生を支える「ふくしま復興再生道路」	23
＜国道289号 田島バイパス（南会津町）＞	交通混雑の緩和による中心市街地の活性化を支援	24
＜国道294号 白河バイパス（白河市）＞	観光振興や広域的な物流の活性化を支援	25
＜国道349号 梁川バイパス（伊達市）＞	広域的な交流や物流の活性化を支援	26
＜国道288号（野上小塚工区（大熊町）＞	住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支えるふくしま復興再生道路	27
＜小野富岡線小白井工区（いわき市）＞	ふくしま復興再生道路の整備により県中・相双地方の物流やネットワークを強化	28
＜国道399号十文字・戸渡工区（いわき市）＞	地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路	29
＜国道294号豊地工区（白河市）＞	道路整備より物流の効率化や安全・安心な通勤・通学を支える	30
＜ふくしまインフラツーリズム推進事業＞	観光交流の拡大を通じてインフラへの理解促進を図る	31
＜あぶくま高原道路＞	物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出	32
＜会津縦貫北道路＞	会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	33
＜会津縦貫南道路＞	南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消	34
＜県内10漁港＞	浜通りの水産業の復興を支援	35
＜相馬港（相馬市、新地町）＞	福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備	37
＜小名浜港（いわき市）＞	国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした石炭海上輸送の効率化を推進	38
＜小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル（いわき市）＞	効率的なコンテナ貨物の荷役を実現	39
＜日橋川十六橋水門（会津若松市・猪苗代町）＞	歴史的構造物の保存と観光資源としての活用	40

## 安全・安心

＜県代行事業 金山町道 中川大栗山線（金山町）＞	市町村の課題解決に向けた支援	41
＜国道118号 小沼崎バイパス（下郷町）＞	リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な道路ネットワーク	42
＜県道いわき石川線 才鉢工区（いわき市）＞	自然災害に脆弱な道路のバイパス化により緊急輸送路の通行を確保	43
＜国道288号 原歩道橋（郡山市）＞	既存施設の老朽化対策と適切な維持管理による道づくり	44
＜県道浪江鹿島線 北台木橋（南相馬市）＞	既存施設の長寿命化と適切な維持管理による道づくり	45

# 目次

<県道母畑白河線 木ノ内前工区（泉崎村）>	歩道整備により歩行空間を確保し、通学児童の安全性を向上	46
<上名倉飯坂伊達線医王寺橋（福島市）>	令和4年3月発生 of 福島県沖地震における橋梁の耐震補強対策の効果	47
<県道郡山湖南線三森工区（郡山市）>	道路整備により安全な通行と地域間交流・物流を支える	48
<夏井川（いわき市）>	台風13号豪雨における河川改修事業効果	49
<宇多川（相馬市）>	災害復旧助成事業の効果（台風13号）	50
<大森川（福島市）>	令和元年東日本台風以降の河川改修事業効果	51
<藤原川（いわき市）>	台風及び豪雨における河道掘削事業効果	52
<広瀬川（伊達市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	53
<濁川（福島市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	54
<谷田川（郡山市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	55
<社川（白河市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【令和元年東日本大雨からの復旧】	56
<湯川（会津若松市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	57
<田付川（喜多方市）>	浸水被害から地域住民の安全・安心な暮らしを守る【防災・減災、国土強靱化対策】	58
<右支夏井川（小野町）>	河川改修による市街地の安全・安心と親水性を向上	59
<五百川（本宮市）>	河川の堤防を補強し、越水時の侵食から堤防を保護	60
<只見川（只見川沿川地域）>	平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧洪水から地域の安全・安心を守る	61
<駒谷（いわき市）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	62
<東八川 砂防堰堤（福島市）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保	63
<飯根沢砂防堰堤（西会津町）>	土砂災害から命や財産を守り、地域の安全・安心を確保！	64
<道の駅猪苗代（猪苗代町）>	広域的な防災拠点としての役割を担う「道の駅」	65
<松川浦漁港（相馬市）>	令和4年3月発生 of 福島県沖地震における漁港の機能強化対策済み岸壁の効果	66
<小玉ダム 木戸ダム（いわき市 檜葉町）>	台風13号豪雨におけるダムの洪水調節機能	67
<千五沢ダム（石川町）>	ダムの再開発により、洪水から地域を守る！	68
<県内11ダム>	ダムの事前放流により洪水調節機能を強化	69
<福島空港（須賀川市、玉川村）>	東日本大震災時において救難救助の拠点として活用	70
<県北浄化センター 耐水化事業（国見町）>	耐水化により、水害時でも下水処理場の機能を維持	71
<下水道管渠 耐震化工事（福島市）>	下水道管渠を耐震化し、地震時の下水道機能を確保	72

## 生活の質の向上

<都市計画道路 中央線外（伊達市）>	街路整備により伊達市梁川町の中心市街地の活性化に貢献	73
<国道399号 ほこみち（いわき市）>	ほこみち制度を活用した賑わいのある道路空間の構築	74
<花園さくらパーク（棚倉町）>	観光名所「花園だれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために	75
<(都)白河駅白坂線（白河市）>	メインストリートの整備による中心市街地の活性化に貢献	76
<(都)平磐城線小名浜工区（いわき市）>	県内有数の観光地小名浜のさらなる活性化に貢献	77
<蔵庭（ポケットパーク）（喜多方市）>	「くらにわ」が地域の賑わいをつなぎ蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！	78
<芦ノ牧温泉（会津若松市）>	ポケットパークのリニューアルによる温泉街の魅力向上！	79
<小川地区ポケットパーク整備（いわき市）>	道路工事で生まれる空を地域の交流スペースとして活用！	80
<あづま総合運動公園（福島市）>	健康増進や癒し、豊かな暮らしを提供	81
<四時ダム（いわき市）>	民間活力を活用した既存ダムの水力発電により環境負荷を低減！	82
<県営住宅内部改善事業>	県営住宅のリフォームによる長寿命化と居住性の向上	83

# 復興事業

## 避難地域の復興・再生を支える「ふくしま復興再生道路」

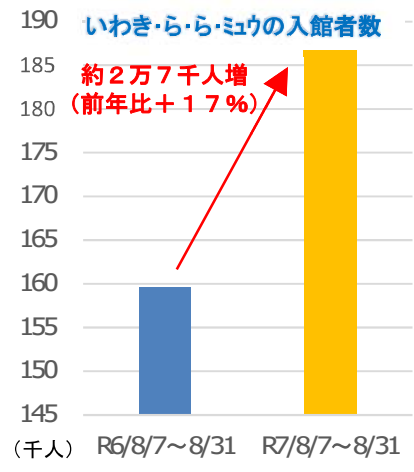


### 県道いわき上三坂小野線 小名浜道路(いわき市) 【令和7年8月開通】上空よりいわき小名浜ICを望む



【効果1】常磐自動車道を含む広域的な道路網の整備により、**広域的な交流や物流が活性化**

■常磐自動車道といわき市小名浜地域間の**所要時間が大幅に短縮**されることで、小名浜港を拠点とした**物流機能の強化**、**新たな企業の進出**、**交流人口の拡大**等が期待される。また、大規模災害時等における円滑な**緊急輸送が可能**となるとともに、**広域的な交流や物流の活性化**が期待されます。



	整備前	整備後	短縮効果
いわき湯本IC⇄小名浜港	29分	13分	16分短縮
いわき勿来IC⇄小名浜港	30分	13分	17分短縮

【効果2】高規格な道路を利用することにより**救急搬送等が改善**

・小名浜道路を利用することで、現道の渋滞や交差点を回避することが可能となり、**救急搬送における時間短縮**が図られる。

【いわき市消防本部】  
◆従来よりも最大12分ほど病院までの搬送時間が短縮されました。走行性も良く、患者の負担が小さくなりました。



### 【効果3】陸海交通の広域的なネットワーク形成による 物流機能の強化

・小名浜道路により、小名浜港と常磐自動車道が自動車専用道路にて接続されることで、**物流機能の強化**が期待される。



▲小名浜道路周辺の工業団地立地状況

### 【効果4】広域的な道路網の形成による 災害時の緊急輸送の確保

・小名浜道路により、防災計画上の物資受入港である小名浜港と既存の高速道路網が自動車専用道路で直結し、大規模災害時において、被災地への**迅速な緊急物資輸送**が図られる。

#### 【いわき市消防本部】

- ◆ 大規模災害発生時の広域的な応援要請において、小名浜道路の利用を計画している。
- ◆ 災害時に臨港部から内陸部へ避難する際の新たなルートとしての活用が期待される。
- ◆ 県内だけでなく、県外からの応援要請においても、重要なルートとして利用を見込んでいる。



### 【Topic1】東京駅～小名浜港間的高速バス路線新設

- ・新常磐交通株式会社では、小名浜道路開通を受け、2025年10月1日から東京駅～小名浜を土日祝日に2往復する**路線を新設**しました。
- ・首都圏から小名浜地域へのアクセス性が向上し、**観光交流人口のさらなる増加**が期待できます。

### 【Topic2】クルーズ船のオプションツアーの強化

- ・2025年4月27日、外航クルーズ船「リビエラ」が小名浜港に寄港しました。
- ・小名浜道路の開通により、会津地域や中通り地域といった県内内陸部への移動時間が短縮されるため、**観光可能圏が拡大**します。
- ・小名浜港を発着地とした県内の**観光交流人口のさらなる増加**が期待できます。



外航クルーズ船 リビエラ寄港 (R7.4.27)

### 【Topic3】小名浜地域への企業の新規進出、 設備拡大

- ・小名浜臨海工業団地へ**企業の新規進出**や**設備拡大**の動きが確認されています。



小名浜港全景



リビエラ寄港 迎催イベント (R7.4.27)

#### 【企業からの声】

- ◆ 小名浜道路の開通を見越して、倉庫の拡張を行いました。
- ◆ 物流業界は、小名浜道路の開通を待ちわびていた。



【Topic4】北の相馬福島道路と南の小名浜道路の整備による広域ネットワークの強化

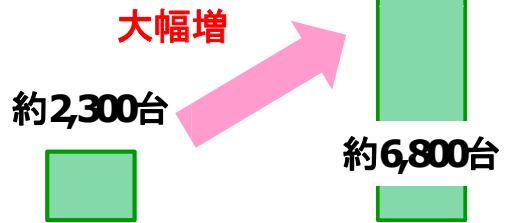
相馬福島道路の開通による効果

- ・相馬福島道路の開通により、相馬市内の観光施設では山形県・福島内陸部からの来訪者が増加
- ・相馬福島道路の開通を機に、相馬港に進出する企業が増加



相馬福島道路の全線開通(R3424)

相馬福島道路全線開通後の交通量の推移



全線開通後の交通量は、震災前と比較し、約3倍！



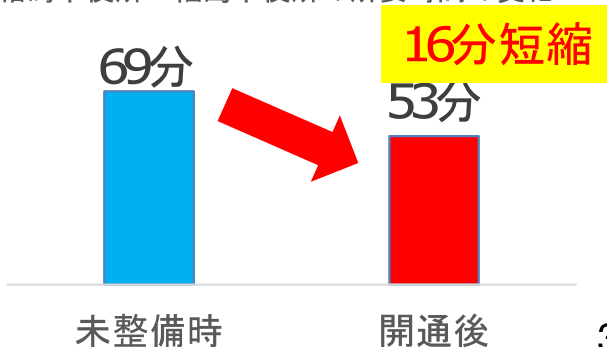
北の相馬福島道路と南の小名浜道路の整備による東西の連携強化

【沿岸部と内陸部の連携を活かした産業振興】

- ・道路ネットワークの形成による周遊観光の幅が広がります。
- ・交流人口の拡大や観光振興の大きな後押しになります。

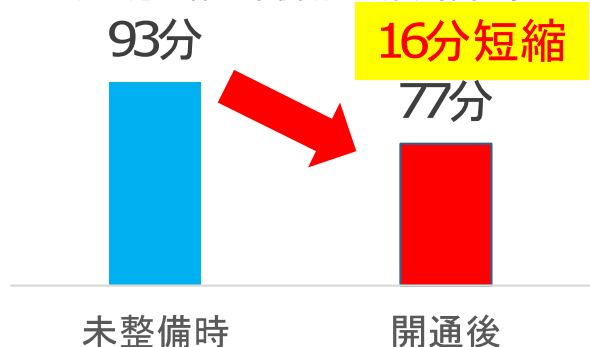
相馬福島道路の開通による時間短縮効果

相馬市役所⇄福島市役所の所要時間の変化



小名浜道路の開通による時間短縮効果

小名浜港⇄郡山市役所の所要時間の変化



# 避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」



八反田トンネル

こまち大橋



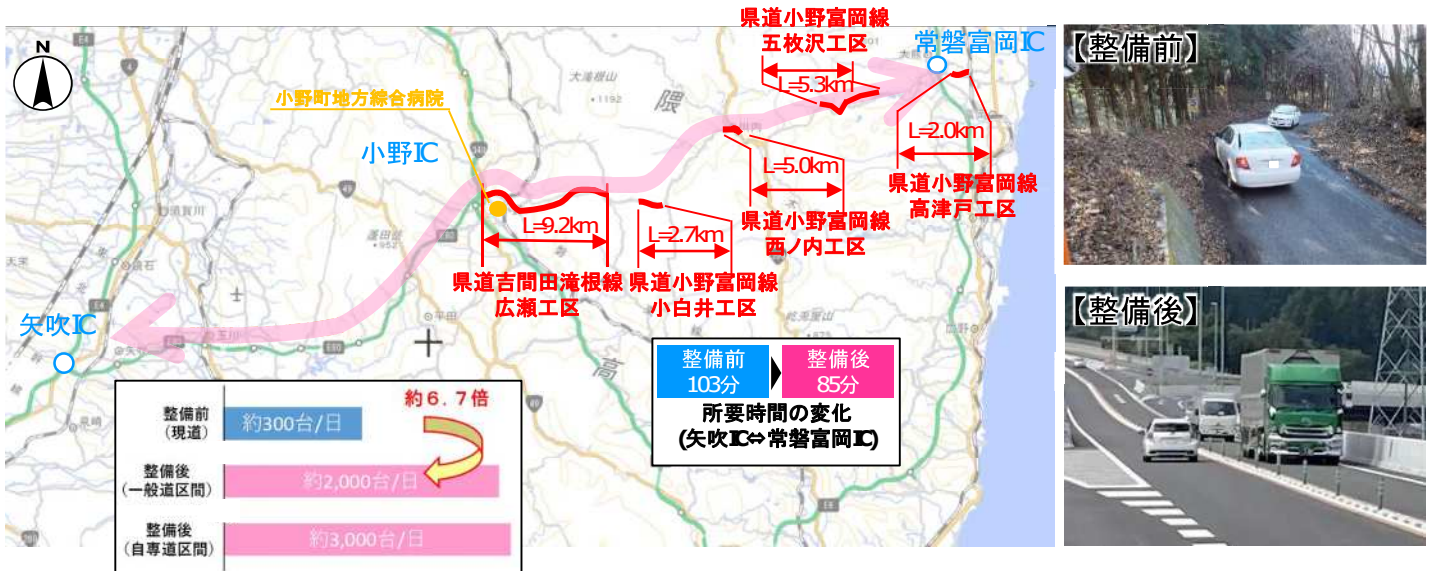
▲令和6年4月13日 開通式

## 県道吉間田滝根線 広瀬工区 (小野町・田村市・いわき市) 【令和6年4月開通】

至 平田IC  
上空より吉間田滝根線広瀬工区(小野IC)を望む

【効果1】県道小野富岡線やあぶくま高原道路を含む道路網の整備により**広域的な交流や物流が活性化**

■現道の矢大臣山前後の急峻で狭隘な区間や小野町中心市街地の急カーブ、狭隘区間に伴う大型車通行規制区間を解消することで、相双地域と県中・県南地域を結ぶ道路網が整備され、住民の帰還促進、広域的な交流や物流の活性化が期待される。



【沿線の観光施設や企業の声】

◆ 通勤時間が半になり、従業員の負担が大幅に軽減されました。特に冬季の安全性向上を感じています。

- ◆ 案内がととても簡単になり、旅行者への営業もしやすくなりました。
- ◆ 移動が容易になったことで来客者の生活圏が広くなり、利用者が増えています。



【効果2】公立小野町地方総合病院へのアクセスが向上し、**救急搬送等が改善**

・現道の狭隘区間を回避することで、川内村から小野町地方総合病院までの搬送時間が短縮され、被災地の医療環境が向上することが期待される。

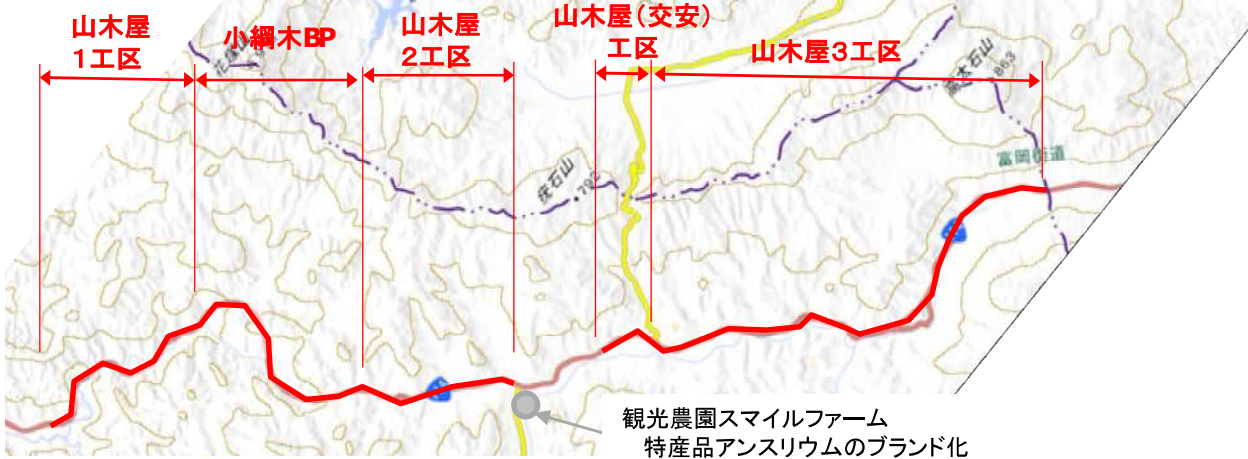
【富岡消防署川内出張所】

◆ 吉間田滝根線開通により、搬送時間が大幅に短縮されるとともに、患者の負担軽減にも繋がっています。



**復興事業**

避難地域の復興・再生を支える  
「ふくしま復興再生道路」



「ふくしま復興再生道路」  
国道114号

【効果1】 道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える



■ 道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、  
相双地域と県北地域を結ぶアクセス性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



【効果2】 産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンズリュウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。これらの取組を大きく後押し、**産業の再生**や**生活環境の再生**を支援する。

また、近隣の観光施設への入込客数も年々増加しており、道路整備により**アクセス性が向上し**、**地域の観光振興**を支援する。

＜観光農園スマイルファームの入込客数＞

(人)	R4	R5	R6
観光農園利用者数	5,000	7,000	10,000

【効果3】 交通量の増加による、沿川地域の振興

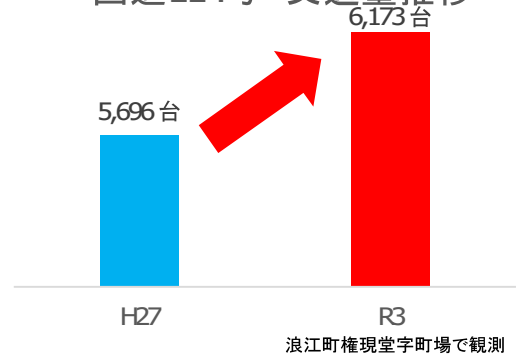
国道114号 浪江拡幅  
(浪江町)



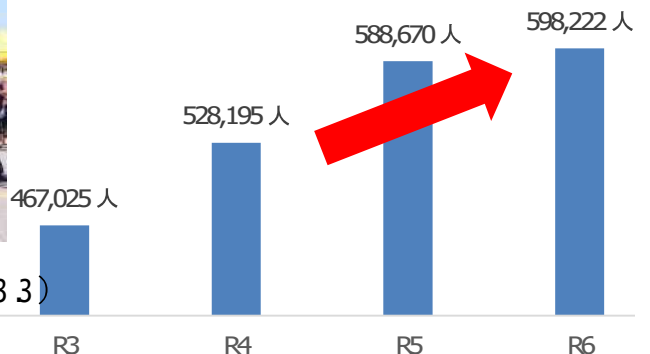
■令和3年3月の道の駅オープン以降、**浪江町の新たな観光拠点**として**交流人口が拡大**しています。

■国道114号の道路拡幅により、**常磐道(浪江IC)**への**アクセス性が向上し**、浪江町の復興を支援。

国道114号 交通量推移



道の駅なみえ 観光入込客数



入込客数、交通量ともに、道の駅なみえのグランドオープン(R3.3)以降、年々増加傾向！

# 復興事業

## 避難地域の復興・再生を支える 「ふくしま復興再生道路」



### 「ふくしま復興再生道路」 原町川俣線

【効果1】トンネル整備により、急カーブ連続区間を解消し、冬期においても安全に通行が可能になった。



■急勾配や急カーブを解消することで、相双地域と県北地域を結ぶアクセス性が向上し、広域的な交流や物流の活性化に寄与。



急カーブ・急勾配等に加え、冬期間においては、しばしば交通障害が発生していた。

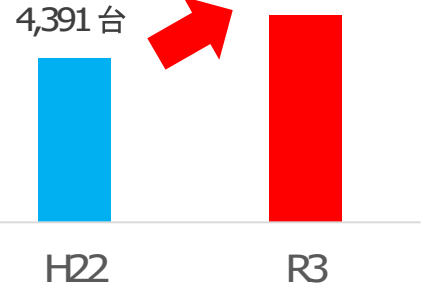
【効果2】 交流人口の拡大(観光・地域振興)

■八木沢トンネルの開通以降、道の駅の利用者数は増加傾向。  
原町川俣線の**アクセシビリティが向上**し、復興に貢献しています。

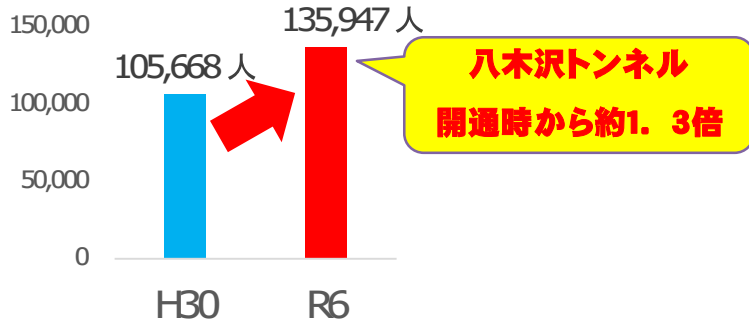


▲道の駅いいたて村の道の駅までい館(平成29年8月完成)

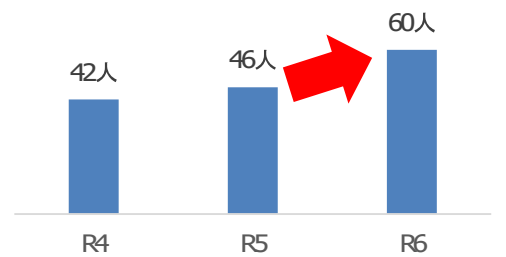
原町川俣線 交通量推移  
5,545台



道の駅の観光客入込客数(人)



原町駅前～までい館～福島駅前  
バス1日当たりの利用者数(人)



【効果3】 バイパスを整備することにより、市内の渋滞の緩和やアクセスを強化します。

下高平工区(南相馬市)



■「福島イノベーション・コースト構想」の関連施設である福島ロボットテストフィールドなどへのアクセスが強化



**安全  
安心**

# 河川改修と道路整備による 安全・安心の確保と奥会津地域の地域振興

## 只見川河川改修、 国道252号本名バイパス、 水沼工区(金山町)



**平成23年7月新潟・福島豪雨**

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川(只見町～会津坂下町)では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。



【国道252号本名バイパス】洪水から地域の安全・安心を守り、奥会津地域の広域的な交流・物流を支える



＜トンネル等のバイパス整備＞

本名地域は、付近に代替路線がないことから、築堤により洪水被害を軽減するとともに、トンネル等のバイパス整備により安全で円滑な通行が確保され、魅力ある奥会津地域として観光客が増加しています。

【只見川河川改修事業】洪水から地域の安全・安心を守る！

橋立地区・湯倉地区は、平成23年7月の新潟・福島豪雨時に家屋等の浸水被害を受けました。このため、築堤により、洪水時の浸水リスクを低減しました。



【国道252号水沼工区】道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保。

水沼地域は、新潟・福島豪雨時に道路が冠水し、大きな迂回が生まれました。このため、道路のかさ上げにより、浸水被害を受けない安全・安心な通行を確保しました。



10

# 復興事業

## 復興シンボル軸の整備により 魅力ある町の復興を支える



### 井手長塚線 長塚工区 (双葉町)

至 福島市

【効果1】復興まちづくりと合わせた道路整備により、住民の帰還や移住・定住を促進

＜双葉町の帰還状況＞

帰還者数:82人 転入者数:103人 ※令和7年7月1日時点

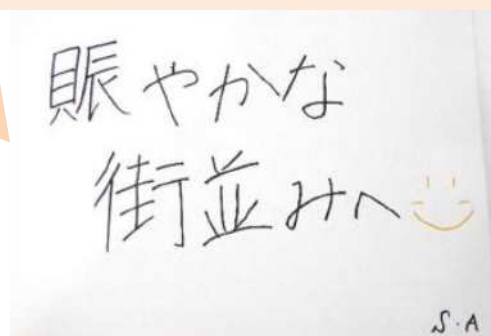


令和7年8月に長塚跨線橋が開通し、JR常磐線東西のアクセス性が向上し、JR双葉駅周辺における「新たな生活の場」の確保や「既成市街地の再生」を後押しします。

双葉町主催の「双葉町はたちを祝う会」に参加された皆様に「双葉町復興への想い」を綴っていただき、施工中の橋の上で記念撮影を行いました



▲施工中の長塚跨線橋での記念撮影1



▲双葉町復興への想いを綴ったパネル

## 【効果2】町の活性化

双葉町に整備した福島再生賃貸住宅と合わせて、**住民帰還や交流の促進、にぎわい創出**に寄与しています。



双葉町駅西住宅では、入居者同士のコミュニティを醸成するため、住棟の間に路地を効果的に配置するとともに、交差する箇所には、人々が集い交流できる軒下空間を設けています。

各住戸には、趣味の場として活用できる土間空間を設けるなど、入居者が生き生きと暮らせる工夫を施しています。

最終工区が令和6年5月に完成し、6月に全86戸の入居が始まり、駅西地区の**にぎわい創出**に寄与しています。



▲入居者の交流を生む軒下空間



▲駅西住宅集会所前で行われた夏祭り

## 【効果3】常磐双葉ICからの双葉町復興拠点へのアクセス性向上

中野地区復興産業拠点、東日本大震災・原子力災害伝承館への**アクセス性が向上**し、**企業立地**や**交流人口拡大**により、**双葉町の復興の促進**が期待される。



中野地区復興産業拠点では、令和7年7月時点で25件の立地協定が締結。

東日本大震災・原子力災害伝承館では、令和7年8月に来館者が49万人に到達。



# 水門や陸閘整備による安全・安心の確保

## 閉門操作を人力から自動化へ

平成23年3月11日の東日本大震災は、多くの人命や財産を奪いました。

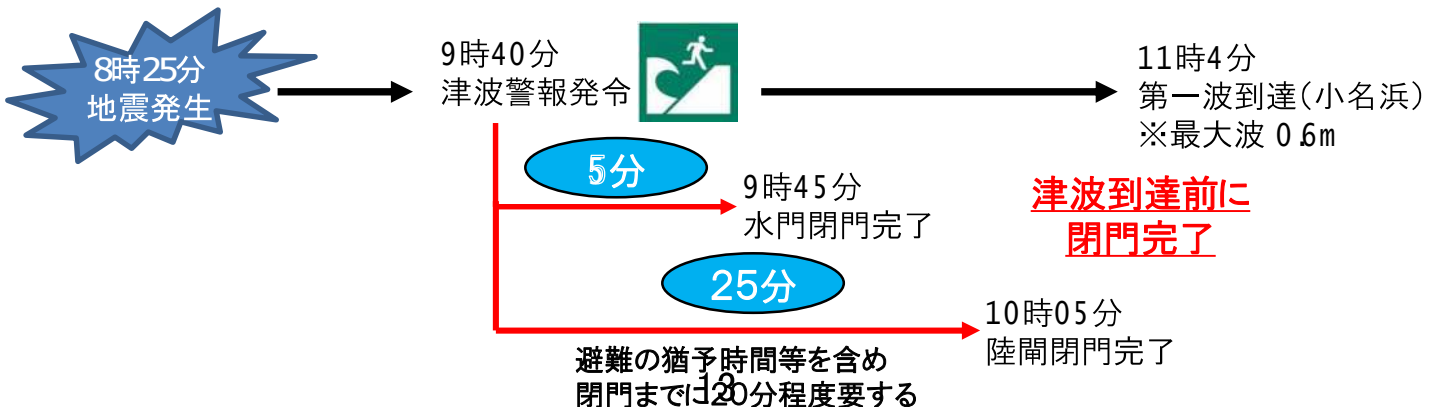
河川や海岸部においては、津波到来時に水門や陸閘の閉鎖に行った消防団員が犠牲となり、水門の操作に関する問題が浮き彫りとなりました。

東日本大震災を踏まえ、津波警報発令時に安全かつ確実に水門等を閉鎖するため、**閉門の自動化**及び**遠隔操作監視システム**を整備しています。



## 【効果】自動で閉門し、津波の河川遡上を防いだ！

令和7年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報時にも、水門・陸閘の自動閉門機能が動作し、津波到達までに閉門が完了し、津波が河川を遡上するのを防ぎました。



安全  
安心

# 道路整備により 冬期交通・救急医療と地域連携を支える



## 国道118号 鳳坂工区 (天栄村) 【令和4年11月完成】

至 下郷町



▲令和4年11月27日に開通した鳳坂工区

【課題】  
整備前

＜冬期間の交通障害発生状況＞



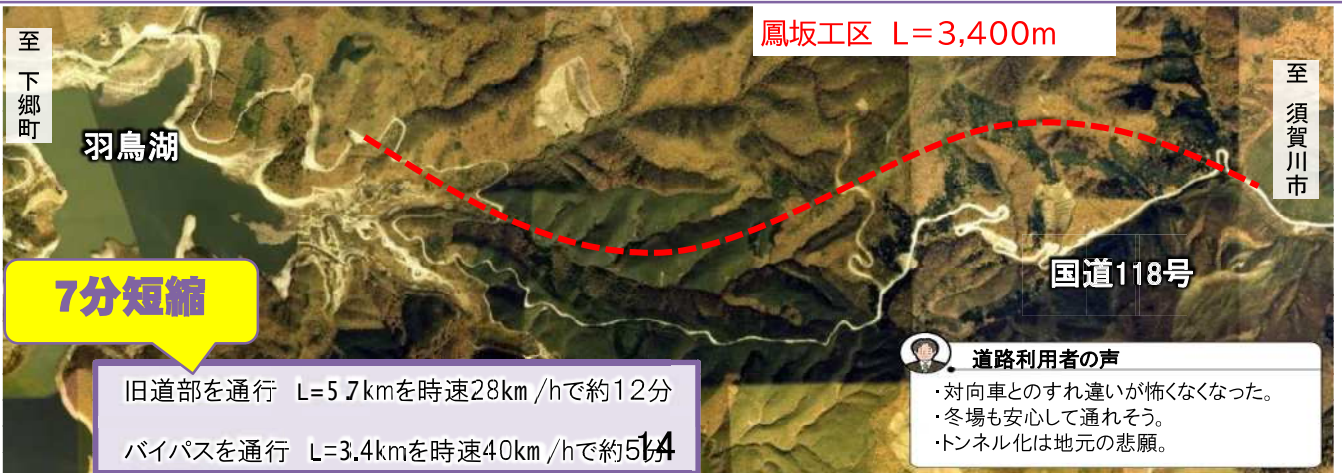
至 下郷町

＜急カーブ・急勾配箇所＞



至 須賀川市

【効果1】年間を通じた安全・安心な通行を確保。救急搬送時間の短縮。地域間の連携強化。

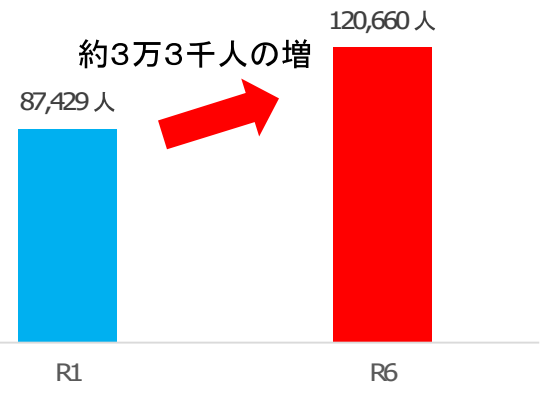


**【効果2】 道路整備により、交通量が増加し、交流人口が拡大しました。**

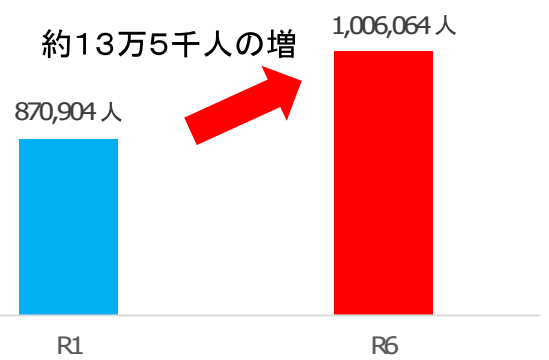
- 平成20年に開通した国道289号甲子道路とあわせて、中通り地方から会津地方へ多くの観光客が訪れ、賑わいを見せています。
- 整備を進めている会津縦貫南道路の完成により、さらなる交流人口の拡大が期待されます。



羽鳥湖の観光入込客数の推移



大内宿の観光入込客数の推移



安全  
安心

# 冬期交通の確保と 救急医療・地域連携を支える

至 昭和村

会津美里町  
昭和村

博士トンネル

## 国道401号 博士峠 (会津美里町・昭和村)

【令和5年度完成】



▲令和5年9月10日 開通式

【効果1】 道路整備により、救急搬送時間の短縮や搬送時における患者の負担が軽減

国道252号経由の救急搬送

【開通前】 80件/年  
【開通後】 0件/年



博士峠経由の救急搬送  
【開通前】 1件/年  
【開通後】 81件/年

開通前：R4.9～R5.8、開通後：R5.9～R6.8 昭和村から搬送先まで博士峠/博士トンネルの通行が最短となる件数を集計。

＜救急搬送時間＞

	整備前	整備後	短縮効果
通常期	66分	57分	9分短縮
冬期	104分	65分	39分短縮

昭和村から会津若松市内への救急搬送ルートが国道401号博士峠経由に転換。搬送時間が短縮、傷病者や隊員の負担が軽減。

【効果2】 周辺地域とのアクセス性が向上したことにより、会津地方の地域振興が活性化

道の駅からむし織の里しょうわ



喰丸小学校



道の駅の売り上げは開通前と比較して約2.3倍に増加。  
また、交流・観光拠点施設である喰丸小学校の来場者は開通前と比較して約5倍に増加。

【効果3】 冬期交通不能の解消により、年間を通して安定した交流や物流が可能

冬期間(約4ヶ月)は通行止めとなるため、昭和村から会津若松市へ行くには、国道252号を経由する必要があったが、冬期交通不能の解消により、年間を通して安全かつ円滑に通行が可能となった。



復興  
まち

# 多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



## 新地町新地駅周辺地区

(埼浜防災緑地、県道相馬亘理線、谷地小屋地区海岸、釣師浜漁港等)

復興まちづくりのイメージ



復興まちづくりの基本的視点

- ①命と暮らし最優先のまち
- ②人と絆を育むまち
- ③自然と共生する海のあるまち

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】背後地において、土地区画整理事業により住宅用地を創出！

【効果3】埼浜防災緑地の背後地のJR新地駅周辺において新地町スマートコミュニティ事業(※)を展開！

(※)天然ガスや太陽光発電等の地産地消型エネルギーの利用を促進し、災害に強い持続可能なまちづくりを目指す取組



災害公営住宅



17 複合商業施設 (観海プラザ)

ホテル・温浴施設

## 事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
埴浜防災緑地	防災緑地 L=1,400m,A=25.3ha	H24~H30	相双建設事務所
釣師防災緑地	防災緑地 A=18.1ha	H24~H31	【参考】新地町
木崎地区海岸	海岸災害復旧 L=1,373m	H23~H29	相双建設事務所
埴浜地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=546m	H23~H28	相馬港湾建設事務所
谷地小屋地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=974m	H23~H29	相馬港湾建設事務所
大戸浜地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=127m	H23~H28	相馬港湾建設事務所
釣師浜漁港	漁港災害復旧 N=32施設	H23~H30	相馬港湾建設事務所
三滝川	河川災害復旧 L=1,387m	H24~H28	相双建設事務所
砂子田川	河川改修 L=1,500m	H24~R2	相双建設事務所
濁川	河川災害復旧 L=1,247 m	H24~H27	相双建設事務所
県道相馬亙理線	道路改築工(5橋含む) L=3,500m	H24~H30	相双建設事務所

### 【Topic 1】JR常磐線新地駅が再開通！

JR常磐線(相馬一浜吉田間)が、平成28年12月10日に5年9ヶ月ぶり再開通しました。

東日本大震災によりホーム・跨線橋を残して流出した新地駅について、旧駅舎から約300m陸(西)側に移設された新駅舎で営業を再開しました。

震災から5年9ヶ月ぶりに相馬地方と仙台市が鉄道で結ばれ、住民の利便性が高まり、被災地の復興の加速につながりました。

### 【Topic 2】釣師浜海水浴場が再開！

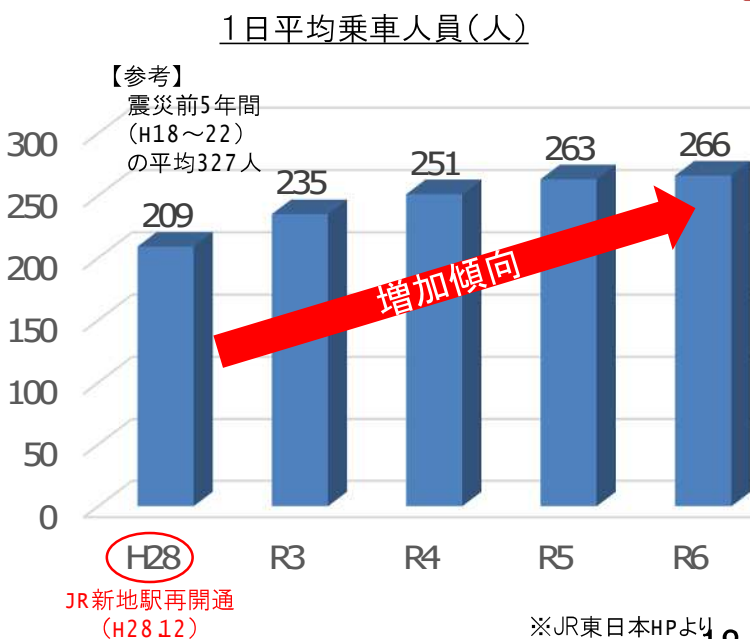
釣師浜海水浴場が、令和元年7月20日に東日本大震災による津波と東京電力福島第1原子力発電所事故の影響から9年ぶりに再開しました。

相双地域では、平成30年の原釜尾浜海水浴場に次いで2カ所目の再開となりました。

海水浴場周辺で開催された夏のお祭り「遊海しんち2025」には、約8,000人の来場者が訪れ、新地町の夏を楽しみました。



### 【参考】JR新地駅乗車人員の推移



### 【Topic 3】新地地方卸売市場が再開！

東日本大震災の津波で大きな被害を受けた釣師浜漁港で令和2年12月4日、新地地方卸売市場が約10年ぶりに再開しました。これまでの相馬市原釜の市場への陸送が解消され、水産業の活性化が期待されます。



復興  
まち

# 多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



## 相馬市原釜・尾浜地区

(原釜尾浜防災緑地、県道相馬亘理線、松川大洲地区海岸、松川浦漁港等)

### 復興まちづくりのイメージ



### 復興まちづくりの基本的視点

- ①観光産業に配慮したまちづくり
- ②新たな地域社会の再構築
- ③新たな災害から人命や財産を守る

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】漁港の復旧により、水産業の復興を支援！



たこ水揚げの様子(原釜地区)



青のり出荷再開(原釜地区)(平成30年2月)



松川浦漁港復旧状況

【効果3】海岸や道路の復旧により、松川浦(県立自然公園)の景観を再生し、観光を支援！



被災時の状況  
松川大洲地区海岸



19  
復旧後



「みちのく潮風トレイル」ウォーキング  
(平成30年9月16日)

## 事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
原釜尾浜防災緑地	防災緑地 L=1,600m,A=13.7ha	H24~R2	相双建設事務所
大浜地区海岸	海岸災害復旧 L=5,213.1m	H23~H29	相双建設事務所
松川大洲地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=1,639.0m	H23~H30	相馬港湾建設事務所
尾浜地区漁港海岸	海岸災害復旧 L=387m(無堤区間59m含む)	H23~H29	相馬港湾建設事務所
原釜地区港湾海岸	海岸災害復旧 L=1,630m(無堤区間299m含む)	H23~H30	相馬港湾建設事務所
松川浦漁港	漁港災害復旧 N=74施設	H23~H31	相馬港湾建設事務所
小泉川	河川災害復旧 L=1,000m	H23~H28	相双建設事務所
宇多川	河川災害復旧 L=1,500m	H23~H29	相双建設事務所
県道相馬亘理線	道路改築工 L=2,000m	H24~H31	相双建設事務所

### 【Topic1】相馬復興サイクリング大会が開催！

平成30年9月30日に「第1回相馬復興サイクリング大会」が開催されました。津波により道路が被災し、7年間通ることができなかった海沿いの「大洲松川線」が復旧したことにより、コースの一部となりました。



第1回の様子(H30.9)



第2回の様子(R1.5)



### 【Topic2】原釜尾浜海水浴場が再開！

原釜尾浜海水浴場が、平成30年7月21日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から8年ぶりに再開しました。



原釜尾浜海水浴場再開(H30.7)

### 【Topic3】約6年ぶりに松川大橋のライトアップが再開！

東日本大震災の津波で流出した照明装置が復旧した松川浦大橋で、平成29年4月15日にライトアップが再開し、通行も可能となりました。



約6年ぶりに点灯した松川浦大橋ライトアップ(H29.4)

### 【参考】松川浦漁港の陸揚量の推移



※福島県海面漁業漁獲高統計20

### 【Topic4】浜の駅松川浦がオープン！

松川浦漁港には、「浜の駅松川浦」がオープンしました。常磐自動車道や東北中央自動車道「相馬福島道路」などの道路網を活用し、年間を通じて交流人口が拡大しています。



相馬復興市民市場「浜の駅松川浦」(R2.10グランドオープン)

復興  
まち

# 多重防御により防災力の高い まちづくりを実現



## いわき市四倉地区

(四倉防災緑地、県道豊間四倉線、仁井田地区海岸、四倉漁港等)

### 復興まちづくりのイメージ



### 復興まちづくりの基本的視点

- ①災害に強い地域づくり
- ②「道の駅よつくら港」を復興シンボルとした再生
- ③海浜レクリエーション地域の整備

【効果1】防災緑地の整備により東日本大震災時と同じ津波が発生しても、津波の勢いを弱め、逃げる時間を確保！レクリエーションや、自然とのふれあいの場としても活用！

【効果2】四倉漁港の背後地において、復興のシンボルとして「道の駅よつくら港」が再生！



「道の駅よつくら港」の被災状況



【効果3】JR四ツ倉駅西側において、被災者向けの住宅を供給！



復興公営住宅(四ツ倉団地)



災害公営住宅(四ツ倉団地)

## 事業概要

事業種別	事業内容	事業期間	事業者
四倉防災緑地	防災緑地 L=1,500m,A=4.9ha	H24~H30	いわき建設事務所
仁井田地区海岸	海岸災害復旧等 L=3,108m 離岸堤 L=700m	H24~H29	いわき建設事務所
四倉漁港海岸	海岸災害復旧等 L=2,333m 離岸堤、樋門等	H24~H30	小名浜港湾建設事務所
四倉漁港	漁港災害復旧等 漁港内施設(防波堤、物揚場等)	H23~H30	小名浜港湾建設事務所
仁井田川	河川災害復旧 L=834m	H25~H28	いわき建設事務所
県道豊間四倉線	道路改築工(東舞子橋含む) L=938m	H24~H31	いわき建設事務所

### 【Topic1】道の駅よつくらが防災機能を強化し再オープン！

平成24年8月11日に「道の駅よつくら港交流館」の新館が完成しました。同館は、平成23年4月には被災した建物一部を利用し営業を再開し、平成24年1月には仮設大型テントを構え、仮営業していましたが、防災機能を強化して再オープンしました。



道の駅よつくら港の再オープン(H24.8)

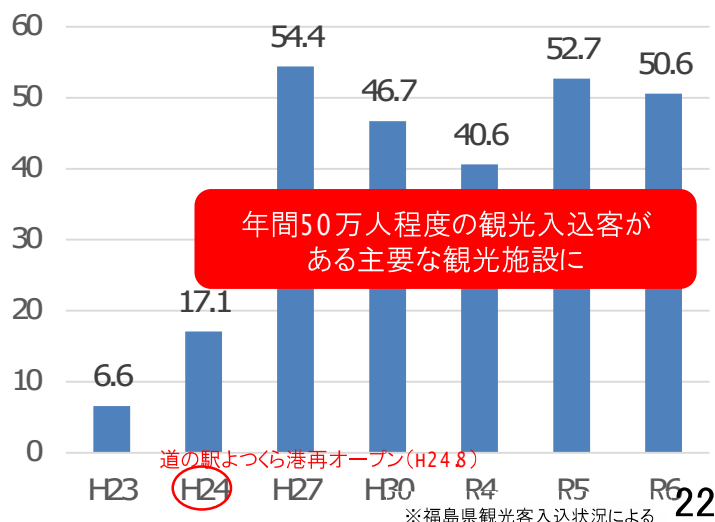
### 【Topic2】四倉海水浴場が再開！

四倉海水浴場が、平成25年7月15日に東日本大震災による津波と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響から3年ぶりに再開しました。



四倉海水浴場の再開(H25.7)

### 【参考1】道の駅よつくら港の観光客入込数



### 【参考2】復興まちづくり完成後の地元の声

《四倉ふれあい会議会長》

防災緑地が憩いの場となり、将来四倉地区の財産となり、魅力的な町となることを期待しています。

《四倉町区長会会長》

復興まちづくりが完了したことで、再建された方も定着して安心して生活ができるようになります。

《上仁井田仲・岸区長》

震災時に防災林がとても効果的であったので、防災緑地の将来の防災機能にとっても期待しています。

生産  
拡大

# 避難地域の復興・再生を支える ふくしま復興再生道路

## 国道349号 大綱木工区(川俣町) 【令和5年3月完成】



△令和5年3月21日 完成式

### 【効果1】産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支える

■川俣町は、震災以降、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」や西部工業団地の整備、新たな特産品アンスリウムのブランド化など復興・再生に向けた取組を進めている。また復興公営住宅の整備や山木屋診療所の再開など生活環境の再生にも取り組んでいる。

本事業は、これらの取組を大きく後押し、産業の再生や観光の振興、生活環境の再生を支援する。



山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」  
出典：とんやの郷HP



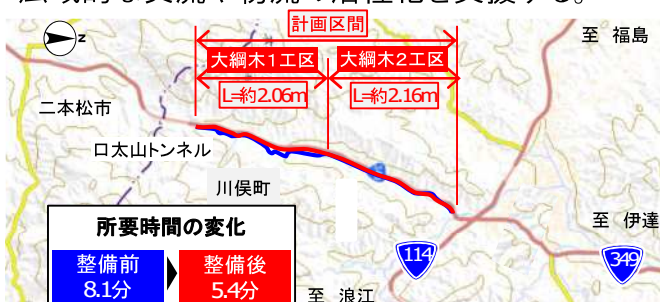
川俣アンスリウム  
出典：川俣町HP



川俣西部工業団地  
出典：川俣町HP

### 【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

■道路幅員の狭小区間や視距不良区間の解消により、通過時間を約2.7分短縮することで、県中地域と県北地域を結ぶアクセスが向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



整備前



整備後

生産  
拡大

# 交通混雑の緩和による 中心市街地の活性化を支援



## 国道289号 田島バイパス (南会津町)

令和4年12月24日 開通

【before】整備前



【after】整備後

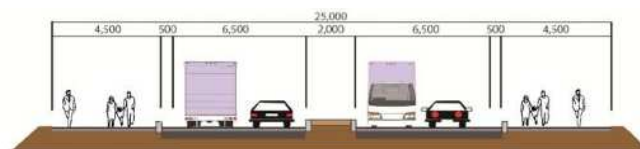


### 【効果1】中心市街地の4車線化による交通混雑の緩和

- 4車線化のバイパス整備により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。
- 中心市街地の渋滞が緩和され、**まちなかの活性化**が期待される。
- 会津縦貫南道路の**下郷田島バイパスの開通後**には、交通量増加が見込まれることから、**更なる効果発現も期待**される。

#### 地域住民の声

- ◆ 旧道を通る交通量が減少したため、通学路の安全性が向上した。
- ◆ 消防出動の際に、アクセスが向上し時間の短縮につながった。
- ◆ 南会津病院へ搬送する際に、安全運行につながった。



道路標準断面イメージ図

# 生産 拡大

## 観光振興や広域的な物流の活性化を支援

小峰城



### 国道294号 白河バイパス (白河市)



#### 【効果1】交通混雑の緩和

■ **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、交通混雑の緩和が図られる。

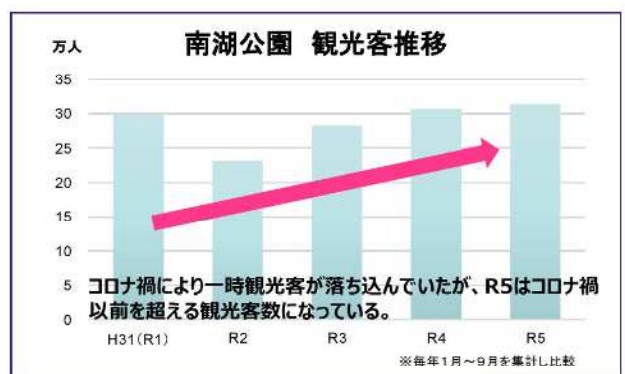
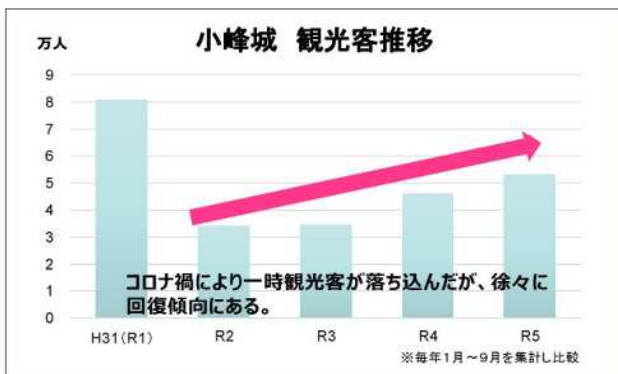
〈交通渋滞解消効果〉

	供用前 (R3)	供用後 (R5)
旧道 (地点1)	7,660[台/12h]	交通量減少 5,748[台/12h]
バイパス部 (地点2)	—	6,948[台/12h]



#### 【効果2】観光名所へのアクセスの向上

■ 国指定史跡で観光名所のある小峰城や南湖公園へのアクセスが向上し、観光客の増加が期待される。



生産  
拡大

# 広域的な交流や物流の活性化を支援

伊達市



## 【効果1】交通混雑の緩和

- **バイパス整備**により、通過交通が現道からバイパスへ転換し、**交通混雑の緩和**が図られる。
- やながわ工業団地への**アクセス性が向上**され、雇用創出や地域産業の活性化が期待される。

## 【after】整備後

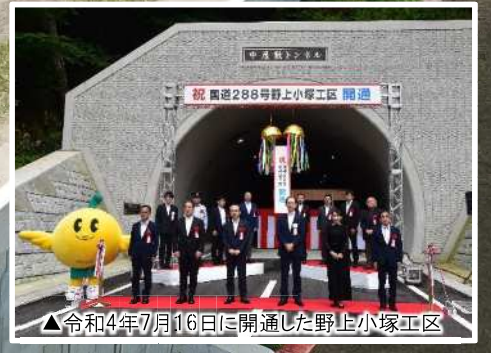


生産  
拡大

# 住民帰還の促進や広域的な交流・物流を支えるふくしま復興再生道路



## 国道288号 野上小塚工区 (大熊町) 【令和4年7月完成】



### 【効果1】県内外へ避難している町民の帰還促進を支える

双葉地域と県中地域のアクセスが向上することで、県内や県外へ避難している町民への帰還促進を支援する。

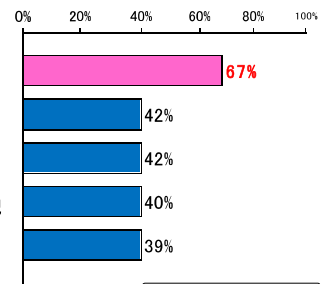
#### 大熊町民の主な避難先地域

- ・ 浜通り地方 約5.4千人 (いわき市 約4.5千人)
- ・ **中通り地方 約1.7千人 (郡山市 約1.0千人)**
- ・ 会津地方 約0.6千人 (会津若松市 約0.5千人)
- ・ 茨城県 約0.4千人
- ・ 埼玉県 約0.3千人
- ・ 東京都 約0.2千人

出典：大熊町避難先の状況  
大熊町HP(令和4年12月1日現在)

#### 大熊町への帰町を判断するために必要なこと

- 病院、道路、公共交通などの社会基盤(インフラ)の復旧時期の目途
- どの程度の住民が戻るかの状況
- 住宅確保への支援に関する情報
- 放射線量の低下の目途、除染成果の状況
- 帰還困難地域の避難指示解除となる時期の目安に関する情報



出典：大熊町住民意向調査  
大熊町HP(令和4年2月18日)

### 【効果2】道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消し、広域的な交流や物流を支える

道路幅員の狭小区間や視距の不良区間を解消することで、双葉地域と県中地域の往來の利便性が向上し、広域的な交流や物流の活性化を支援する。



#### 道路利用者の声

- ・ 大型車とのすれ違いが怖くなくなった。
- ・ 冬場も安心して通れそう。
- ・ 郡山方面に行くのが便利で早くなった。



27 整備前



整備後

生産  
拡大

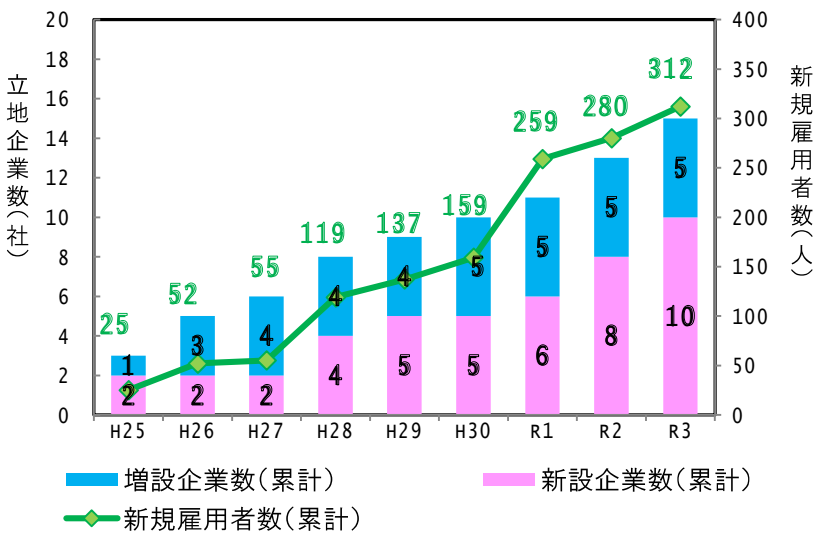
# ふくしま復興再生道路の整備により 県中、相双地方の物流やネットワークを強化



## 小野富岡線 小白井工区(いわき市)

【令和3年3月完成】

沿線市町村への新設・増設した企業数・新規雇用者数



### 【福島県トラック協会】

◆ 白河から富岡方面に行く際に、小野富岡線で大型車の通行が可能となれば、**いわきを迂回(高速利用)する必要がなくなり利用しやすくなる。**

### 【食料製造品等輸送事業者】

(須賀川市)

◆ 小野富岡線は、相双地域へは距離的に最短で行けるルートで、隘路がなくなれば、**もう1本信頼できるルートが形成され、効率よく回すことができるようになる。**

### 小野富岡線の整備状況



小野工～常磐富岡工通過時間  
整備前:72.2分 → 整備後:55.1分



小野富岡線は、磐越自動車道・あぶくま高原道路と常磐自動車道を結ぶ幹線道路であり、**ふくしま復興再生道路**として、一体的に整備を進めています。整備により、物流やネットワークの**更なる強化**を図るとともに、大規模災害時の円滑な**緊急輸送**を確保することが期待されています。

生産  
拡大

# 地域医療や産業振興、広域的な物流を支えるふくしま復興再生道路



## 国道399号 十文字工区・戸渡工区 (いわき市・川内村) 【令和4年9月完成】

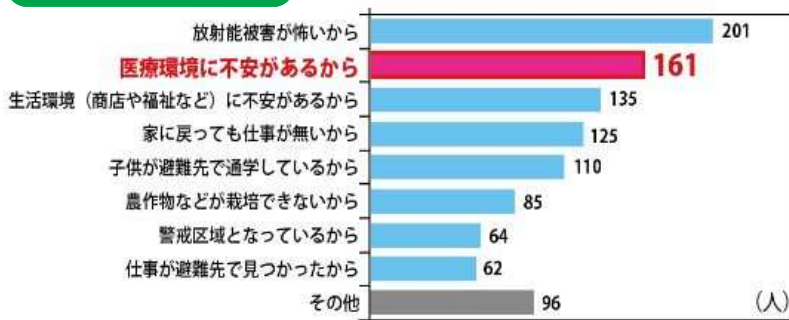


▲令和4年9月17日に開通した十文字工区

### 【効果1】地域の医療を支えます

医療環境への不安から帰村できない村民に対し、医療環境が改善し帰村の促進が図れます。

#### 川内村民が帰村しない理由



### 緊急搬送時の時間短縮



### 【効果2】通勤・通学を支援

通勤・通学上の問題から帰村できない住民に対し、整備による路線バスの導入などの検討が可能になります。

#### 川内村役場～いわき市役所間の所要時間が短縮



#### 地域住民の声

整備によって、いわき市が通勤圏になります。また、震災後、寮付きの高校に進学するしかない状況でしたが、路線バスの導入など、教育環境向上も期待できます。

生産  
拡大

# 道路整備により物流の効率化や 安全・安心な通勤・通学を支える



## 国道294号 豊地工区(白河市)

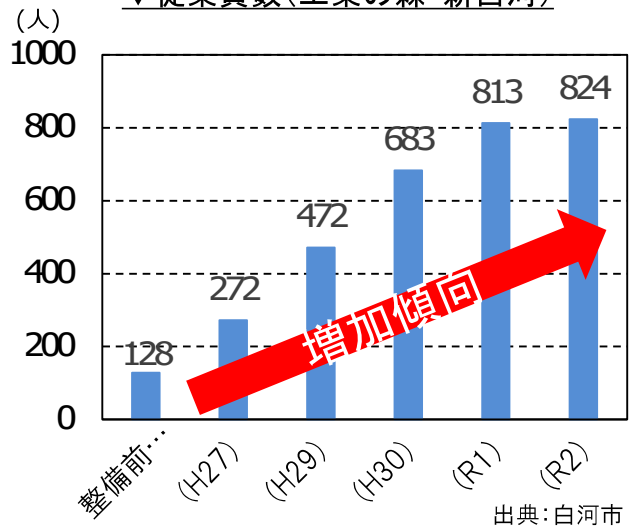
【令和2年12月完成】

【効果】隣接する工業団地の工場新設や増設を誘発、雇用創出に寄与



■東北自動車道の白河中央スマートICから工業の森・新白河までの1.8km区間の現道を拡幅することで、工業の森・新白河への企業進出が増え、雇用の創出に寄与しています。

▼従業員数(工業の森・新白河)



生産  
拡大

# 県内の魅力的な土木建築施設を組み 入れたインフラツーリズムの深化



## 【効果1】インフラと建築施設を観光資源として活用することによる観光交流人口拡大

これまでダムや橋りょうなどのインフラ施設を地域資源として捉え、ふくしまインフラツーリズムの推進に取り組んできましたが、新たに建築文化との相乗によるPRを行い、本県への誘客等による観光交流人口の拡大を図っていきます。



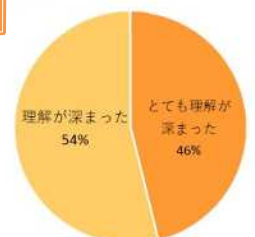
地域の周遊による  
交流人口の拡大



ポータルサイトでは、  
おすすめのモデルコースや  
建築施設の紹介動画を  
掲載しています！

## 【効果2】インフラや建築施設の役割や重要性への理解促進

普段インフラや建築物に触れる機会のない方にも、観光目的での見学や体験を通じて、インフラや建築施設の役割や重要性を知ってもらうきっかけになります。



モニターツアー参加者アンケートでは  
全員が「インフラへの理解が深まった」と  
回答！（R6:回答数26人）



生産  
拡大

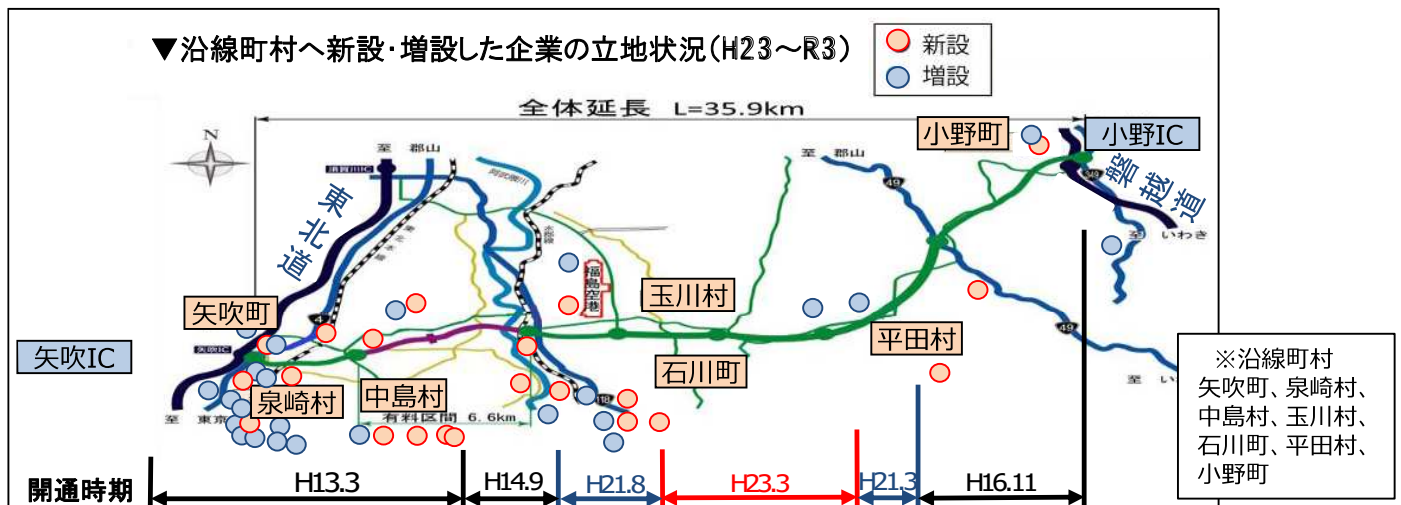
# 物流・生産活動を支える自動車専用道路 沿線に企業が進出、雇用を創出



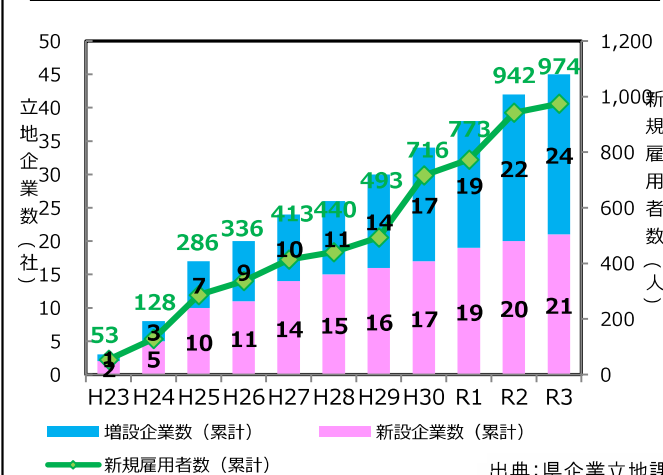
## あぶくま高原道路(矢吹IC～小野IC) (東北自動車道) (磐越自動車道)

あぶくま高原道路(石川母畑IC)付近

【効果】全線開通により沿線町村への企業進出、雇用が拡大



沿線町村への新設・増設した企業数・新規雇用者数



全線開通により、沿線町村へ45社が進出、約970名の雇用を創出。今後も更なる拡大が期待される。



矢吹IC付近の工業団地(写真提供：矢吹町)

生産  
拡大

# 会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消

喜多方ラーメン(喜多方市)



五色沼(北塩原村)



鶴ヶ城(会津若松市)



会津若松北IC

会津地域



## 会津縦貫道

### 会津縦貫北道路(喜多方IC～会津若松北IC)

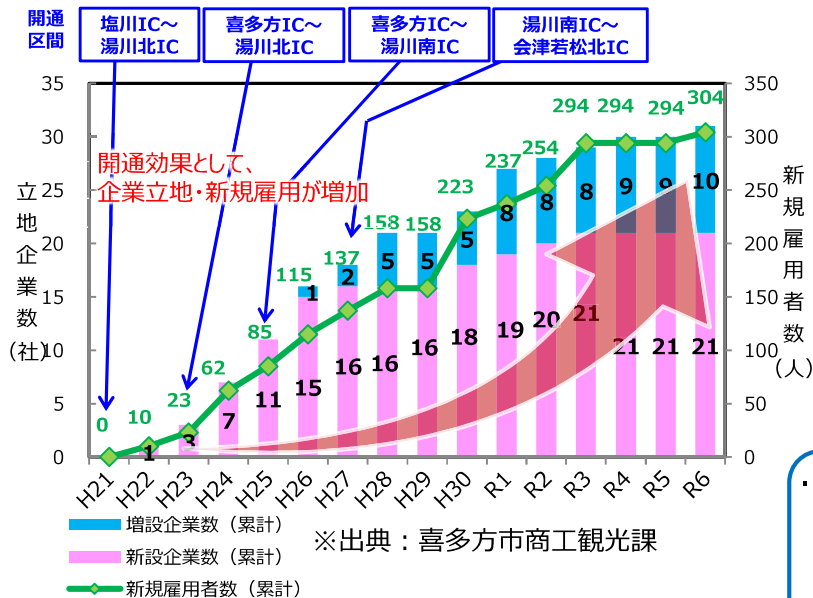
【平成27年9月完成】

地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体として集積規模の拡大を図るための地域高規格道路

#### 【効果1】企業進出、雇用拡大

■喜多方地方への企業進出や雇用拡大など、産業振興の発展に寄与

#### ▼喜多方市へ新設した企業数・新規雇用者数



#### 【効果2】救急搬送時間を大幅短縮

■喜多方方面から第3次救急医療施設である会津中央病院や会津医療センターへの搬送時間が短縮され、救急救命率の向上に寄与



・患者への負担に配慮し、搬送ルートが国道49号から会津縦貫北道路へ変更し、安定した搬送ができるようになった。



#### 【その他の効果】

■磐越自動車道及び会津縦貫南道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確認。

■会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与している。

・開通したことで、観光周遊がスムーズになりました。  
・移動時間に余裕ができたため、他の観光地へも足を伸ばせるようになりました。



# 生産 拡大

## 南会津地域を支える広域道路ネットワーク 高規格道路のミッシングリンクを解消



### 会津縦貫道 会津縦貫南道路(会津若松市～南会津町)

#### 【効果】広域道路ネットワークの強化

- 県土の骨格を成す6本の連携軸の一つである会津軸として、磐越自動車道及び会津縦貫北道路との広域道路ネットワークを形成し、災害時の緊急物資の輸送を可能とする災害に強い交通機能を確認。
- 南会津地域から第3次救急医療施設である会津中央病院へ60分以内で搬送可能な範囲が拡大されることにより、緊急性の高い外傷患者等の救命率が向上する。
- 現道の線形不良区間や幅員狭小区間を回避することにより、走行性や安全性が確保されるため、交通事故が減少する。
- 南会津地域に点在する観光地間の移動時間を短縮することにより、観光振興に寄与する。



会津縦貫南道路の整備がもたらす時間短縮やカーブの減少や路面状況の向上は、患者の命を救うことにつながる。

- ・国道121号には代替路がないので、会津縦貫南道路のように信頼性の高い道路が整備されることは安心感につながる。
- ・冬の通行が楽になるので、運転のストレスが減る。
- ・大内宿に泊まって、日光や山形にも行ける。観光地にゆっくり滞在できる。



#### 現道の状況



生産  
拡大

# 浜通りの水産業の復興を支援

新地町  
相馬市  
南相馬市  
浪江町  
富岡町  
いわき市

### 【請戸漁港】

原発事故が起きた福島第一原子力発電所から最も近くに位置する請戸漁港(浪江町)は、立入制限により工事着手まで約2年半の期間を要しましたが、震災から約10年の歳月を経て、令和3年3月に復旧工事が完了。

## 松川浦・請戸・釣師浜・真野川・久之浜・四倉・豊間・勿来・富岡・小浜

### 第3種漁港

…利用範囲が全国的なもの

### 第2種漁港

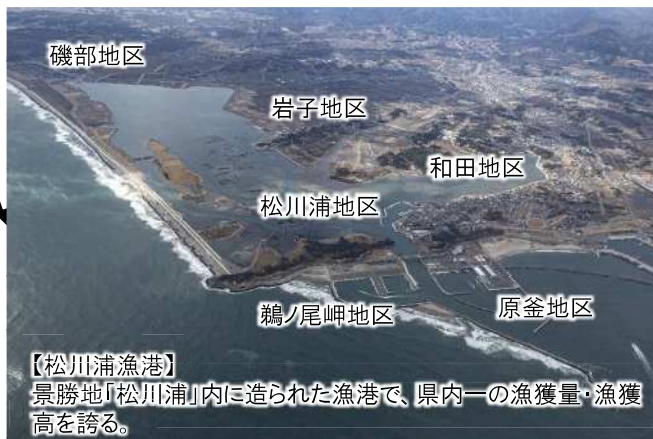
…利用範囲が第1種より広く、第3種に属さないもの

### 第1種漁港

…利用範囲が地元の漁業を主とするもの

東日本大震災により県内の10漁港全てにおいて壊滅的な被害を受けましたが、請戸漁港(浪江町)が令和3年3月に完了したことにより、全ての漁港で復旧工事が完了しました。

また、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震により、松川浦漁港、釣師浜漁港、真野川漁港で再度被害を受けましたが、令和7年3月に全ての復旧工事が完了しました。



### 【松川浦漁港】

景勝地「松川浦」内に造られた漁港で、県内一の漁獲量・漁獲高を誇る。



### 【豊間漁港】

平成29年に沼之内支所魚市場が再開され、多くの新鮮な魚が水揚げされている。

【効果1】東日本大震災で被災した岸壁や防波堤の復旧により、水産物の安定供給が可能に！

○岸壁や防波堤等の復旧(松川浦漁港 鵜ノ尾岬地区)



令和2年度までに全ての漁港の復旧が完了。漁港の復旧とともに、平成24年6月から始まった試験操業は、令和3年3月末に終了し、令和3年4月から本格操業への移行期間となりました。今後は水産物の生産・流通が震災前の水準へ徐々に戻っていくことが期待されます。



出初め式(請戸漁港)



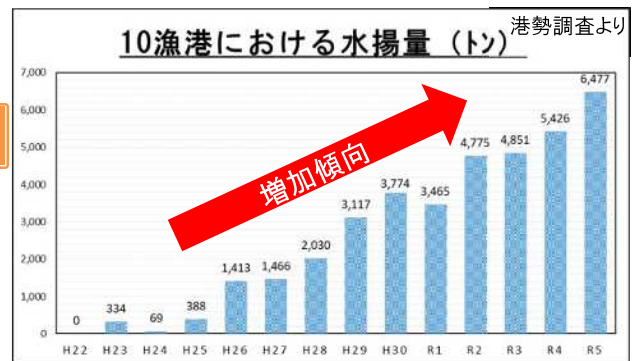
競りの再開(請戸漁港)

漁港復旧・復興の工事経過

■ : 工事実施(海岸含む)

漁港名	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	備考
釣師浜漁港(新地町)	■	■	■	■	■	■	■	■			
松川浦漁港(相馬市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
真野川漁港(南相馬市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
請戸漁港(浪江町)			■	■	■	■	■	■	■	■	避難区域
富岡漁港(富岡町)				■	■	■	■	■	■		避難区域
久之浜漁港(いわき市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
四倉漁港(いわき市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
豊間漁港(いわき市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
小浜漁港(いわき市)	■	■	■	■	■	■	■	■			
勿来漁港(いわき市)	■	■	■	■	■	■	■	■			

※請戸漁港は平成29年3月31日、富岡漁港は平成29年4月1日に避難区域解除



【効果2】漁港施設を活用した地域の取組を支援

四倉漁港(いわき市)の「道の駅よつくら港」や松川浦漁港(相馬市)の「浜の駅松川浦」など、豊かな水産資源を活かした地域の取組が活性化しています。



四倉漁港「道の駅よつくら港」



松川浦漁港「浜の駅 松川浦」グランドオープン(R2.10月) 写真提供: 相馬市観光協会

# 生産拡大

## 福島・宮城・山形を包含した広域経済圏を支える海の玄関口の整備

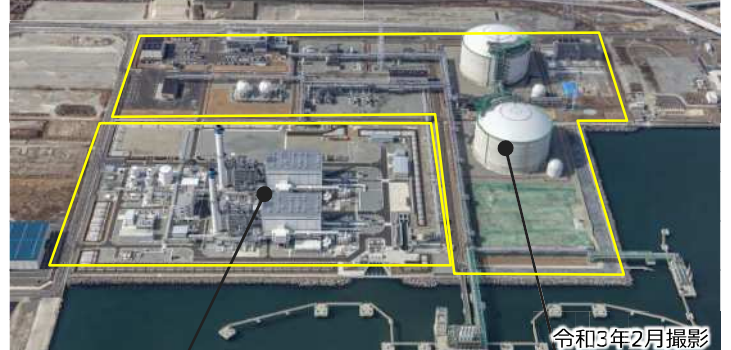


### 【効果1】

- 臨港道路の4車線化により利便性が向上し、**港湾機能が活性化**
- **新たな企業が立地し、取扱貨物量が増大**

### 【効果2】国、県、民間事業者が一体となった港湾整備により、**新規雇用の創出に寄与**

#### 4号ふ頭地区埋立造成事業



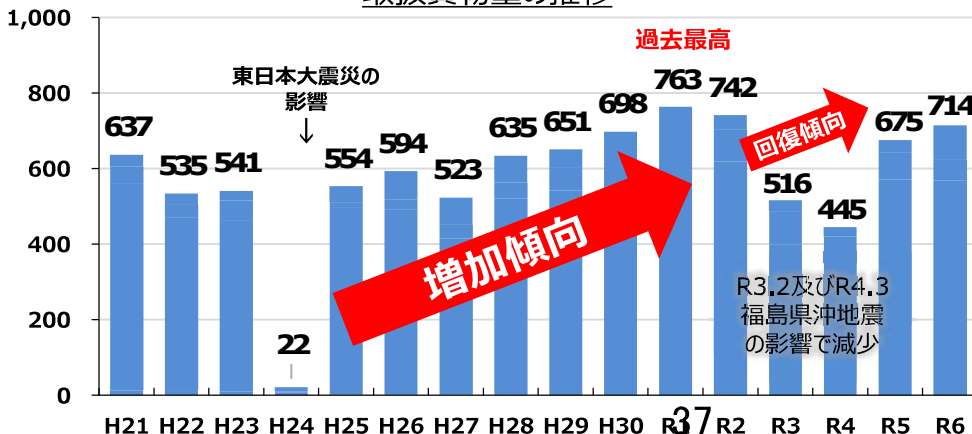
＜福島天然ガス発電所＞  
 (令和2年5月営業運転開始)  
 ・建設投資：約1,400億円  
 ・新規雇用：約100人

＜相馬LNG基地＞  
 (平成30年3月操業開始)  
 ・建設投資：約600億円  
 ・新規雇用：約100人



(万トン)

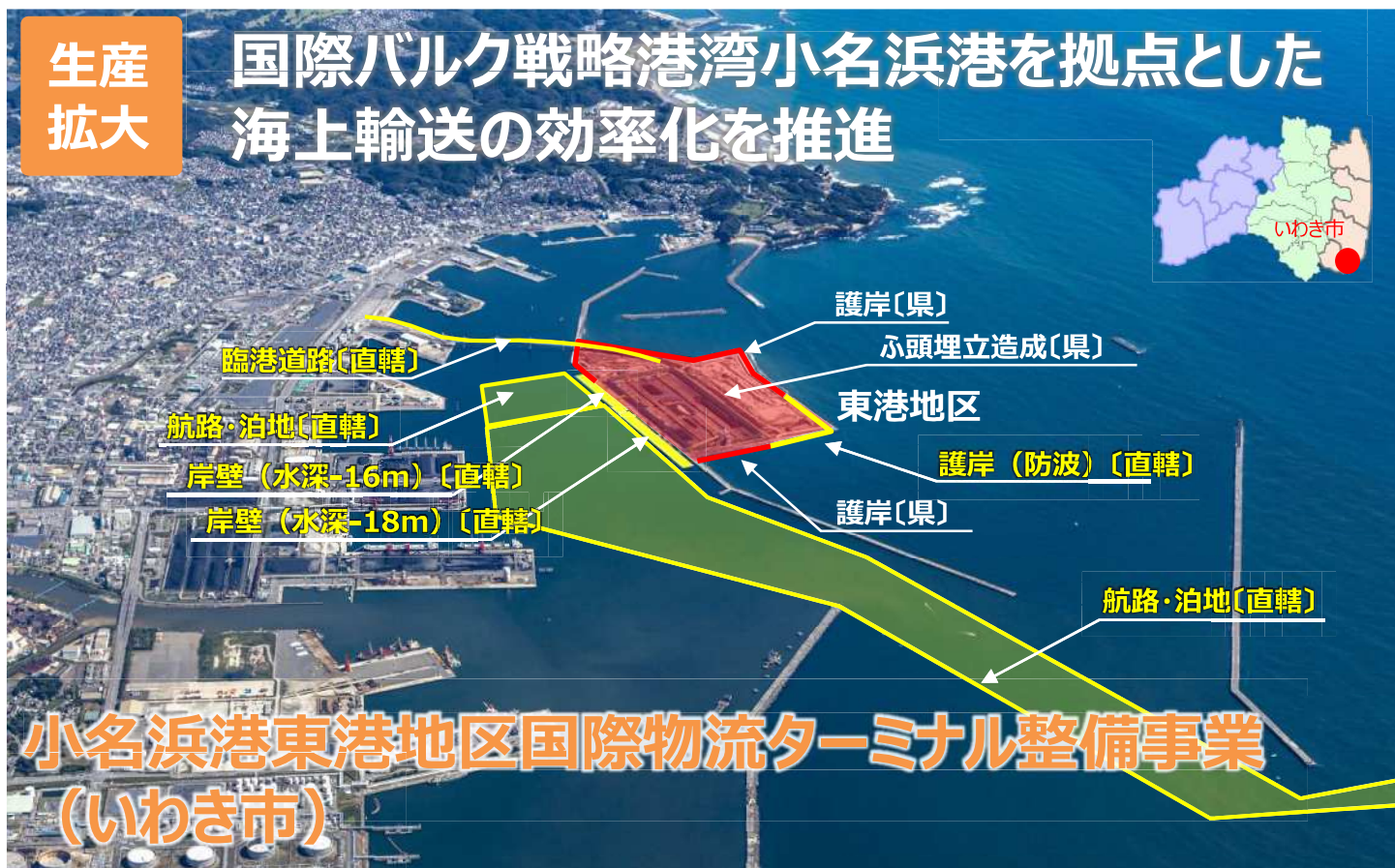
### 取扱貨物量の推移



国、県が一体となって、土地の埋立造成や防波堤、臨港道路の整備を行い、港湾機能の向上を図ることにより、民間事業者の大型投資による**企業立地**が実現し、**新規雇用の創出**や**取扱貨物量の増加**に寄与。

生産  
拡大

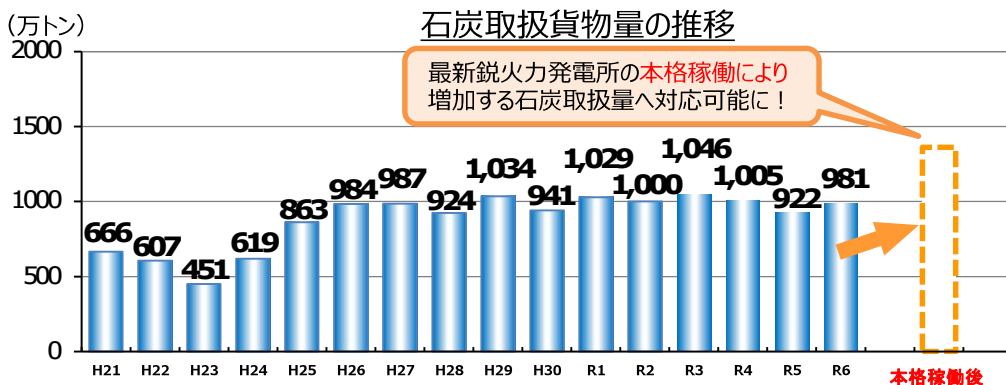
# 国際バルク戦略港湾小名浜港を拠点とした 海上輸送の効率化を推進



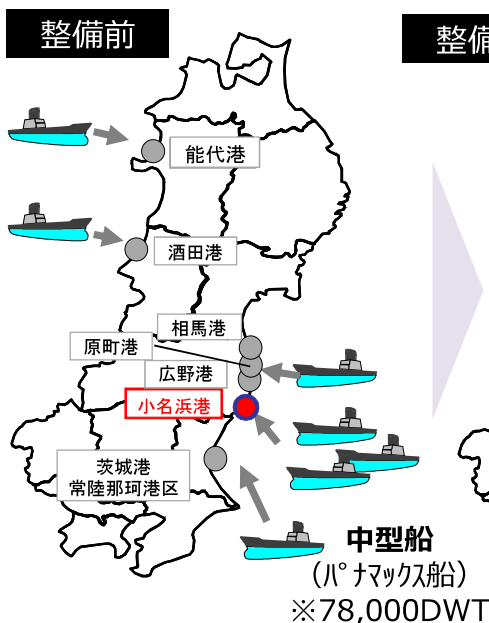
## 小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業 (いわき市)

【効果1】東日本地域におけるエネルギー拠点としての役割を果たします

大水深(水深-18m)岸壁や野積場を拡張することにより、船舶の沖待ち解消や、大量かつ安価な石炭を取り扱うコールセンターとして荷役機能が効率化され、東日本地域のエネルギー拠点としての役割が期待されます。



【効果2】大型船が接岸できる岸壁を整備し、貨物大量一括輸送によりコストを低減



大型船が接岸できる大水深岸壁をもつ東港地区は、令和4年6月に全面供用を開始し、より効率的な海上輸送が可能となりました。

生産  
拡大

# 効率的なコンテナ貨物の荷役を実現

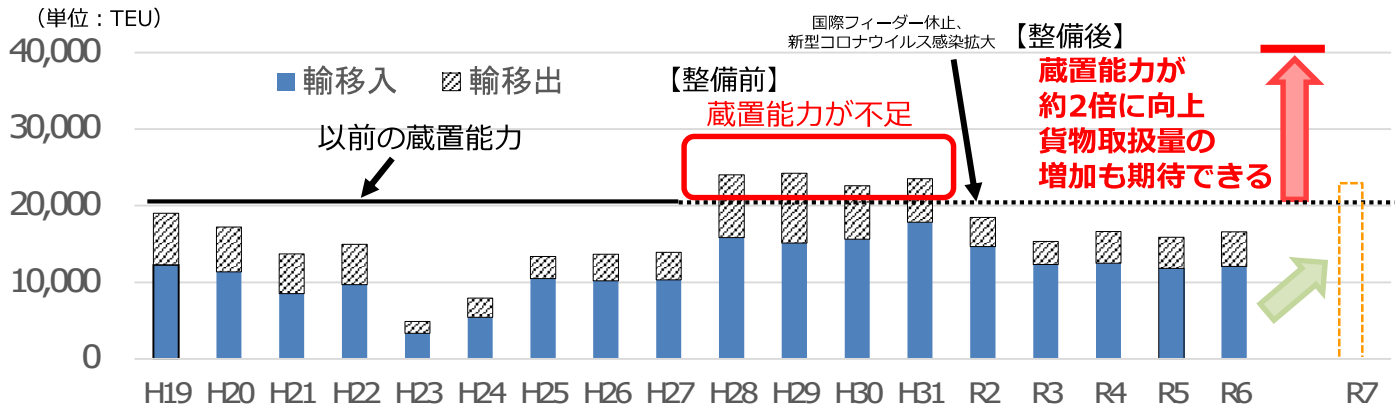
## 小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナル 機能強化事業（いわき市）



**【効果1】 コンテナヤード拡張により、コンテナ貨物の蔵置能力が約2倍に向上**

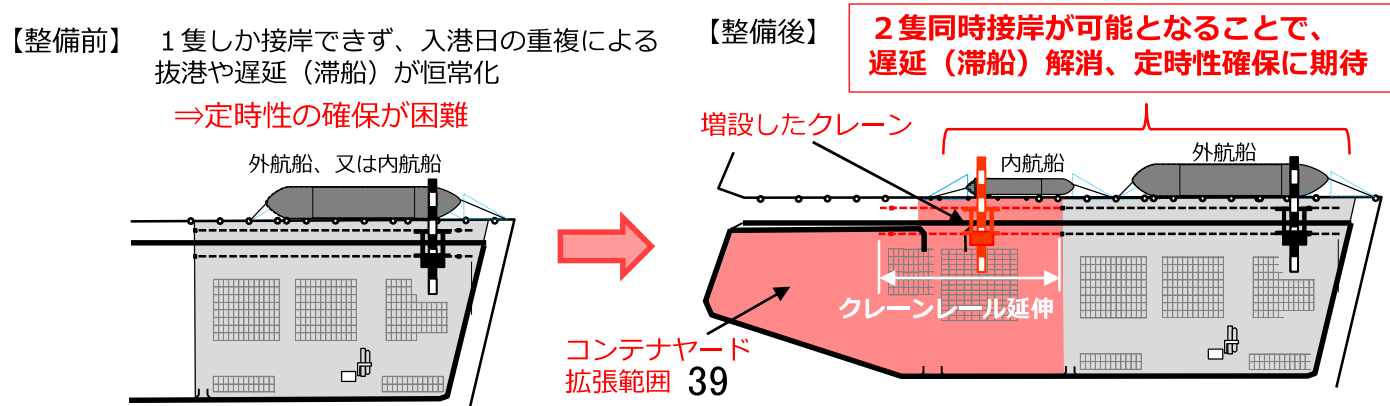
平成28年以降に急増したコンテナ貨物取扱量に対応するため、蔵置能力の向上が求められていました。令和3～6年度にかけてコンテナヤード拡張工事を実施したことで、蔵置能力は約2倍に向上しました。令和7年のコンテナ貨物取扱量は、令和6年に比べて大きく増加する見込みであり、今後の物流拠点としての役割がますます期待されます。

小名浜港のコンテナ貨物取扱量の推移



**【効果2】 クレーン増設・レール延伸により、2隻同時接岸による効率的な荷役が可能に**

令和3～6年度にかけてコンテナクレーン増設、クレーンレール延伸を実施したことで、コンテナ船の2隻同時接岸が可能となりました。これにより、さらなる荷役の効率化が期待されます。



生産  
拡大

# 歴史的建造物の保存と 観光資源としての活用

会津若松市・猪苗代町



既存水門を活用した治水管理(洪水調節機能を付加)

明治13年完成の十六橋眼鏡石橋水門を、大正3年に改築されて以来80年余りを経た十六橋水門は、コンクリート造りの水門施設として国内最古の貴重な近代土木遺産

歴史的景観を変えずに補強、改修

## 十六橋水門(会津若松市・猪苗代町)

【効果】歴史的建造物として保存し、安積疏水関連施設見学者が増加傾向

十六橋の由来は西暦800年頃まで遡るとされており、安積疏水事業で会津方面へ流出する水量を調節し、郡山方面へ引水する流量を確保するための水門として改築され、現在は猪苗代湖から日橋川への洪水調節機能も付加することにより、**治水・利水上重要な役目を果たしているとともに、歴史的な価値が非常に高い。**

歴史的景観を変えずに補強、改修したことで貴重な土木遺産を保存するとともに、**重要な治水機能**を有するだけでなく、**観光資源・安積疏水のシンボル**としての役割も果たしている。

- 平成14年  
土木学会選奨土木遺産を受賞
- 平成22年  
近代化産業遺産群続33「東北地方の産業振興の基礎を築いた水資源・交通・都市基盤整備の歩みを物語る近代化産業遺産群」構成遺産の一つとして認定
- 平成28年  
日本遺産「未来を拓いた「一本の水路」—大久保利通“最後の夢”と開拓者の軌跡」構成文化財の一つとして認定

歴史的景観を変えずに補強、改修を実施

### ■堰柱補強・改修



施工前



施工後

### ■水門設備改修



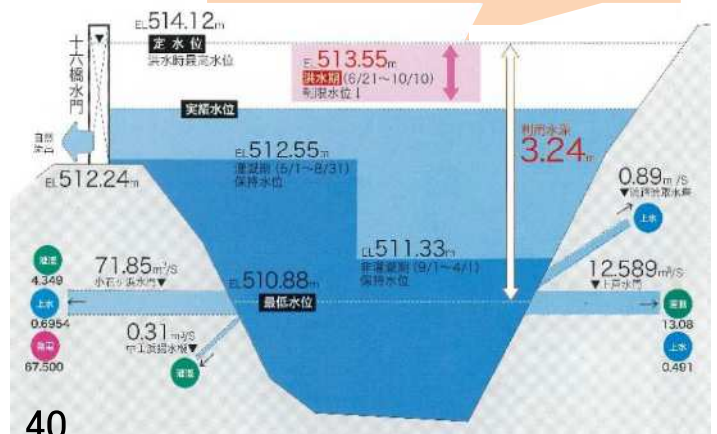
施工前



施工後

十六橋水門の改修による治水機能の確保

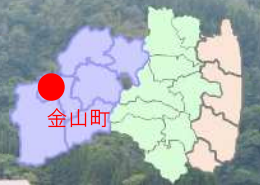
水門設備の改修とともに治水容量  
6,000万m<sup>3</sup>を確保



安全  
安心

# 市町村の課題解決に向けた支援

～県代行による市町村道の整備～



## 県代行事業 中川大栗山線(金山町)

【令和7年10月供用開始】

※県代行事業期間:平成21年度～令和7年度



▲令和7年10月17日 開通式

【before】 現道状況



車両のすれ違いが困難



急カーブ・急勾配

【after】 橋梁3橋を含む約1.2kmを整備



至国道252号



東沢橋

【効果】幅員狭小・急勾配・急カーブ区間の解消により、安全で円滑な通行を確保。



安全で円滑な  
通行確保



本路線は、生活道路としてはもとより観光道路としても重要な路線であり、町内主要3地区(中川、沼沢、小栗山)を結ぶ「トライアングルロード整備計画」の一環として道路整備を進め、安全で円滑な通行を確保することができました。

安全  
安心

# リダンダンシーを確保し災害に強い強靱な 道路ネットワーク



## 国道118号 小沼崎バイパス (下郷町) 【令和6年3月完成】

▲令和6年3月3日に開通した小沼崎バイパス

### 【効果】災害時の安全な通行を確保

令和6年5月7日に発生した倒木により、旧道が一時通行止めとなりましたが、小沼崎バイパスの整備により、大幅に迂回することなく、安全な交通が確保されました。



会津縦貫南道路4~5工区の完成により、10分短縮



倒木による通行止め状況

安全  
安心

自然災害に脆弱な道路のバイパス化により、  
緊急輸送路の通行を確保



いわき石川線 才鉢工区  
(いわき市)  
【令和4年3月完成】



▲令和4年3月24日に開通した才鉢工区

平成18年豪雨による旧道の被災事例



至 石川町

土砂崩落が発生

令和元年台風19号による旧道の被災事例



至 石川町

法面崩落が発生

【効果】年間を通じた安全・安心な通行を確保。

現道部

・令和元年台風19号（連続雨量約256mm）により、法面崩落の被災を受け、22日間の通行止めが発生

バイパス整備部

R5.9月  
台風時に  
被災なし

台風13号（連続雨量約183mm）による通行止めなし

安全  
安心

# 既存施設の老朽化対策と 適切な維持管理による道づくり



## 国道288号 原歩道橋(郡山市)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

【before】 補修前(令和6年6月)

【after】 補修後(令和7年3月)



腐食防止機能を更新



施設の  
老朽化対策

【効果】既存施設の老朽化対策

- ・老朽化により腐食した箇所について **塗装工** を施工しました。
- ・腐食防止を行ったことで、歩道橋の **老朽化対策** を図りました。

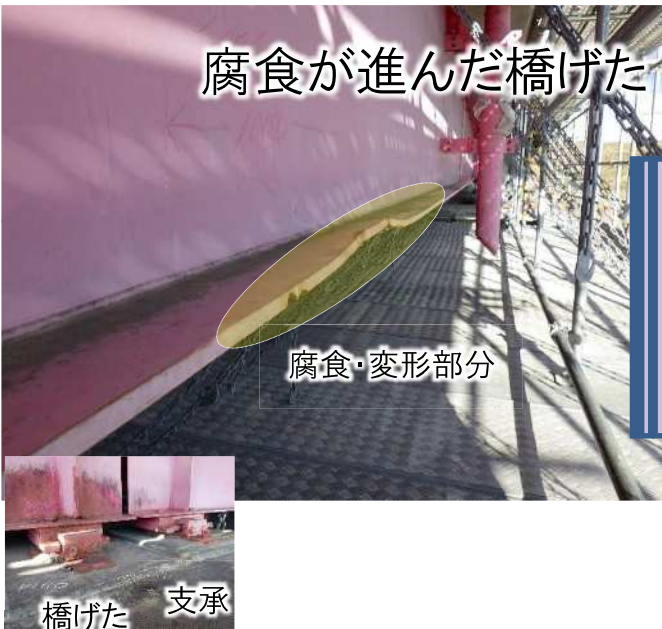


**(一) 浪江鹿島線  
北台木橋(南相馬市)**

**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**

【before】 補修前(令和6年4月)

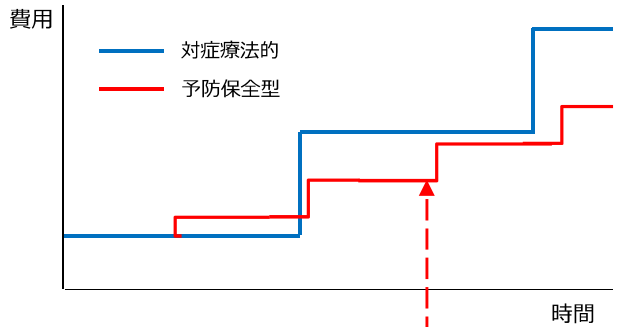
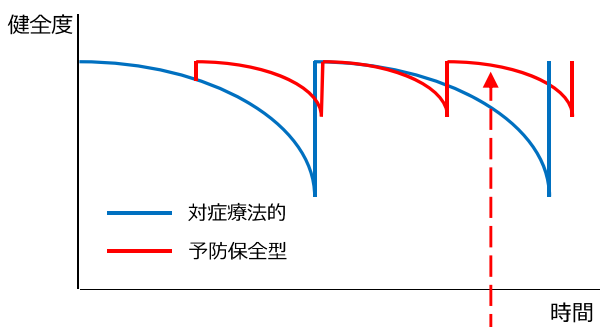
【after】 補修後(令和6年10月)



**施設の  
老朽化対策**

**【効果】既存施設の老朽化対策**

- ・ 腐食が進んだ鋼製の橋げたと支承（上部構造と下部構造の間の部材）の塗装を塗り替え、橋げたにあて板を取り付け、橋の老朽化対策を実施し県民の安全・安心を確保しました。
- ・ 計画的な対策により寿命を延ばし、補修コストの縮減が図られます。



損傷が小さいうちに予防的な修繕を行うことで、修繕に係るトータルのコストを縮減！

安全  
安心

歩道整備により歩行空間を確保し、  
通学児童の安全性を向上



母畑白河線  
木ノ内前工区(泉崎村)

【before】整備前

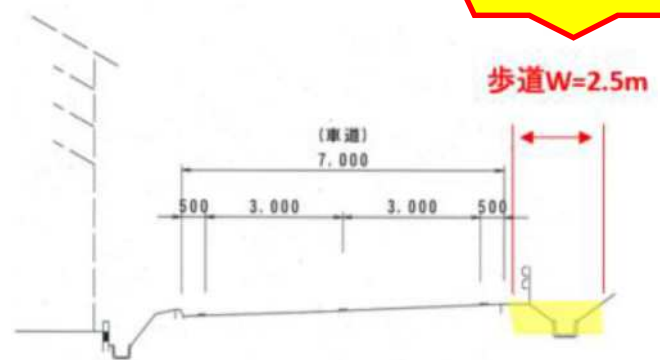


【after】整備状況(令和5年11月)



【効果】歩道整備により、通学児童の安全・安心な通行を確保。

安全な  
通行確保



安全  
安心

# 令和4年3月発生 of 福島県沖地震における 橋梁の耐震補強対策の効果

福島市



上名倉飯坂伊達線  
医王寺橋(福島市)

【対策内容】落橋橋脚の倒壊等を防ぐため、橋台の桁受部の拡幅及び橋脚の補強(コンクリート巻き立て)を実施(令和3年3月完了)

令和4年3月地震による被害はなく、橋梁の機能を確保

## 《 対策未実施の場合 》

○耐震補強未実施の場合は、大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊が発生する場合があります。

## 《 対策状況 》



震度6弱の地震後でも、落橋・橋脚倒壊、路面の段差など通行不能となるような被害は無く、橋梁の機能を確保することができました。

【効果】耐震性能の強化により、大規模地震後においても円滑な交通機能の確保が可能



地震後においても通行止めを行うことなく、円滑な交通機能を確保することができました。

安全  
安心

# 道路整備により 安全な通行と地域間交流・物流を支える



## 郡山湖南線 三森工区(郡山市)

【令和3年11月完成】

【before】整備前

【after】完成後(令和3年)



幅員狭小・線形不良

至 郡山市街地



至 郡山市街地

至 郡山市湖南町

【効果】安全・安心な通行を確保。広域的な交流・物流の活性化や観光振興も支援。

バイパス整備により安全で円滑な通行を確保され、また、  
猪苗代湖や布引高原などの観光地へのアクセス性も向上  
し、観光振興にも貢献することが期待されます。

三森工区 全体延長 L=6,622m



猪苗代湖(郡山市HPより)



布引高原(郡山市観光協会HPより)

安全  
安心

# 台風13号豪雨における 河川改修事業効果



【after】対策後



## 夏井川(いわき市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】令和元年東日本台風 被災直後



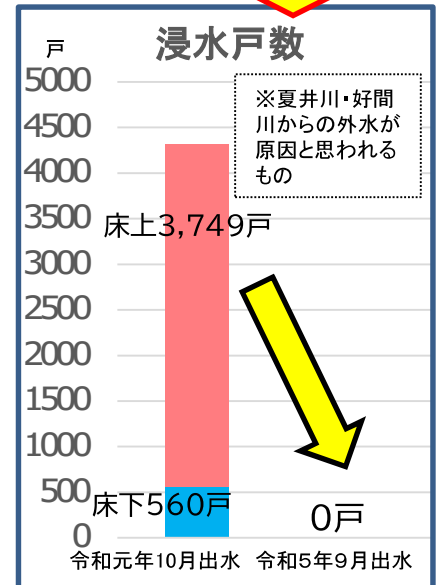
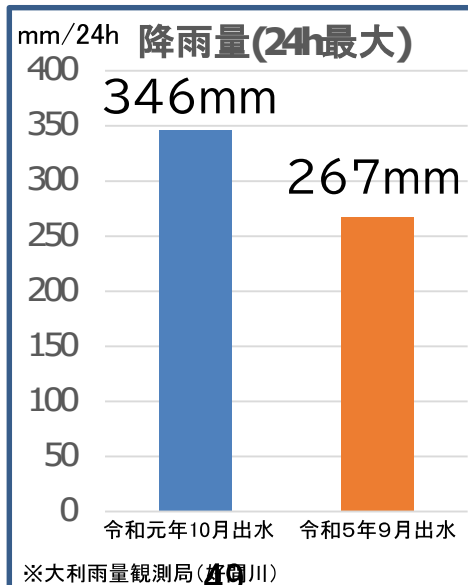
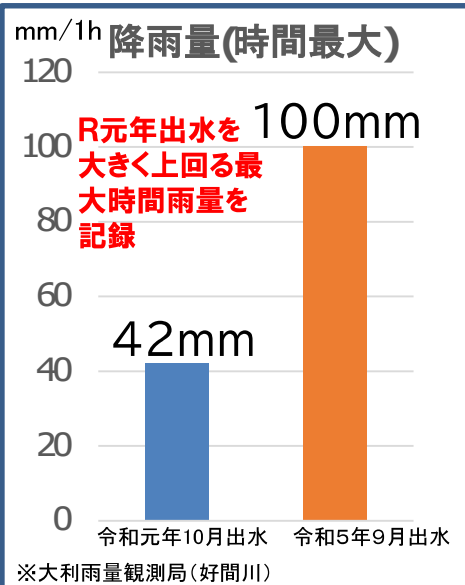
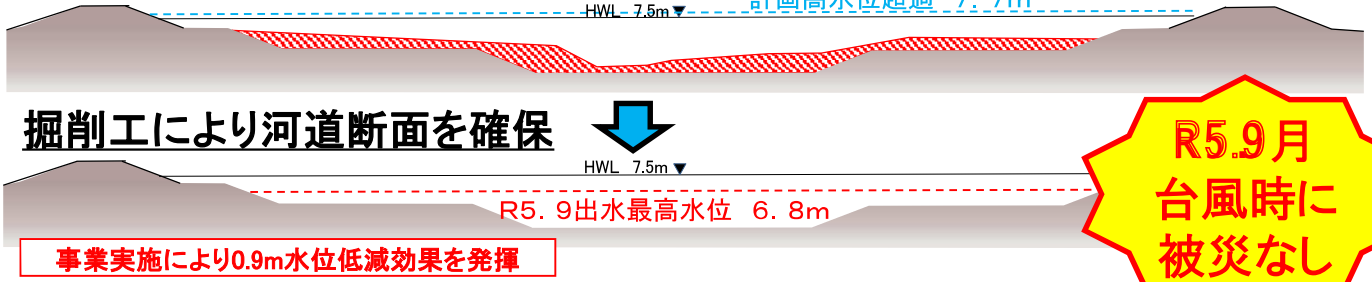
地域住民の声

河川改修の効果で水位が  
**あまり上がらなかった**ので、  
安心していられた。  
(地域住民)



【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。  
令和5年9月8～9日の台風13号においては夏井川・好間川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

【夏井川 鎌田水位観測局付近 横断面図】 事業実施前の断面でR5.9出水が起きていたと想定した場合  
計画高水位超過 7.7m



安全  
安心

# 令和5年台風13号豪雨における 河川改修事業効果



【after】対策後



【before】令和元年東日本台風 被災直後



## 宇多川(相馬市) 防災・減災、国土強靱化対策

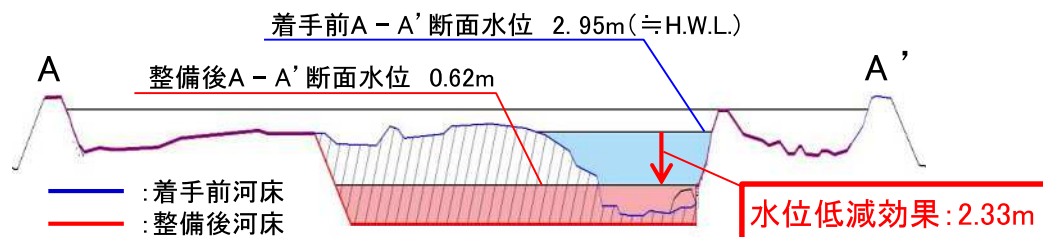
地域住民の声

河川改修により、以前ほど  
水位が上がらなくなったの  
で、安心できた。



【効果】河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。  
令和5年9月8～9日の台風13号においては宇多川・小泉川沿川で外水氾濫は発生しなかった。

北飯渚地区の河道掘削が完了している区間において、R5年9月発生台風13号  
(9/8～9/9)の雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、約2.3mの水位  
低減効果が確認できた。



樹木伐採・河道掘削着手前  
(令和2年9月撮影)



樹木伐採・河道掘削整備後  
(令和4年7月撮影)



安全  
安心

# 令和元年東日本台風以降の

## 河道掘削効果

# 大森川(福島市)

## 防災・減災、国土強靱化対策

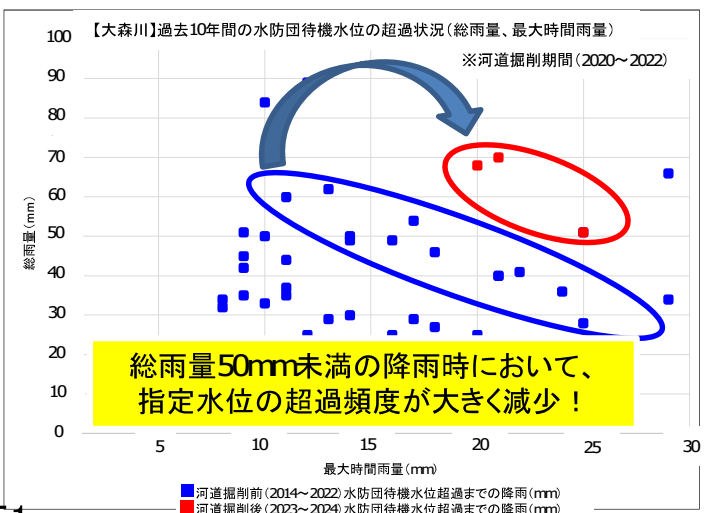
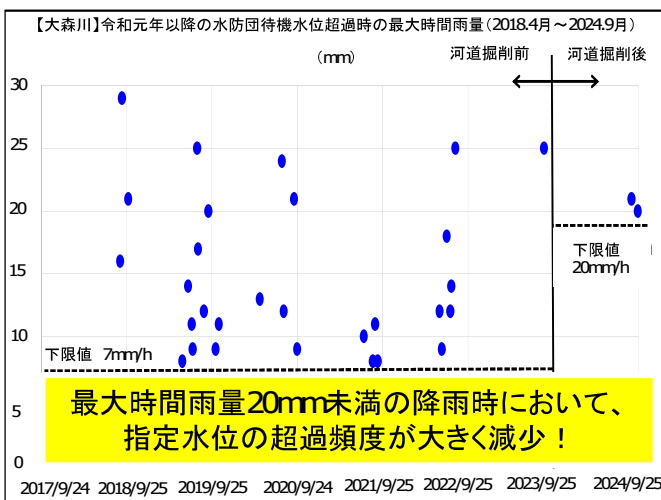


### 【効果】

- 河道掘削及び伐木・除草により河川断面が大きくなり、出水時の水位低減効果を発揮。
- 対策後においては大森川での出水による水位上昇の頻度が大きく減少した。

大森川の河道掘削実施後、雨量・水位を基に事業効果を検証した結果、**水防団待機水位の超過頻度が大きく減少していることが確認できた。**

【水防団待機時の雨量下限値 河道掘削前: 7mm/h 河道掘削後: 20mm/h】



安全  
安心

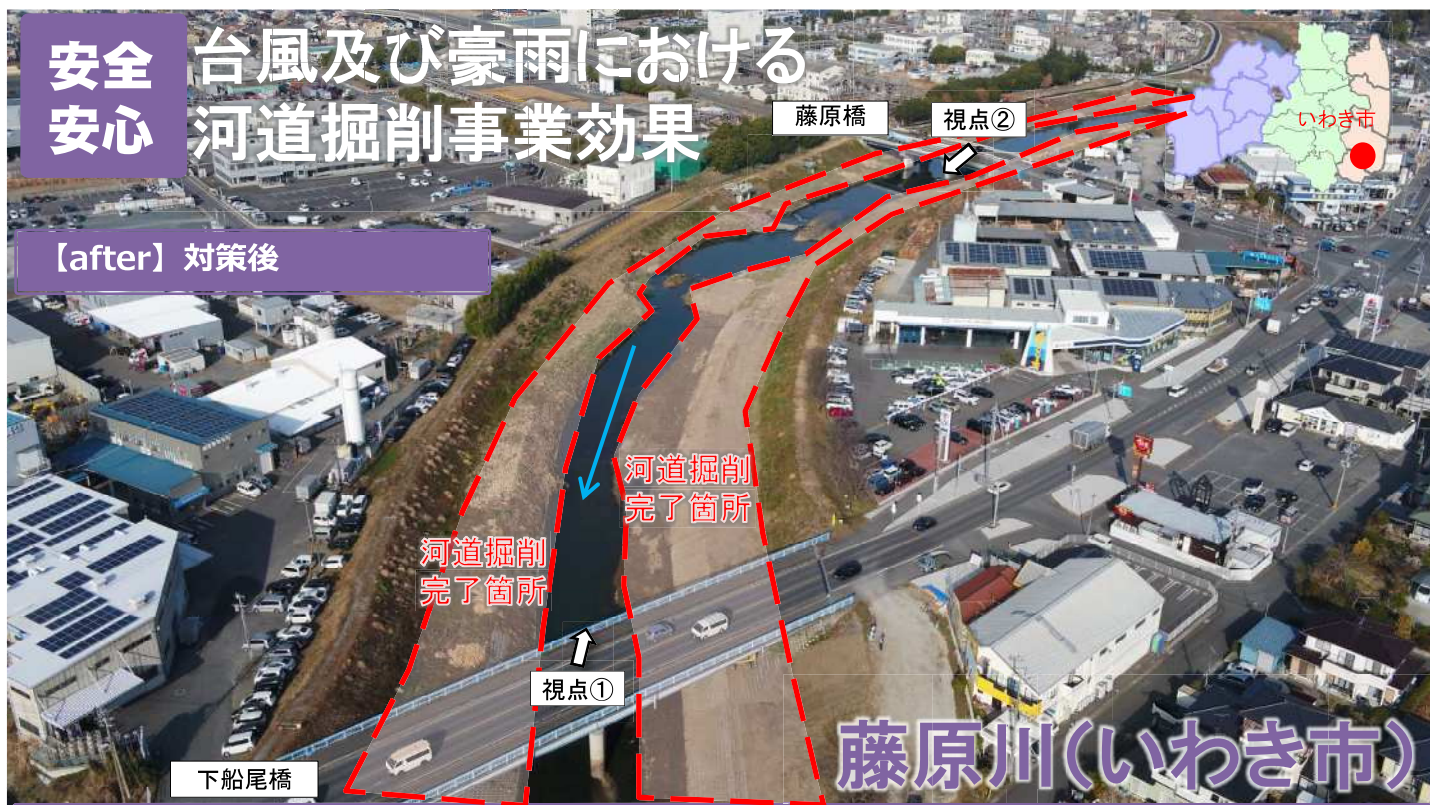
# 台風及び豪雨における 河道掘削事業効果

藤原橋

視点②

いわき市

【after】対策後



## 藤原川(いわき市)

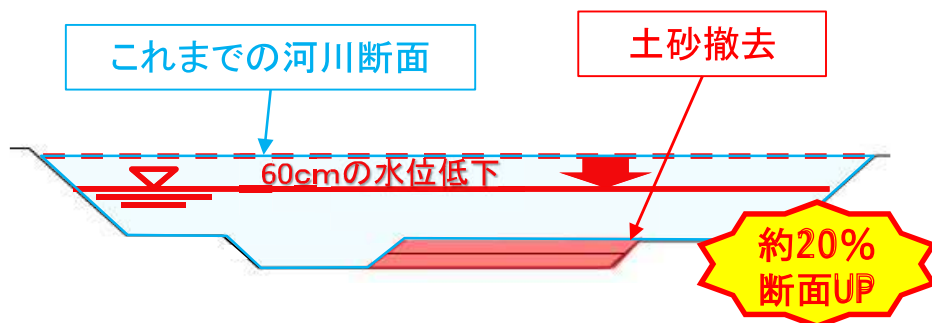
【before】対策前

視点①：下船尾橋から上流を望む

視点②：藤原橋から下流を望む



【効果】河道掘削と伐木・除草により河川断面が大きくなり、水位低減効果を発揮。  
 R6、7年に発生している台風や豪雨でも藤原川沿川で外水氾濫は発生しなかった。



これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約20%増えました。

【地域住民の声】



・近年ゲリラ豪雨や線状降水帯がいつ発生してもおかしくない状況だったため、土砂の掘削や草刈りをしていただき**少し安心**することができた。  
 ・以前は堤防まで草が生い茂っていたが、**景観も良くなり**、散歩コースになりました。

安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】対策後



【before】対策前



## 広瀬川(伊達市) 防災・減災、国土強靱化対策

【効果】

河川の断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待。  
また、河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行った。

R6,7年で  
被災無し

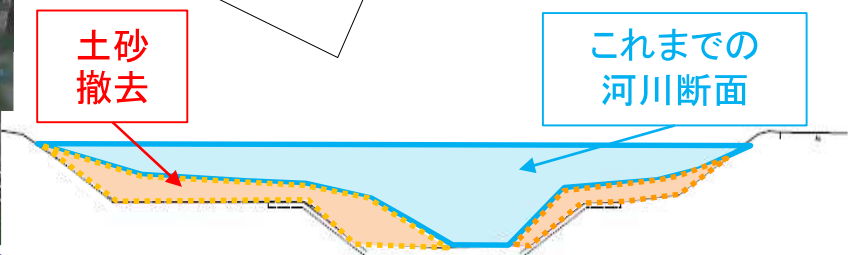
※連続雨量90mm  
(R6. 8. 16-17月館観測所)



これまでは、河道内に土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、**約30%増えました。**

土砂  
撤去

これまでの  
河川断面



【地域住民の声】



令和元年台風以降、河川の中の土砂が川を狭くしており災害にならないかと気になっていたが、土砂を撤去してもらったことで、**川が広くなり安心している。**併せて、木も切ってもらえたので、川がきれいになったと感じている。

安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】整備状況



【before】被災状況(令和元年10月)

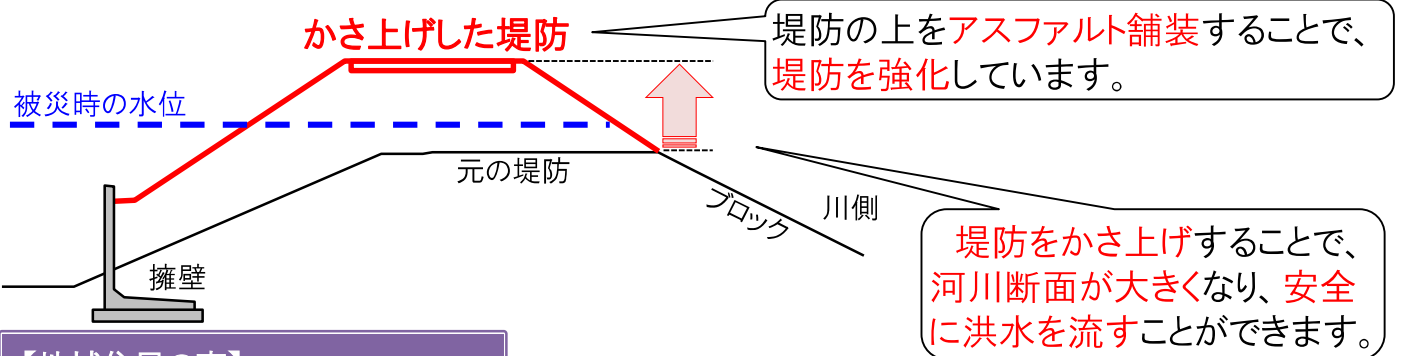
堤防が延長15mにわたり決壊し、  
周辺の住宅が浸水するなどの被害が発生

阿武隈川(本川)と合流

## 濁川(福島市)

令和元年東日本台風からの復旧

【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



【地域住民の声】



「何が起こるかは分からないが、決壊した箇所の整備が終わり、堤防も高くなったから安心して生活できるよ。」

「愛着のある河川だから、新しい堤防も地域で草刈りを行っていく。」  
「堤防が復旧しても、あの日以来、自分で雨量を確認するようになった。」



安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】対策後



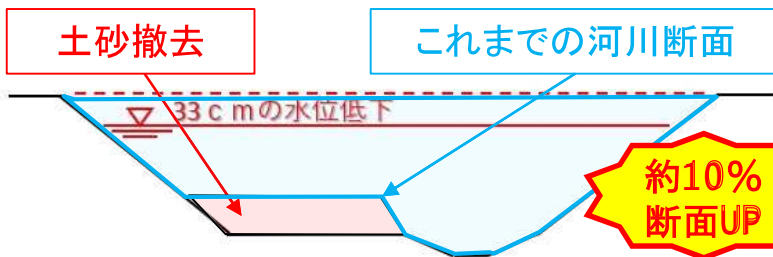
## 谷田川(郡山市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前

堤防背後に工業団地があり、  
堤防の決壊で浸水被害が発生



【効果】堤防補強により、浸水被害の解消・軽減に期待



これまでは、河道内土砂が堆積しており、洪水時に河川の流れを阻害していましたが、土砂を撤去することで河川断面が、約10%増えました。

【地域住民の声】



工事で溜まった土砂を取り除いてもらったことで、安全性が増し、以前より安心して生活できる。  
これまで、草木が生えて鬱蒼としていたが、川の姿が見えて、より親しみが持てるようになった。

安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る

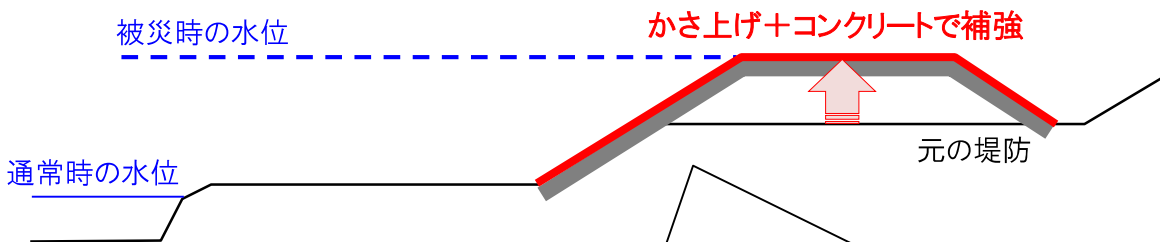


## 社川(白河市) 令和元年東日本台風からの復旧

【before】被災後(令和元年10月)



【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待



堤防をかさ上げすることで河川断面が大きくなり、かつ、堤防をコンクリートで補強することで洪水に強い堤防となりました。

【地域住民の声】



壊れた堤防は補強され復旧が終わり、安心しています。  
社川には土砂もたまっていて、水量が多くなると危険なので、川底にたまった土砂をさらってもらえると、さらに安心して暮らせる。

安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る



【after】対策後



河道掘削  
完了箇所

湯川

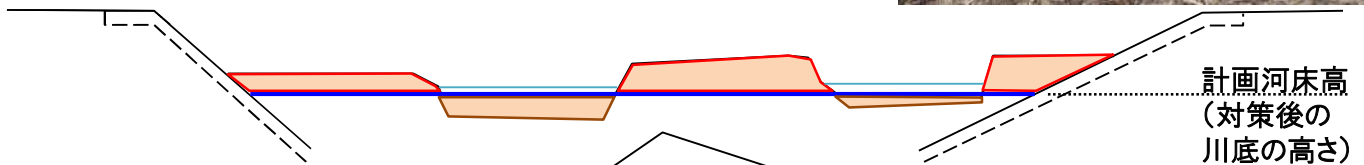
河道掘削  
完了箇所

【before】対策前



湯川

## 湯川(会津若松市) 防災・減災、国土強靱化対策



深掘れしている川底の凸凹を整える(河床整正)ことで、洪水に備えます。

【効果】河床整正とダムの洪水調整により河川の水位を低下(令和元年東日本台風)



令和元年東日本台風(令和元年10月12日～13日)時に、東山ダムでは134万m<sup>3</sup>(東京ドーム約1杯分)の洪水を溜め、下流の河川の水位を約1.0m低下させました。



ダムの洪水調整により約1.0m  
河道掘削の効果により約0.3m  
合計約1.3m水位低下  
⇒ **浸水被害なし**

【地域住民の声】



- ・住宅側に石を並べてもらったおかげで浸食されないので安心できるよ。
- ・景観も良くなり、河川に親しみが持てるようになりました。工事の後は散歩や遊んでいる人が増えました。
- ・台風が来ても大きな被害がなく良かった。

安全  
安心

# 浸水被害から地域住民の 安全・安心な暮らしを守る

喜多方市

【after】対策後

河道掘削  
完了箇所

田付川

河道掘削  
完了箇所

## 田付川(喜多方市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前



田付川



田付川

【効果】河川断面が大きくなり、氾濫防止や被害軽減に期待

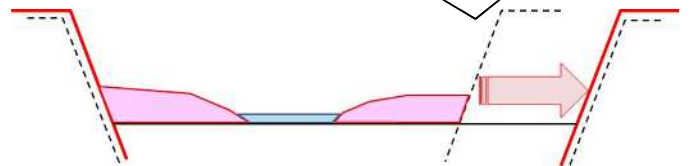
R4.8月  
豪雨時に  
被災なし

※連続雨量270mm  
(R4.8.3喜多方観測所)



田付川

川幅を広げ、また、河川内の土砂を撤去  
したことで、安全に洪水を流すことができる  
ようになりました。



【地域住民の声】



護岸が綺麗に整備されたので、  
大雨が降っても、前より安心で  
できるようになった。  
(地元行政区長さんの声)

【Topic】景観に配慮した護岸を整備



観光客が多く訪れるエリアであるため、  
石積ブロックを採用し、魅力的な河川  
景観を創出しました。

安全  
安心

# 河川改修による 市街地の安全・安心と親水性の向上



【before】被災直後(昭和61年8月)

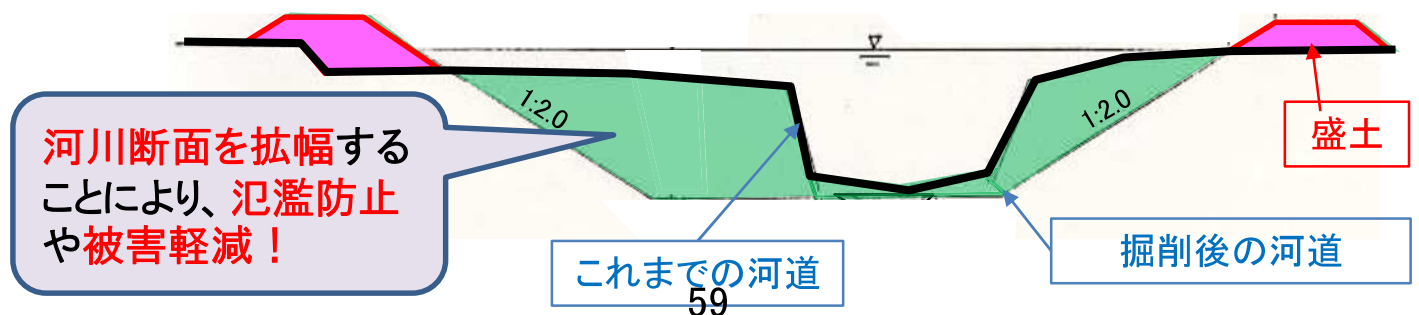
【after】整備状況(令和3年度)



車川の合流付近の河川改修工事(令和4年3月)

## 【効果】 河川改修により安心・安全の確保

現在、甚大な被害を受けた昭和61年8月台風第10号と同規模の降雨となった場合でも、洪水による浸水被害を解消できるよう、河道の拡幅や護岸等の整備を進めています。



安全  
安心

# 台風及び豪雨における 堤防補強事業効果



【after】対策後



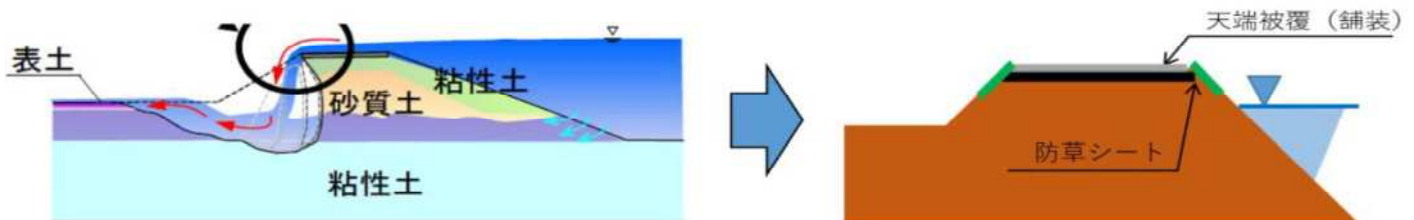
## 五百川(本宮市) 防災・減災、国土強靱化対策

【before】対策前



【効果】

河川の堤防を補強するため、堤防天端の舗装を行いました。  
堤防への雨水の浸透を抑制し、越水時の侵食から堤防を守ります。



【地域住民の声】



- ・ 河川の背後には工業団地が立地しており、堤防を舗装したことにより、水位が上がっても決壊の恐れが低くなり、**これまでより安心して仕事ができる。**
- ・ これまでは草が生い茂っており、河川全体の景観が良くなかったが、防草シートにより草が生えてくる心配がなくなり、**河川全体の景観が良く見える。**

安全  
安心

# 平成23年7月新潟・福島豪雨からの復旧 洪水から地域の安全・安心を守る

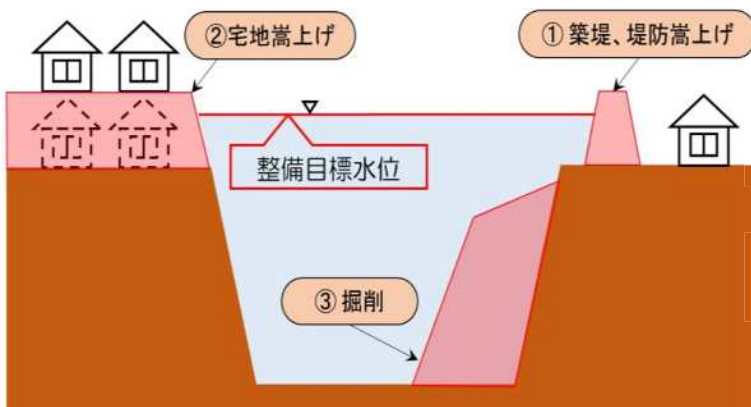


## 只見川河川改修(只見川沿川地域)

平成23年7月新潟 福島豪雨

平成23年7月27日から30日にかけて福島県会津を中心に記録的な大雨となりました。特に、28日から30日にかけて前線が停滞し、会津西部に位置する只見町の観測所では、4日間の総降水量が711.5mmに達し、只見川(只見町～会津坂下町)では堤防等が決壊し家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

【只見川河川改修事業】 洪水から地域の安全・安心を守る！



＜只見川沿川24地区において河川改修事業を実施中＞

- ・土地の低さが低い土地において、浸水被害を防ぐために「①築堤、堤防嵩上げ」や「②宅地嵩上げ」を行います。
- ・河川の水位を下げるために川幅を広げる「③河道掘削」を行います。

【before】整備前

【after】整備後



R2年度から築堤工に着手し、R4年度に完成

安全  
安心

# 土砂災害から命や財産を守り、 地域の安全・安心を確保



【after】対策済(法砕工)

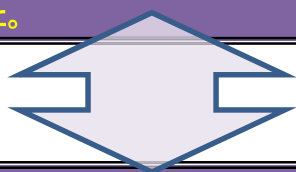
保全人家



## 駒谷(いわき市内郷地区)

R5.9月  
台風時に  
被災なし

【効果】令和5年9月の台風13号による豪雨でも、対策工を実施していた地区においては、土砂災害を未然に防ぐことができた。

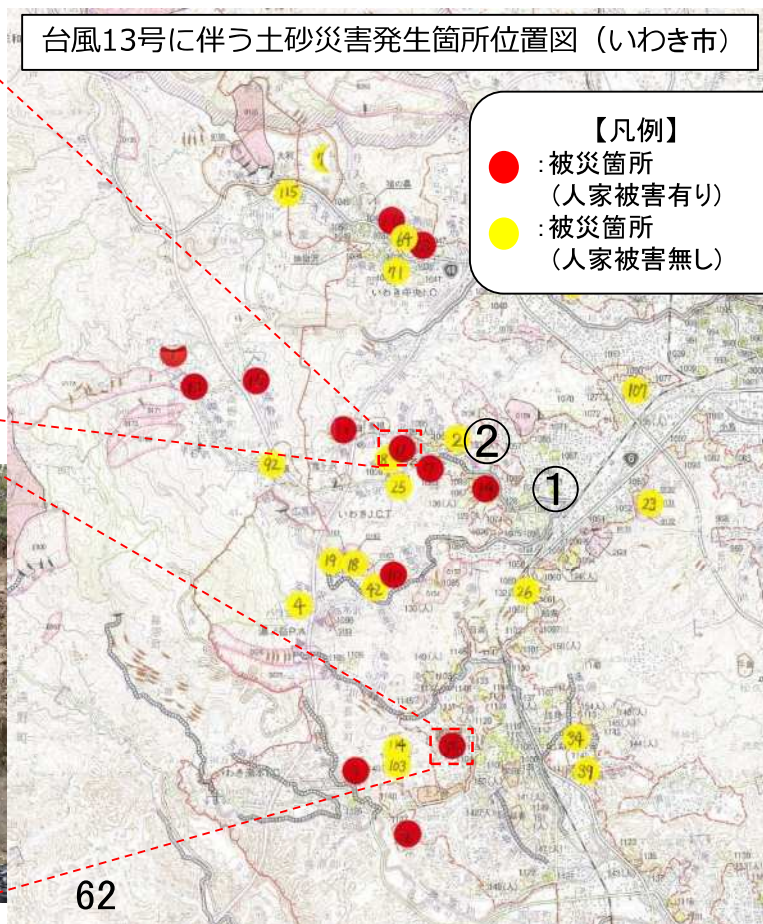


【未対策】台風13号による豪雨によりいわき市の内郷・常磐地区を中心に多数の土砂災害が発生。

(平太郎)いわき市内郷宮町



台風13号に伴う土砂災害発生箇所位置図(いわき市)



- 【凡例】
- : 被災箇所 (人家被害有り)
  - : 被災箇所 (人家被害無し)

(山ノ神)いわき市常磐湯本町



62

安全  
安心

土砂災害から命や財産を守り、  
地域の安全・安心を確保



【after】対策後

R5.9月  
台風時に  
被災なし

# 東八川 砂防堰堤(福島市)

下流保全施設



保全対象

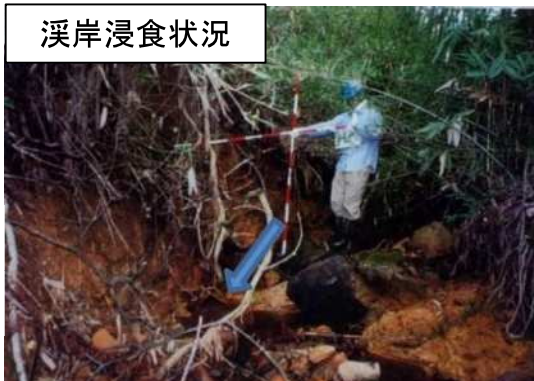
- ・(主)土湯温泉線
- ・人家戸数: 166戸
- ・保全施設名: 公民館等

【効果】令和5年9月の豪雨災害による被害なし。

上流荒廃状況



溪岸浸食状況



水原川水系(東八川・藤入川)砂防計画流域図



令和5年9月の豪雨災害において、  
砂防堰堤より上流は荒廃や溪岸浸食がみられたが、

砂防堰堤より下流では被害がなかった。

安全  
安心

土砂災害から命や財産を守り、  
地域の安全・安心を確保！



# 飯根沢砂防堰堤(西会津町)

【before】被災前(平成29年5月撮影)



堰堤側面より撮影

【after】堆積状況(令和4年8月)



堰堤側面より撮影



堰堤上流側より撮影

R4.8の豪雨災害時の  
堆砂位置



下流保全人家



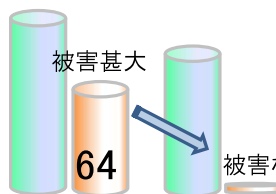
堰堤上流側より撮影

平成7年8月には、大規模な土石流  
が発生。下流の人家に甚大な被害を  
もたらした



【効果】令和4年8月の豪雨災害による被害なし！

稻荷峠観測所  
降雨量  
平成7年  
8月1～4日  
354mm



寺内観測所※  
降雨量  
令和4年  
8月3～4日  
268mm

砂防堰堤整備により、  
下流への土砂流出は  
なく、**被害ゼロ**！

※稻荷峠観測所が平成21年で廃止となったため、  
近隣の寺内観測所を採用

安全  
安心

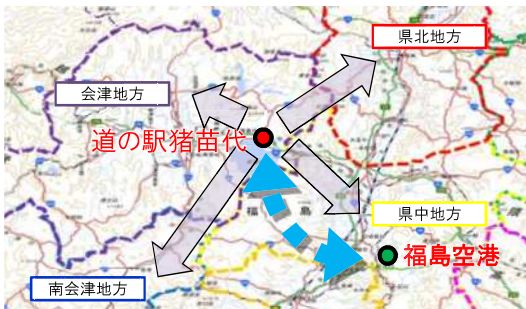
# 広域的な防災拠点としての 役割を担う「道の駅」



**道の駅「猪苗代」**  
【「防災道の駅」令和3年6月11日選定】

【効果】大規模災害時に、道の駅を**広域的な防災拠点**として活用

道の駅「猪苗代」は、令和3年6月11日に国土交通省より「**防災道の駅**」に選定されました。  
大規模災害時の派遣部隊等による復旧・復興活動の基地となる**広域的な防災活動拠点**として、その機能強化を図ります。



## 防災機能の更なる強化

建物の耐震化・無停電化、貯水タンク、防災トイレ、防災倉庫、ヘリポート等の機能を完備しており、今後も更なる機能の強化を進めてまいります。

▼防災倉庫



▼簡易トイレ(防災倉庫格納)



▼災害時の緊急輸送用ヘリポート



# 令和4年3月発生 of 福島県沖地震における 漁港の機能強化対策済み岸壁の効果



- 松川浦漁港は、県内随一の漁獲量・漁獲高を誇る漁港です。
- 漁獲した「常磐もの」の水産物は、原釜荷捌き施設の前面の岸壁で水揚げされ、競りが行われた後、県内外に出荷されています。
- 水揚げする岸壁の機能が損なわれた場合は、漁業活動に大きな支障が生じます。

【整備内容】岸壁の地震・津波対策として、**グラウンドアンカーを増設**

【対策済み岸壁】令和4年3月地震による岸壁本体の被害なし



○地震によって傾きなどの被害が発生し、長期間利用ができなくなった箇所もあります。



○震度6強の地震後でも岸壁本体には変状がなく、簡易的な応急措置で、漁業活動が可能となりました。

【効果】漁港施設機能の強化により、**早期の操業再開**が可能に



水揚げをする岸壁が使用可能だったので、地震から6日後の3月22日には、操業を再開することができました。

安全  
安心

# 台風13号豪雨における ダムの洪水調節機能



小玉ダム 貯水池状況

最高貯水位 9/9 1:00 EL.192.19m

## 小玉ダム(いわき市) 木戸ダム(楡葉町)

【before】平常時(令和5年8月17日)

【after】洪水時(令和5年9月9日)



【効果】ダムによる洪水調節により下流河川の水位の上昇を低減

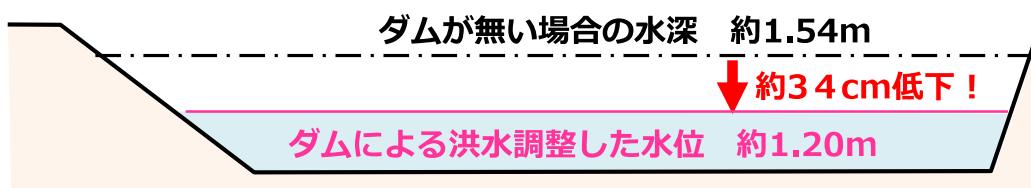
地域住民の声

今回の台風13号では、木戸ダムで1,876千 $m^3$ (東京ドーム1.5杯)、小玉ダムで967千 $m^3$ (東京ドーム0.8杯)の水を貯留しました。このうち小玉ダムでは、ダムからの放流量を調節することで、下流河川において、ダムが無い場合と比較し、**水位を34cm低下**させました。

**水位があまり上がらなかった**ので、安心していられた。  
(地域住民)



河川水位の上昇を低減



河川断面図  
67

安全  
安心

# ダムの再開発により、 洪水から地域を守る！



## 千五沢ダム(石川町)

令和6年3月 再開発事業完了

【before】被災直後(昭和41年9月洪水)

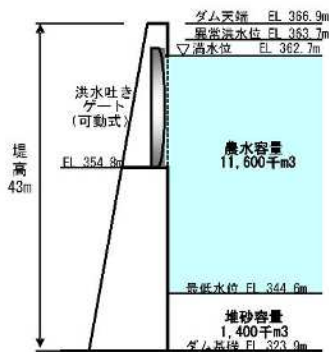
【after】整備状況(令和6年1月)  
(試験湛水の洪水時最高水位)



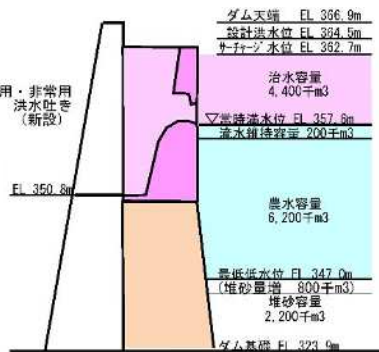
昭和41年9月洪水による浸水状況



【効果】ダムに洪水調節機能を付加することにより、石川町市街地の洪水被害を軽減し、沿川住民の安全・安心を確保



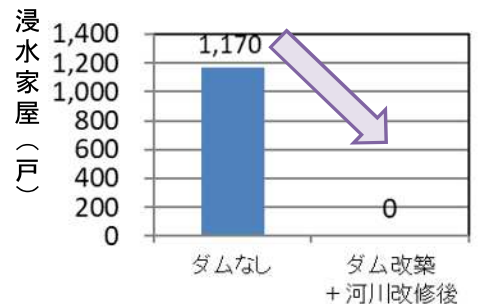
昭和50年にかんがい専用ダムとして整備。洪水調節機能がないため、度々洪水被害が発生。



千五沢ダム再開発事業により、既存の洪水吐きを改築し、ダムに洪水調節機能を付加。

### 洪水被害の軽減効果

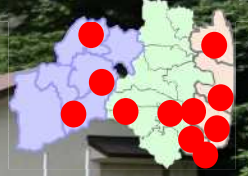
(昭和41年9月洪水による試算結果)



約1,170戸(想定)の被害が軽減し、沿川住民の安全・安心が確保されます。

安全  
安心

# ダムの事前放流により洪水調節機能を強化

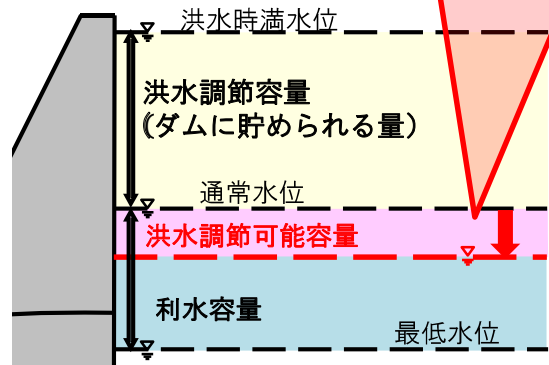
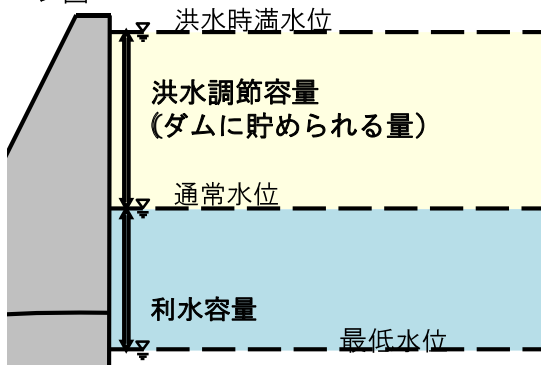


堀川・東山・日中・田島・高柴・四時・真野・  
木戸・小玉・こまちダム・千五沢ダム

【before】通常の洪水調節容量

【after】事前放流実施による確保容量

イメージ図



事前放流によりダムの水位を下げ、  
ダムに貯められる水の量を増やします。

事前放流とは.....

大雨が予想される場合、利水容量の一部をあらかじめ放流し、貯水位を低下させることで、水害対策に使える容量（洪水調節容量）を増やします。

【効果】事前放流により、ダム下流河川の浸水被害の軽減し、地域住民の安全・安心を確保！

【ダムの洪水調節機能強化に向けた体制構築】

一級水系である阿賀野川・阿武隈川水系の5ダムと、二級水系の6ダムにおいて、事前放流を可能とする治水協定を締結しています。

近年の頻発化・激甚化する水災害への備えとして、これまで確保していた洪水調節容量に加えて、新たに利水容量の一部を水害対策に使える容量として確保することで、**ダムの洪水調節機能を強化し、出水時にダム下流河川の浸水被害軽減を図ります。**



安全  
安心

# 東日本大震災において 救難救助の拠点として活用



## 福島空港(須賀川市、玉川村)

【効果1】震災時、帰宅困難者のターミナルに  
定期便に加え臨時便を運航し、帰宅困難者の  
ターミナルとなった。

【効果2】緊急医療の拠点として機能  
DMAT(災害派遣医療チーム)の活動基地、  
緊急物資の輸送拠点となった。



ターミナルビル内

県内で必要とする食料全体の  
約3分の2は福島空港を經由  
し、県内各地の避難所等へ届  
けられました。



発災翌日からDMAT活動開始



緊急物資の積み替え

路線	臨時便 運航期間	臨時便		定期便 (3月12日~31日)		搭乗者数 合計
		便数	搭乗者数	便数	搭乗者数	
札幌	3月12日~24日	76便	3,377人	80便	5,052人	8,429人
大阪	3月12日~31日	48便	3,734人	120便	3,647人	7,381人
羽田	3月13日~4月10日	104便	11,022人	—	—	11,022人
名古屋	3月13日~31日	62便	2,343人	—	—	2,343人
合計		290便	20,476人	200便	8,699人	29,175人

・JRや高速道路などアクセスが悪いなか、県外へ避難出来てよかった。  
・仙台空港が使用できないなか、福島空港から他空港への移動ができて助かった。



# 令和元年東日本台風における耐水化事業 による受変電設備の高所化



【効果】電気室を1階から2階へ移動することで、**水害時でも下水処理場の機能を維持**

整備状況(令和6年9月)  
第2SP棟**2階** 電気室



被災直後(令和元年東日本台風)  
管理棟**1階** 電気室  
**水没による停電で機能停止**



# 下水道管渠の管更生による耐震化工事 (阿武隈川上流流域下水道(県北処理区) 左岸幹線)



- ◆ 下水道施設は重要なライフラインの一つであり、快適な生活環境を守るため災害時においても機能を確保することが求められます。
- ◆ 耐震診断調査において耐震性能不足と診断された下水管渠の耐震化を計画的に進めています。
- ◆ 道路交通状況や住民生活への影響を考慮し、下水道を供用させながら管の耐震性能の向上を図る管更生の工法を選定しています。



**【before】 管更生前**

**【after】 管更生後(令和7年8月)**

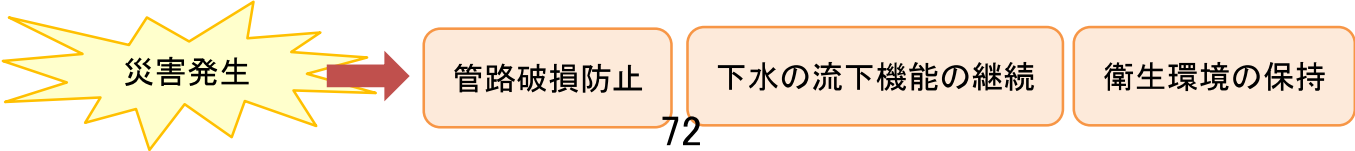


耐震性能不足の管渠



管更生により耐震性能を確保

**【効果】 地震時の下水道機能確保**



# 街路整備により伊達市梁川町の 中心市街地の活性化に貢献



第36回全国街路事業コンクールにおいて、優秀賞を受賞！  
(全国街路事業促進協議会主催)



## 都市計画道路 中央線外1線(伊達市)

【令和5年3月完成】

「まちの駅やながわ春まつり」の様子(R5.4.23)

### 【効果】伊達市梁川町中心市街地の賑わい創出

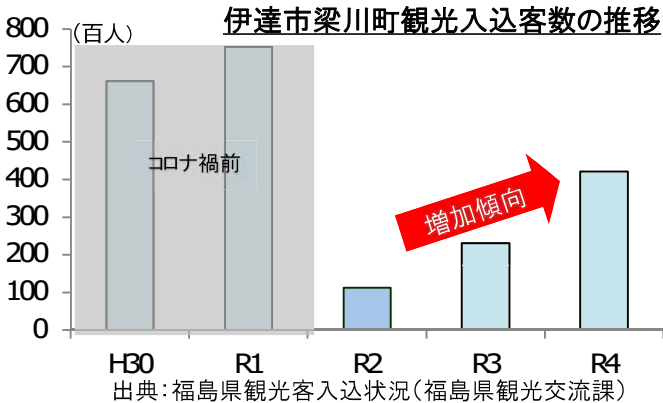
- 伊達市梁川町を訪れる観光入込客数は、R2にコロナ禍の影響を受け落ち込んだが、近年では増加傾向にある。
- 中央線の開通に伴い、新たなシンボルロードとしてイベント開催(まちの駅やながわ春まつり)に寄与。
- 今後も中心市街地の賑わい創出に寄与していく。

### 整備内容

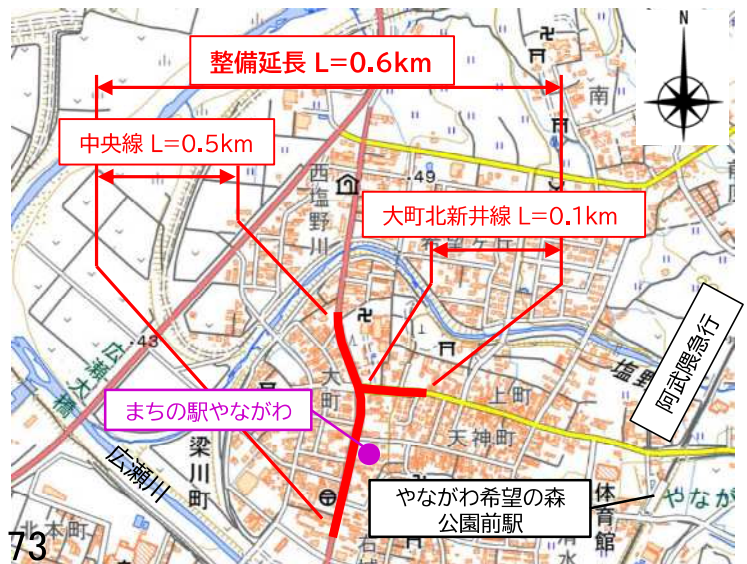
- 無電柱化および道路拡幅により防災性の向上および安全で円滑な交通の確保



整備前の状況



整備後の状況



【全国街路促進協議会会長(広島市長)による文  
優秀賞のクリスタル授与の様子】

# 生活の質 ほこみち[歩行者利便増進道路]制度を活用した賑わいのある道路空間の構築



**国道399号 いわき駅前大通り**  
【令和6年度ほこみち指定】

## 【効果】賑わいのある道路空間の構築

○ NPO法人のタイラボが道路空間におけるイベント等の利用調整を行い、道路空間の多様な利活用が図られるなど、いわき駅前大通りで賑わいが創出されています。

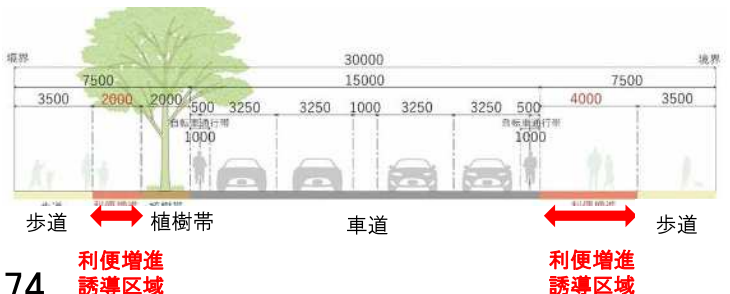


(たいらほこみちHP)



## いわき駅前大通り指定内容

○ JRいわき駅前の国道399号において、県内で初となる「歩行者利便増進道路」の利便増進誘導区域が指定されました(令和7年3月)。



# 観光名所「花園しだれ桜」を訪れる方々の安全と快適のために



## 花園さくらパーク(棚倉町) 【令和2年3月完成】

花園しだれ桜

### 【効果1】訪問者の安全と快適性を確保し、地域の賑わいづくりを支援

棚倉町の観光名所である「花園しだれ桜」は、かんがい用水のため池の土手にぼつんと植えられた推定樹齢160年を超える一本桜です。池に映る「逆さ桜」も見事で、桜のシーズンには県内外から多くの観光客やカメラマンが訪れますが、駐車スペースの不足や進入路など、**通行車両の安全確保**が課題となっていました。

そこで、沿道の空地を活用して、地域の皆様の意見を取り入れながら、16台分の公共駐車場や日よけになる四阿(あずまや)を配置した「花園さくらパーク」を整備し、**訪問者の安全と快適性を確保**しました。



PR動画に繋がるQRコード・音声ガイドもついた案内板



16台分の駐車場とあずま屋を配置



車両の安全な出入りのため進入路を整備



PR動画はこちらからご覧いただけます！  
(棚倉土木事務所YouTubeチャンネル)

### 【効果2】地域と連携した「おもてなし」活動

これまでも棚倉町観光協会花園支部の皆さんが、仮設トイレの設置や交通整理、お茶出しなど、訪れる観光客などへ心温まるおもてなしと、周辺の美化活動を行ってきました。

この「花園さくらパーク」の完成を機に、棚倉町観光協会花園支部、棚倉町、福島県の三者で「うつくしまの道・サポート制度」に関する合意書を締結し、協力して周辺の美化活動等に取り組んでいます。

75

### 【棚倉町観光協会の方の声】

「駐車スペースがきれいになり、休憩所も整備されてよかった。さくらパークの整備により、棚倉町を訪れる方々がより一層増えることを期待したい」



地域の皆さんが続けてきたおもてなし活動



うつくしまの道・サポート制度合意書締結式

生活  
の質

# メインストリートの整備による 中心市街地の活性化に貢献

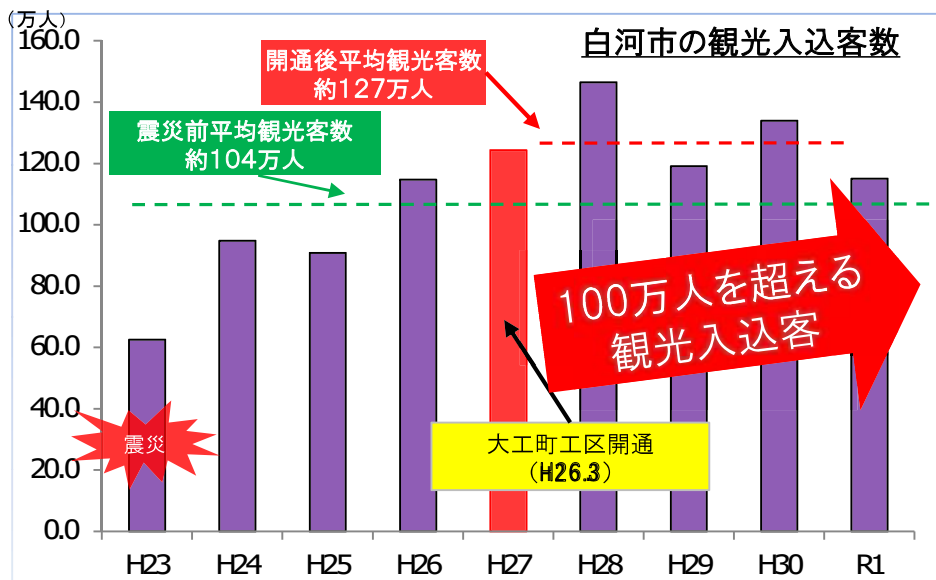


## 都市計画道路 白河駅白坂線(白河市)

【大工町工区:平成26年3月完成】【向新蔵工区:令和7年2月完成】

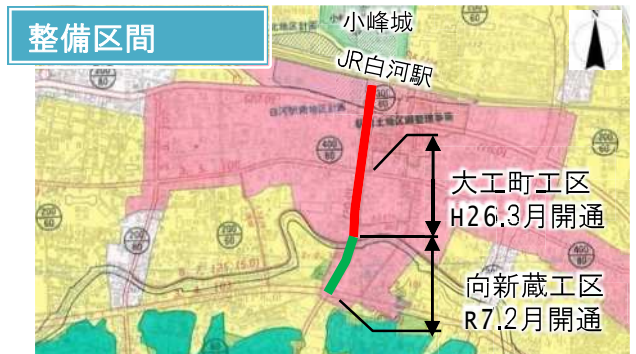
### 【効果】観光客の増加

- 白河市では、白河駅白坂線の開通に伴い、新たなシンボルロードとして各種イベントを開催。
- 白河市を訪れる観光入込客数は、街路整備後、震災前より約23万人が増加しました。
- 15年ぶりに復活した「白河関まつり」の会場になるなど、今後も地域活動の拠点として中心市街地に貢献することが期待されます。



しらかわキャラ市観光客数  
約5.0万人(H30)→約7.2万人(R元)

出典: 福島県観光客入込状況(福島県観光交流課)



生活  
の質

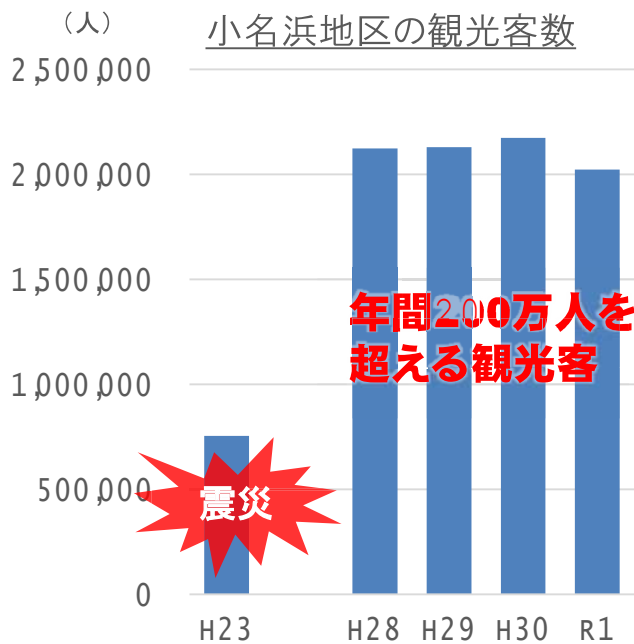
# 県内有数の観光地小名浜の さらなる活性化に貢献



## 都市計画道路 平磐城線(いわき市) 【平成30年6月完成】

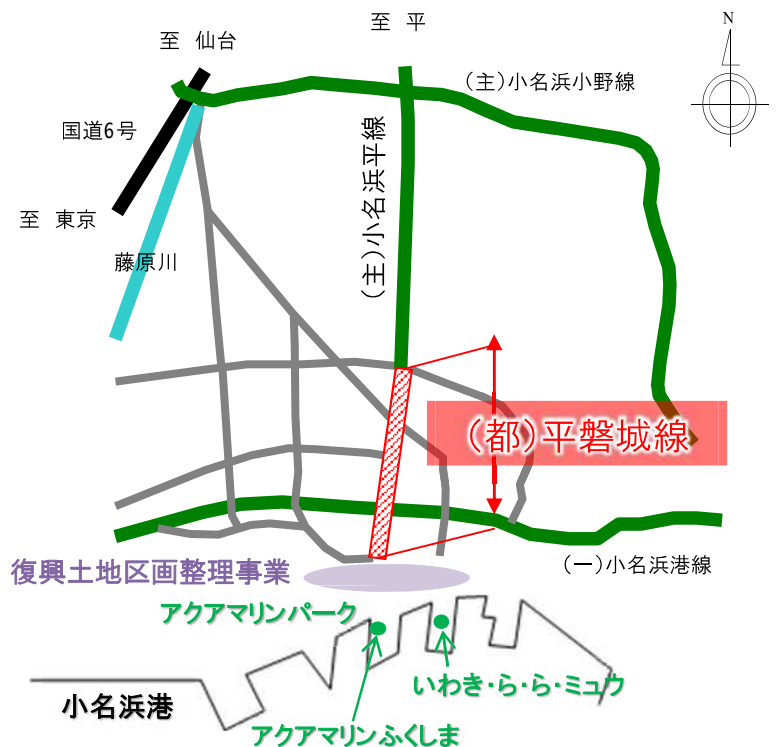
【効果】歩行者や交通の安心・安全を確保し、小名浜地区の観光振興を支える！

- 東日本大震災の影響で、一時大きく減少した小名浜地区の観光客数は、近年では200万人を超える県内有数の観光地に。無電柱化や車線数の増により、歩行者の安全確保や都市内交通の円滑化、防災スペース・避難路の確保に貢献しています。
- 本事業と並行して進められた市の復興土地区画整理事業では、区域内に大型商業施設が出店するなど、地域の賑わいを創出している。



出典：福島県観光客入込状況(福島県)  
「アクアマリンふくしま」  
及び「いわき・ら・ら・ミュウ」の集計値

### 整備区間



生活  
の質

“くらにわ”が地域の賑わいをつなぎ  
蔵の街なみにゆとりとふくらみを創出！

イト口横丁



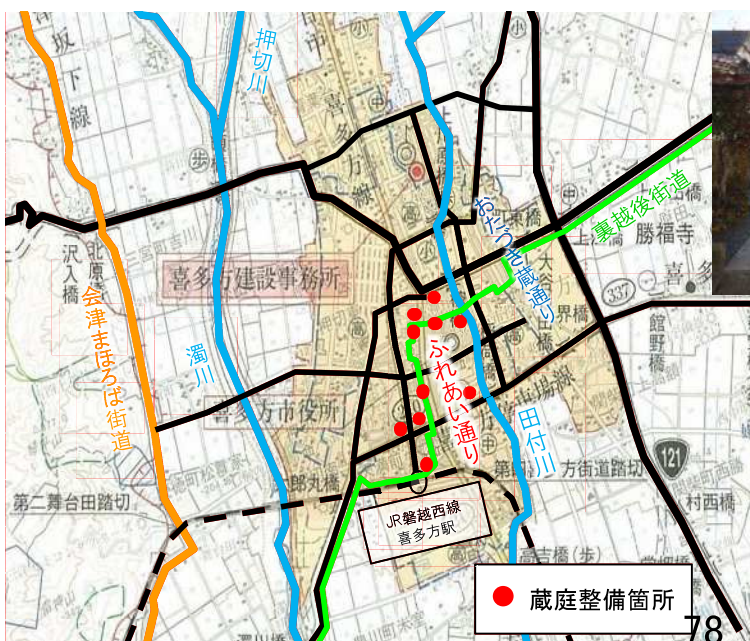
喜多方ラーメン

## 蔵庭(ポケットパーク)整備(喜多方市) 【平成29年度完成】

【効果】蔵庭を活用したイベント開催など、喜多方中心市街地の活性化により観光客が増加傾向！

- ふれあい通りは、喜多方駅から喜多方市の中心部に向かって最も近い商店街であるとともに、人気のラーメン屋等が軒を連ねる入口ともなっていました。駅からの案内や休憩所がなく、いかにまちをつないでいくかが課題でした。
- そこで、観光客が街中を回遊しながら休憩できる休憩施設として「蔵庭(ポケットパーク)」を整備し、市の中心商業地である「ふれあい通り」の活性化を図りました。
- 地域住民の方が蔵庭に植栽するなど魅力的な空間を創出するとともに、蔵庭を使って様々なイベントを開催し観光客をもてなすなど、地域づくりの活性化と観光振興に貢献しています。

喜多方の風土を活かした蔵庭(ポケットパーク)を道路脇に整備



■無散水消雪の歩車道整備と合わせて、これまで空き地だった土地に蔵庭を整備し、道路から見られる蔵と調和した景観を創っています

# ポケットパークのリニューアルによる 温泉街の魅力向上！

会津若松市



リニューアル前

## 芦ノ牧温泉ポケットパーク整備(会津若松市)

【効果1】20万人を超える有名観光地の玄関口の整備により、温泉街の魅力がアップ！

■ 足湯につかりながら、周囲の山々の景色を眺められる癒しの空間として、温泉街の新たなシンボルとなっています。特に、夜間はライトアップにより幻想的な空間を創り上げ、温泉街を訪れた観光客をもてなしています。



塔屋(ライトアップ)

足湯



【効果2】ポケットパークの整備をきっかけに、地元住民による地域づくりが活性化！

■ ポケットパークのリニューアルをきっかけに、地域住民の皆さんが季節の花々を植栽したり清掃を行うなど、温泉街における地域づくりが活性化しています。

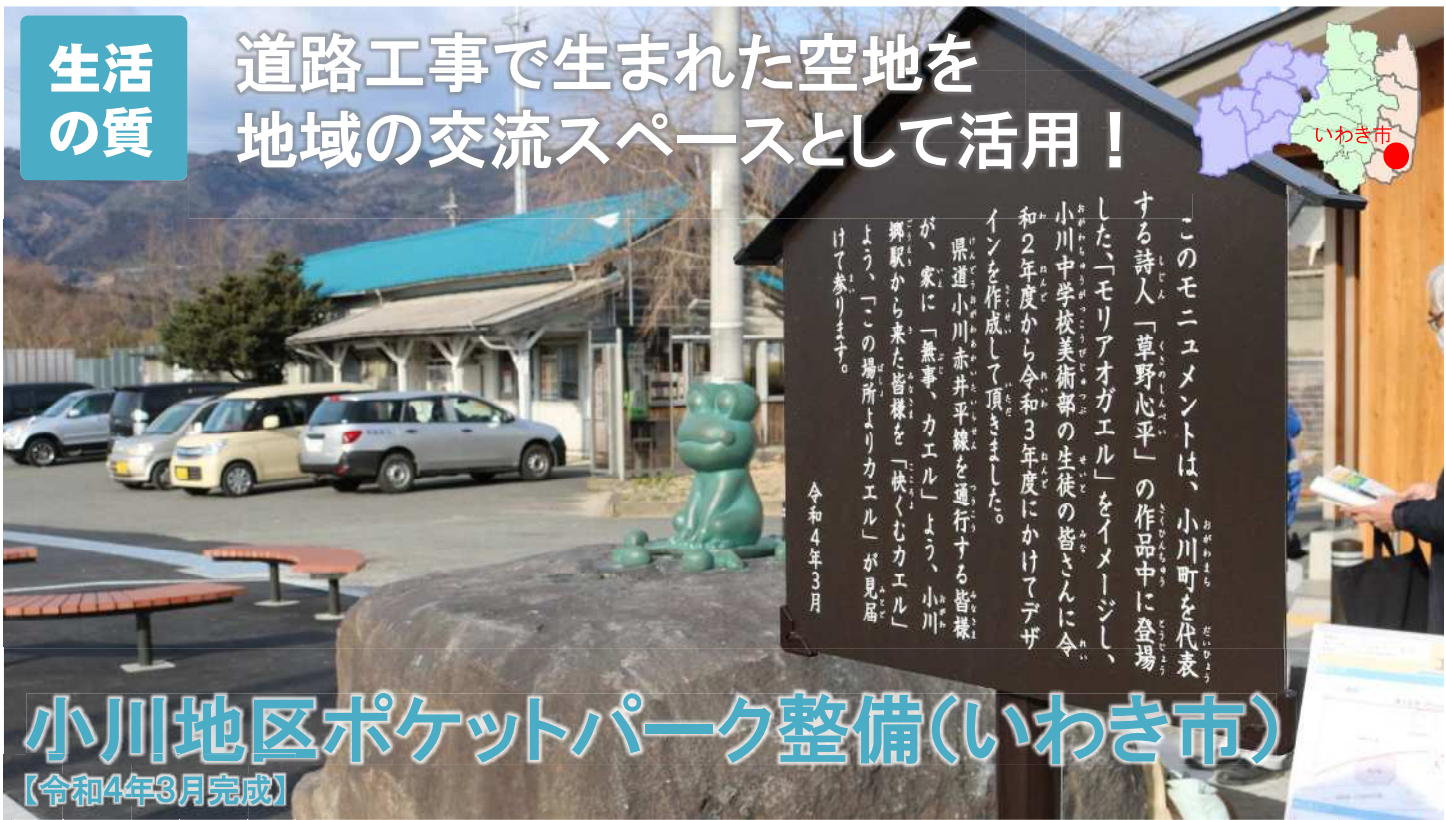


地元による美化活動



生活  
の質

# 道路工事で生まれた空地进行地域の交流スペースとして活用！



## 小川地区ポケットパーク整備(いわき市)

【令和4年3月完成】

【効果】地区の玄関口となる駅前の賑わい創出と、震災避難者との交流の場を提供

かえるのモニュメントは  
地元の小川中学校美術部の  
皆さんがデザインしました！

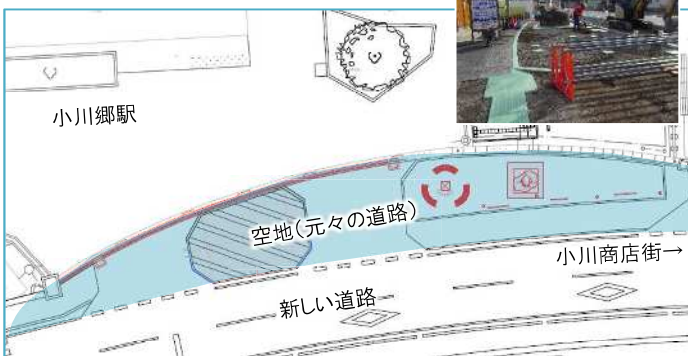
小川地区は、夏井川渓谷や背戸峨廊、二ツ箭山などの豊かな自然に囲まれ、**詩人・草野心平の故郷**としても有名です。

また、原子力災害による避難者のための復興公営住宅が整備され、地元から、地区の玄関口となる**小川郷駅前の賑わいづくり**や**地域の交流場所**の設置が望まれていました。

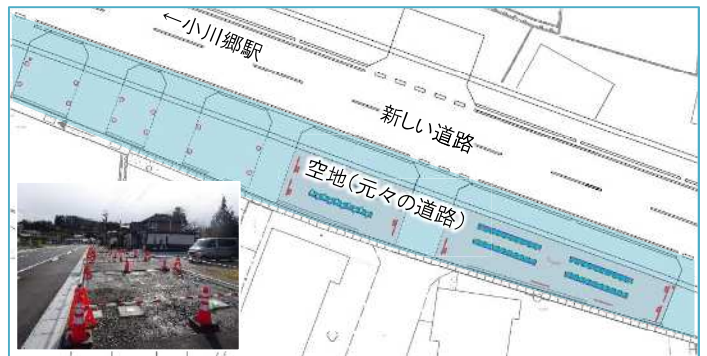
そこで、県道の改良工事で生まれた**空地を活用**して、地域の交流スペースとなる**ポケットパークを整備**しました。



### 小川郷駅前エリア



### 小川商店街エリア



サークルベンチと  
かえるのモニュメント



80



健康づくりも兼ねた交流スペース



ベンチとしても使える車止め

生活  
の質

健康増進や癒し、  
豊かな暮らしを提供します！



サイクルスポーツ広場



歩こう秋のふくしまあづまの郷ウォーク

## あづま総合運動公園(福島市)

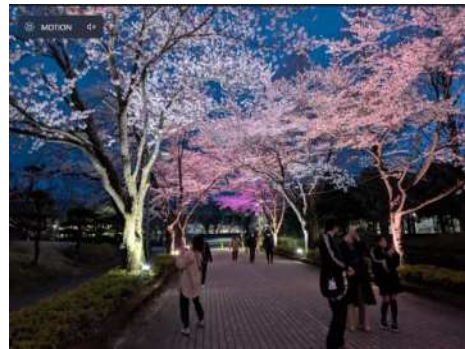
【効果】みんなが集える場所として、健康増進や癒しを提供

マラソン▶  
シーズンの  
スタートに  
ぴったりの  
大会



あづま焼けパークマラソン

- ギュギュっといいとこどりした良い大会です。夏はやっぱこれだねってなるし、お祭り感もあり、夏の終わりにサイコーのひと時でした。またお土産の特産梨も良かった。(40代男性)
- スタッフの方々の応援が温かく、元気の出るマラソン大会でした！(50代男性)



◀サクラ光の  
ファンタジー



落ち葉ボール

オリンピックレガシーの継承～各種展示物やイベントの実施～



県営あづま球場



東京2020大会メモリアルコーナー



記念碑

令和3年7月に東京2020オリンピックの、ソフトボールと野球が県営あづま球場で開催されました。

生活  
の質

# 民間活力を活用した既存ダムの 水力発電により環境負荷を低減！！



## 四時ダム(いわき市)

四時ダム発電所

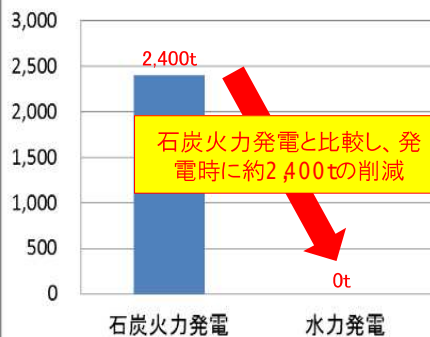
【効果】水力発電により環境負荷(二酸化炭素排出量)を軽減するとともに、ダム管理費を削減

■ESCO事業で水力発電所を整備したことにより、二酸化炭素を排出することなく年間約2,750,000kwh発電することができます。

石炭火力発電で発電する場合と比べて、2,400t程度の二酸化炭素排出量を削減することが可能となり、環境負荷の軽減に寄与します。

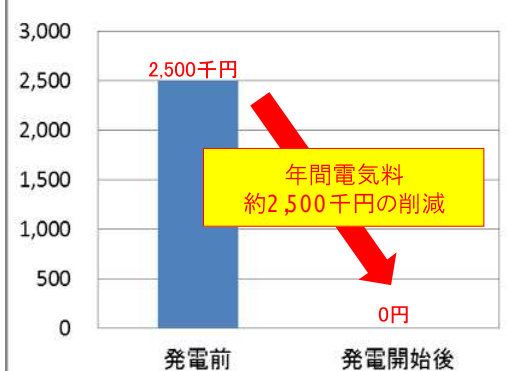
■また、この事業によりダム管理に必要な電気料の削減や、契約終了後は水力発電設備が無償譲渡されることにより売電収入が得られるなどの効果も期待されます。

### 2,750,000kwh発電する際に排出される二酸化炭素量



発電 1 kw h 当り二酸化炭素排出量  
石炭火力発電: 886.8 g-CO<sub>2</sub>/kw h  
水力発電: 0.0 g-CO<sub>2</sub>/kw h

### 四時ダム管理所年間電気料

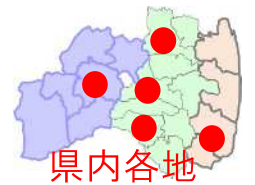


### 四時ダム発電所(全景)



### 発電所内 横軸フランシス水車





内部改善事業は、築35年以上経過した住棟を対象に、基本性能の不足や住戸内の各部位の劣化に対して行う改善手法(居住性向上、福祉対応、長寿命化)です。

## 県営住宅内部改善事業

【効果】バリアフリー化や水回りのリフォームにより、入居者の生活の質が向上

### 【内部改善の主な内容】

- ・バリアフリー化  
(段差解消、手すり設置等)
- ・給湯設備、ユニットバスの設置
- ・設備配管の更新



①トイレの段差解消・便器更新・手すり設置



□ リフォーム範囲



②浴室へユニットバス(シャワー付き混合水栓付き)・手すり設置



③洗面所へキャビネット型洗面化粧台設置(シングルバー混合水栓付き)



⑤台所の水栓更新(シングルバー混合水栓付き)

床の段差が解消されてつまづく心配がなくなりました。

浴室、洗面所、台所でお湯が使って快適です！

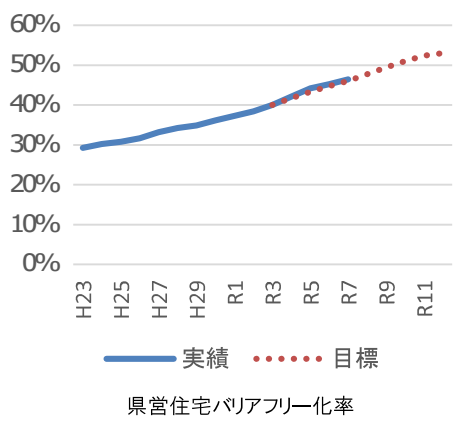
浴室やトイレに手すりが付いて安心です！



②③⑤浴室・洗面所・台所へ給湯配管設置



共通(照明のLED化)



83 入居者の声

## V-6 土木部スタンダード(行動規準)一覧表

所属名		スタンダード
共通	土木部共通規準	<p>◎私たちは、現場主義を徹底し、県民の視点に立ち、課題解決にしっかりと取り組みます。</p> <p>◎私たちは、笑顔でさわやかな対応をこころがけるとともに、丁寧で分かりやすい説明と効果的な広報に努めます。</p> <p>◎私たちは、原理・原則を守り、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>◎私たちは、社会の変化を的確に捉え、柔軟な発想を持ち、業務の改善に継続して取り組みます。</p> <p>◎私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい風通しのよい職場づくりに努めます。</p>
本庁	土木総室	<p>○洵(まこと)に日に新たに、日に新たに、また日に新たなり ※昨日のことを改めて、今日の行動の正しい方向に修正する。 ※事の本質を十分にわきまえ、反省し、勉強し、進歩し続ける ……過去を未来の糧とする。【基本理念として掲示】</p> <p>○原理原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正に事務を執行します。</p> <p>○私たちは、互いに信頼し、報告・連絡・相談がしやすい、風通しのよい職場づくりに努めます。</p>
	企画技術総室	○社会変容への速やかな対応に向けて、私たちは、SPEED(迅速かつ柔軟に)、ACTIVE(進取果敢に)、SPIRIT(元気に明るく)の精神で業務を行います。
	道路総室	○私たちは、安全・安心を最優先に、地域の持続的な発展を支える道づくりを進めます。
	河川港湾総室	<p>○私たちは、近年の気候変動に対応するため、事前防災対策を推進します。</p> <p>○私たちは、空と海の港を通して地域の活力創生を支えます。</p> <p>○私たちは、持続的な維持管理を通じて県民の安全で安心できる暮らしを支えます。</p>
	都市総室	<p>○私たちは、「連携」と「スピード」を常に意識して業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、ふくしまの将来像をしっかりと見据え、魅力あるまちづくりを進めます。</p>
	建築総室	<p>○私たちは、社会と県民のニーズに的確に応え、地域に根ざした、より良い建築をつくります。</p> <p>○私たちは、感謝の気持ちを忘れずに、チームワークを発揮してチャレンジします。</p>
出先機関等	県北建設事務所	<p>～こころをひとつに一步ずつ～</p> <p>○私たちは、安全安心、豊かさを次代につなぐ仕事を「ひとつひとつ」実現します。</p>
	県中建設事務所	<p>○私たちは、福島県の真ん中から交通・生活・交流など、福島県の発展を支えます。</p> <p>○私たちは、建設行政を通じ、ふくしまの「ひと、暮らし、しごと」づくりをシンカさせます。</p>
	県南建設事務所	<p>○私たちは、安全・安心の確保を最優先に取り組みます。</p> <p>○私たちは、自らの職責を十分に理解し、県民が求める真に必要な社会資本の整備・管理に取り組みます。</p>
	会津若松建設事務所	<p>○私たちは、周りから頼りにされる職場づくりに努めます。</p> <p>～明るく、元気で、前向きに。そして感謝を忘れずに～</p>
	喜多方建設事務所	○私たちは、地域の想いに寄り添いながら、地域の魅力を活かしたまちづくりを推進するとともに、誰もが安全・安心に暮らせる社会を支え続けます。
	南会津建設事務所	<p>○私たちは、地域の声にしっかりと耳を傾け、思いやりとおもてなしの心をもって、南会津の明日を拓く社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p> <p>○私たちは、地域の文化・歴史・風土などに対する深い理解のもと、「質が高く」「長持ちする」「県民の皆さまに喜ばれる」社会資本の整備・管理にしっかりと取り組みます。</p>
	相双建設事務所	<p>○私たちは、県民の視点に立って、地域の実情を踏まえた課題解決に、熱意を持って取り組みます。</p> <p>○私たちは、地域の復興に合わせた社会資本の整備を進め、復興と地方創生に全力で取り組みます。</p>
	富岡土木事務所	○私たちは、復興の最前線基地である双葉郡での勤務に誇りを持ち、使命・挑戦・責任を胸に業務に取り組みます。
	いわき建設事務所	<p>○私たちは、次の組織理念に基づき行動します。</p> <p>一步ずつ 私の力が 希望を拓く</p> <p>「い」一步ずつ(一人一人の毎日の小さな積み重ねが大事)</p> <p>「わ」私の力が(一人の力は小さくとも一つとして欠かせないもの)</p> <p>「き」希望を拓く(小さな力の積み重ねが地域の希望となる)</p>
	相馬港湾建設事務所	<p>○私たちは、利用者の声に耳を傾け、愛される港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、さらなる飛躍を目指し、時代の潮流を見据えた「シンカ」する港づくりに努めます。</p> <p>○私たちは、より安全に、より安心して港を利用できるよう、適正な維持管理に努めます。</p>
	小名浜港湾建設事務所	<p>○私たちは、福島県の産業を支え、脱炭素社会を支援する港づくりに取り組みます。</p> <p>○私たちは、魅力ある港をつくることで輝ける地域づくりを積極的に支援します。</p>
	福島空港事務所	<p>○私たちは、福島空港を利用される皆様の安全を第一に考え業務に取り組みます。</p> <p>○私たちは、空港関係者と一体となって県民の皆様に愛される魅力ある空港づくりに努めます。</p>
	県北流域下水道建設事務所	<p>○私たちは、きれいな水環境を保全し快適な生活環境を守るため、下水道の健全な管理・運営に努めます。</p> <p>○私たちは、災害に強い下水道を目指すため、施設の耐震化や耐水化に取り組みます。</p>
	県中流域下水道建設事務所	<p>○私たちは、下水道を通じ良好な水環境の保全と生活環境の改善に努めます。</p> <p>○私たちは、関連する市町村と連携し、持続可能な下水道事業の構築に取り組みます。</p>